

～響かせようトットリズム～

鳥取県男女共同参画白書

～平成 26 年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～

鳥 取 県

鳥取県では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成12年12月に鳥取県男女共同参画推進条例を制定し、平成13年6月に鳥取県男女共同参画計画、平成19年3月に第2次鳥取県男女共同参画計画を策定して、男女共同参画に関する様々な取組を進めてきました。

その結果、審議会委員や自治体管理職における女性割合は増加し、県内全市町村で男女共同参画計画が策定されるなどの成果があった一方で、固定的な性別による役割分担意識は根強く、地域や職場などで物事を決める過程への女性の参画はいまだに低い状況であるなど、様々な課題があり、それらの解決に向けて取組を進める必要があります。

これまでの成果と課題を踏まえ、少子高齢化の進展、家族や地域社会の変化、社会経済の変化などに対応し、更に男女共同参画を推進するため、平成24年3月に「第3次鳥取県男女共同参画計画」を策定しました。

本書は、鳥取県男女共同参画推進条例第9条に基づく年次報告書として、「第3次鳥取県男女共同参画計画」の体系に沿って、各部局の取組や進捗状況を示すなど、本県における男女共同参画の推進状況を県民の皆様にも明らかにするためのものです。

<鳥取県が目指している男女共同参画社会の姿>

鳥取県が目指す男女共同参画社会とは、

女性も男性も高齢者も若者も、

家庭・地域・職場のあらゆるところで

- ・性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って

心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会です。

第3次鳥取県男女共同参画計画の体系

I	平成26年度の主な事業、取り組み	1
II	男女共同参画施策の実施状況	6
	第3次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況	
	テーマA 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革	6
	テーマB 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現	13
	テーマC 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり	19
III	男女共同参画施策の実施効果	29
	第3次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の達成状況	29
IV	データで見る男女共同参画の現状	33
	鳥取県の人口と世帯	33
	(1) 人口 人口の推移／年齢3区分別人口の推移	
	(2) 世帯 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移／一般世帯の家族類型別世帯数の推移	
	(3) 人口動態 「合計特殊出生率」全国との比較／「出生・死亡」全国との比較／「婚姻・離婚」全国との比較／年齢階級別未婚率	
	テーマA 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革	37
	議会議員における女性割合の推移／審議会委員における女性割合の推移／自治体管理職における女性割合の推移／教員・教頭及び副校長・校長における女性割合／男女の役割分担意識／社会通念・慣習などにおける男女平等感／子ども会役員における男性の割合／男女有業者の週平均生活時間／消防団員における女性割合／自治会役員における女性割合	
	テーマB 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現	42
	〔鳥取県男女共同参画推進企業〕認定状況の推移／〔鳥取県男女共同参画推進企業〕業種別の認定状況／職場における男女平等感／年齢階級別労働力率／男女別就業率の推移／夫婦とも就業者である世帯の推移／雇用形態別雇用者数の推移／一般労働者の月間所定給与内与額／短時間（パートタイム）労働者数、時間所定内給与額／「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度／仕事と生活の調和に関する希望と現実／産業大分類別就業者数／従業上の地位別就業者数の推移／選任委員に占める女性農業委員の割合／農業協同組合における女性割合の推移／家族経営協定の締結状況／女性起業組織の推移	
	テーマC 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり	50
	一般民間企業における障がい者雇用率の推移／65歳以上の要介護等認定者数／ひとり親世帯の就業状況／ひとり親世帯の年間収入／ひとり親世帯の世帯構成／ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験／DV相談件数、一時保護数の推移／「デートDV」という言葉の認知度／ストーカーの被害経験／性犯罪の認知件数（被害者の性別）／男女共同参画センターにおける男性相談の推移／母子保健関係指標の推移／人工妊娠中絶件数の推移／保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移／死亡原因の内訳／がん検診受診率の推移	

第3次鳥取県男女共同参画計画の体系

3つの基本テーマごとに重点目標を定め、男女共同参画の推進を図ります。

A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

重点目標		施策の基本的方向
1	自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画	(1) 議会、審議会、自治体での女性の参画、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進 (2) 企業、団体などにおいて、物事を決める場面への女性の参画の推進 (3) 大学や研究機関など様々な分野における女性の参画の推進
2	男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実	(1) 学校教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実 (2) 家庭・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実 (3) 男女共同参画の理解を広げる広報・啓発の推進 (4) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成 (5) 国際的視野を持った男女共同参画の推進
3	男性や子どもにとっての男女共同参画	(1) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進 (2) 男性の家庭生活・地域活動への参画の推進 (3) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進 (4) 子どもの健やかな成長と安全・安心な社会の整備
4	地域の様々な分野における男女共同参画の推進	(1) 防災・復興分野における男女共同参画の推進 (2) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などでの男女共同参画の推進 (3) 自治会やPTAなど地域社会での男女共同参画の推進

B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

重点目標		施策の基本的方向
5	男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり	(1) 女性の能力発揮を進めるための支援 (2) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保
6	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての理解の促進 (2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する取組の支援 (3) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援
7	農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進	(1) 物事を決める場面への女性の参画の推進 (2) 女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

C 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標		施策の基本的方向
8	男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり	(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備 (2) 障がい者の自立した生活に対する支援 (3) 外国人居住者が暮らしやすい環境の整備 (4) ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応
9	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 男女間における暴力を許さない社会づくり (2) 安心して相談できる体制の充実 (3) 配偶者などからの暴力、性犯罪及びストーカー行為などへの対策の推進 (4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
10	生涯を通じた男女の健康の支援	(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進 (2) 妊娠・出産などに対する健康支援 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

I 平成26年度の主な事業、取り組み

〔1〕女性の能力発揮を進めるための支援

鳥取県では女性が輝き活躍する日本一の県を目指し、働く女性を支援する取り組みを行い、女性が妊娠や出産を機に離職せず働き続けることができる環境づくりに取り組んでいます。

【輝く女性活躍加速化とっとり会議発足！】

鳥取県は、男女共同参画条例を平成12年12月に議員提案としては全国で初めて制定し、「性別にとられることなく、個性と能力を十分に発揮できる機会を確保し、社会のあらゆる分野での活躍を支援するための取り組み」を推進してきました。しかし、条例制定から14年が経ち、少子高齢化をはじめ、社会情勢が大きく変化し続けており、女性の活躍がより一層必要となりました。

そこで、経済団体・労働団体・行政が一丸となって女性が輝く日本一の鳥取県を目指し、女性が活躍できる環境の整備と地域経済の活性化に向けた取り組みを推進する組織「輝く女性活躍加速化とっとり会議」を発足しました。

■構成

【経済団体】 鳥取県商工会議所連合会
鳥取県商工会連合会
鳥取県中小企業団体中央会
鳥取県経営者協会



【労働団体】 日本労働組合総連合鳥取県連合会

【行政】 鳥取労働局、鳥取県、市町村



「輝く女性活躍加速化とっとり会議」発足式
平成26年7月10日 とりぎん文化会館



発足式後、行われたパネルディカッション

【県の取り組み】

■「輝く女性活躍パワーアップ企業」の募集

女性が活躍のために人材育成や環境整備に取り組む企業・団体を「輝く女性活躍パワーアップ企業」として登録し、女性が活躍できるモデル企業として県のホームページ等で公表します。

■「輝く女性活躍パワーアップ企業」を目指す企業への助成

女性活躍のために取り組む費用について、補助金を交付します。

対象経費: 社内研修の講師料、講師旅費、外部研修講習料、資格取得経費、社会保険労務士や経営コンサルタント等の専門家への相談料など

補助率 1/2 上限10万円

■輝く女性活躍パワーアップ企業の支援

- ・女性活躍のための行動計画作成セミナーの開催
- ・女性リーダー育成セミナーの開催

輝く女性活躍加速化とっとり会議宣言

私たち鳥取県では少子高齢化が急速に進む中であって、女性の活躍を推進することは質・人口の両面において有力な労働力となるとともに、グローバル化の中で企業や社会の活性化に大いにつながるものです。

しかし、女性の就業率が全国の都道府県の中でも高い状況にあるのに対し、女性の管理職割合が高いといえないなど、本県では、女性がいきいきと働き続けられる社会環境の整備は残念ながら十分とはいえません。

このため、経済界、労働団体、行政が一丸となり、女性の活躍を推進する中核組織として、「輝く女性活躍加速化とっとり会議」を設置し、以下のことに取り組んでまいります。

- 一 女性の管理職登用・職域拡大など企業が自ら目標を設定し、その実現にむけ取り組みます。
- 一 男女とも仕事と子育て・介護が両立できるよう環境を整備します。
- 一 女性がいきいきと能力を発揮し、多様で柔軟な働き方のもとで活躍できるよう職場の環境を改善します。

鳥取県から全国に先駆けた運動を展開し、女性が輝く日本一の県を創ることをここに宣言します。

平成 26 年 7 月 10 日

〔2〕働く女性・働きたい女性へのバックアップ

【レディース仕事ぶらざの設置】

女性を中心とした就職に関する相談、スキルアップにつながる研修・セミナーの実施など、働きたい女性に対する支援を行うとともに、産休・育休代替労働者等を求める企業に求職者を紹介するなどにより、子育て中の女性などの就業を総合的に支援する機関が開設されました。

○支援内容

- ・就職に関する相談
- ・就職に向けた各種セミナーやスキルアップのための研修の実施、案内
- ・仕事の紹介、就職のあっせん
- ・産休・育休代替職員の紹介



○開設日

平成26年6月4日

レディース仕事ぶらざ開所式の様子

○開設場所

レディース仕事ぶらざ鳥取 鳥取市扇町115-1 第一生命ビル1階
レディース仕事ぶらざ倉吉 倉吉市山根557-1 パープルタウン1階
レディース仕事ぶらざ米子 米子市加茂町2丁目204 米子商工会議所2階

【職業訓練生託児支援事業奨励金】

鳥取県立産業人材育成センター(倉吉校・米子校)が実施する職業訓練について、子育て中の求職者の方の受講を支援するため、平成26年8月から、保育料の半額を助成する制度が始まりました。

○対象者 次の全ての条件に該当する方

- (1) 就職希望者で、産業人材育成センターが実施する職業訓練を受講する方(訓練への出席状況によっては、支給されないことがあります。)
- (2) 未就学児童の保護者で、職業訓練を受講するに当たり、本人も含めてその児童を保育する者がいない方
- (3) 上の(1)、(2)の理由により、その児童を保育所等(認可保育園、認可外保育施設をいう。なお、幼稚園は除く)に預けられる方

○支給額

訓練期間中の保育料(他の助成金額を控除した後の額)の2分の1以内(1円未満切り捨て)
(ひと月未満の訓練期間となる月がある場合は、日割り計算となります。)

○上限額

保育児童1人:月額2万円

保育児童2人以上:月額3万円

〔3〕 男性の子育てしやすい企業支援奨励金創設

配偶者の産前、産後休業期間は夫たる男性労働者の育児参加が最も必要な時期です。

そこで、企業に対して子育ての最初の段階で男性が育児に積極的に関わることができる休暇制度の整備・利用を推進するため、本奨励金制度を創設しました。

常時雇用する男性労働者に、育児参加休暇及び育児休業を取得させた、従業員数が100人以下の事業主に奨励金を支給します。

区分	内容
① 育児参加休暇	配偶者の産前・産後休業期間に、労働者が子の養育のために、就業規則で定める特別休暇（有給）を2日以上取得させた事業主に支給します。（100千円）
② 育児休業	労働者に連続5日以上育児休業を取得させて原職等に復職させた事業主に支給します。（100千円） ※育児休業取得者に対する一時金等の経済的支援制度がある場合、100千円加算

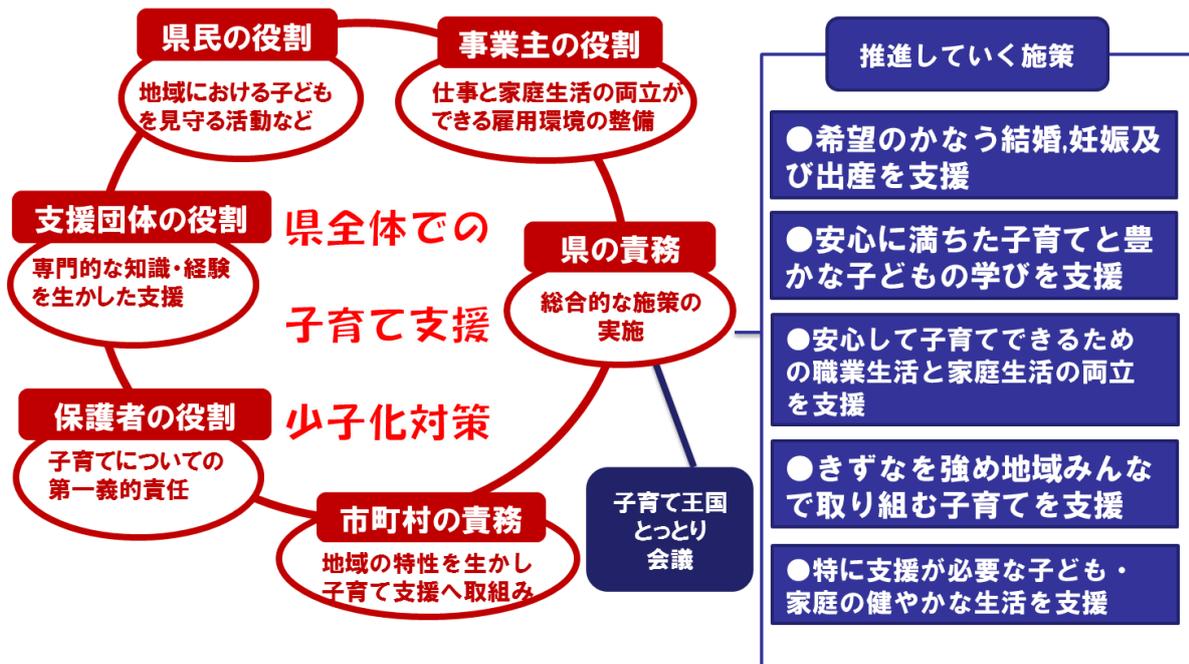


奨励金支給決定通知書交付式（H26. 7. 7）

〔4〕 子育て王国とっとり条例に基づき支援策の強化

鳥取県では、豊かな自然や住民同士の強いきずなを活かし、子育てを地域全体で支えることを目指して、平成22年に「子育て王国とっとり」の建国を宣言し、様々な子育て支援、少子化対策に取り組んできました。

この取組が定着し、鳥取県が最も子育てしやすく住みやすい地域として、世代を超えて受け継がれるようになるため、平成26年2月定例県議会で制定した「子育て王国とっとり条例」に基づき、妊娠及び出産から成人に至るまで、支援に切れ目がないよう取組を強化しました。



※「子育て王国とっとり条例」の全文については、次のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/209570.htm>

〔5〕全国トップクラスの女性参画

鳥取県では、政策・方針決定過程の場や防災分野などへの女性の参画が、全国トップクラスとなっています。

都道府県議会議員に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	東京都	19.7
2	滋賀県	15.2
3	福島県	14.0
3	京都府	14.0
5	秋田県	13.6
5	兵庫県	13.6
5	奈良県	13.6
8	神奈川県	13.5
9	沖縄県	13.0
10	鳥取県	12.1

町村議会議員に占める女性の割合(都道府県)

順位	都道府県	女性割合(%)
1	神奈川県	20.5
2	大阪府	19.5
3	埼玉県	17.1
4	京都府	14.5
5	鳥取県	13.1
6	長野県	12.8
7	兵庫県	12.5
8	新潟県	12.3
9	滋賀県	11.7
10	岐阜県	11.5

都道府県の地方公務員管理職に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	東京都	14.9
2	鳥取県	12.0
3	神奈川県	9.5
4	新潟県	9.4
5	香川県	9.2
6	富山県	9.1
7	静岡県	9.0
8	高知県	8.6
9	京都府	8.3
10	島根県	7.9

都道府県の審議会等委員に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	徳島県	46.3
2	鳥取県	43.6
3	佐賀県	37.0
4	宮崎県	36.4
5	新潟県	35.7
6	岡山県	35.1
7	埼玉県	35.0
8	静岡県	33.1
8	鹿児島県	33.1
10	福島県	33.0

市区町村の審議会等委員に占める女性の割合(都道府県別)

順位	都道府県	女性割合(%)
1	滋賀県	29.3
2	鳥取県	29.2
2	福岡県	29.2
4	大阪府	28.6
4	山口県	28.6
6	神奈川県	28.3
7	埼玉県	27.8
7	石川県	27.8
9	東京都	27.4
10	福井県	27.3

都道府県防災会議の委員に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	徳島県	40.6
2	鳥取県	40.3
3	佐賀県	29.4
4	島根県	25.4
5	新潟県	24.3
6	青森県	17.2
7	奈良県	16.7
8	京都府	16.4
9	滋賀県	15.0
10	神奈川県	14.8

資料:全国女性の参画マップ(内閣府男女共同参画局 平成26年12月作成)

II 男女共同参画施策の実施状況

第3次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況

テーマA 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

●重点目標1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画

(1) 議会、審議会、自治体での女性の参画、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
男女共同参画社会づくりの推進	・男女共同参画白書及びマップの作成、公表	白書190部、マップ200部	県及び各市町村における男女共同参画の推進状況についてとりまとめ公表した。	進捗状況のとりまとめ時期を早め、関係課に提示する。	男女共同参画白書及びマップを作成し公表する。	男女共同参画推進課
県の機関における男女共同参画に関する職員研修実施の促進	・県機関において、男女共同参画に関連するテーマで職場研修が実施されるよう、働きかけ及び開催支援	・ホームページ・チラシ等に より出前講座の広報を行った。 ・所属の要望に応じて人材バンクより講師を紹介した。(3件)	26年度の部局研修テーマに指定されたこともあり、多くの所属で男女共同参画に関する研修が行われた。	人材バンクや研修用DVD等の活用等も含め、広く広報する必要がある。	ホームページ・チラシ等による広報活動をする。	男女共同参画センター
男女共同参画人材バンクの充実と活用促進	・男女共同参画に関する人材を登録し、審議会等委員の選考などに活用	・登録者数:113人(よりん彩ホームページで公開) ・センター及び関連団体の主催講座講師等への登録勧誘を行い、登録者の増加を図った。	審議会の委員や講座の講師について照会が寄せられ、適任の講師等を紹介している。	人材バンクの一層の周知と、人材バンク登録者の現状把握などフォローアップが必要。	・広報紙やHPなどにおいて制度や講師の紹介。	男女共同参画センター
県職員における女性幹部登用の促進	・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を継続的に推進	性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を実施	管理職職数に占める女性管理職割合:13.1%(H27.4.1現在)	管理職の登用のみならず、課長補佐級、係長級への登用も積極的に推進する必要がある。	鳥取元氣プロジェクトの目標である「管理的地位(係長級以上)の女性割合30%」を目標に、女性の登用を推進する。 ※27.4現在:28.2%	人事企画課
		人事異動に際しては、女性管理職の登用率にも注意して個別配慮を行った。	女性管理職登用率の維持	特になし	引き続き、適材適所の人事配置を図りながら、女性管理職の登用にも個別配慮を行う。	教育総務課
議会傍聴者託児サービス	・議会傍聴者への託児サービス	{26年度実績} 託児利用:0人	なし	希望する人に託児サービスを実施しているという情報が届くよう、より積極的に広報を行う必要がある。	・託児サービスの実施 ・託児サービスを実施することの広報	議会事務局

(2) 企業、団体などにおいて、物事を決める場面への女性の参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
企業経営者等に対する啓発	・企業経営者等を対象とした人権セミナーの開催	企業関係者等を対象にした研修会を2回開催、東部会場(2/10)西部会場(2/12) 演題:「LGBTも過ごしやすい職場づくりとは ~明日から一人一人ができること~」	(参加人数) 東部会場:241名 西部会場:125名 (参加者アンケート) 大変満足、まあまあ満足と回答した人が 東部会場:全体の99.2% 西部会場:全体の97.5%	研修参加者を増やしていく必要がある。	企業関係者等を対象とした研修会を年2回開催する。 ※内容は今後協議し決定	人権・同和対策課
男女共同参画推進企業の認定	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定 ・企業の取組事例の収集及び紹介	男女共同参画の推進に理解と意欲のある企業等を認定することで、県内企業への男女共同参画の普及を図った。	企業訪問、制度周知等により、新規48社を認定し、認定企業数が533社となった。	引き続き制度周知及び企業の自主的な取組を促進していく必要がある。	・企業開拓、認定後のフォローアップのため、コーディネーター(1名)及び輝く女性活躍企業推進員(2名)の配置 ・認定企業支援として、就業規則等の整備を促進するため、社会保険労務士の派遣	男女共同参画推進課
働く女性のキャリアアップ支援	・働く女性の働く意欲の向上やキャリアアップを応援するセミナーを開催	・県内企業等で働く女性のキャリア開発応援セミナー(東部:3回連続講座)の開催 ・働く女性・働きたい女性の活躍応援セミナー(西部:3回連続講座)の開催	(参加人数) 県内企業等で働く女性のキャリア開発応援セミナー:延べ41名 働く女性・働きたい女性の活躍応援セミナー:延べ73名	参加者を増やしていくため、企業への周知及び理解を得ていく必要がある。	女性従業員に対する実践的になり手研修の実施	男女共同参画推進課
男女共同参画を理解し、実践するための講座	・企業、団体等と連携した講座の開催支援 ・自治会等と連携した講座の開催	・センター職員による自治会、PTA等での出前講座:34回 ・共同参画時代の自分磨きセミナー事業の団体への委託:2企画 ・男性の家庭進出プロジェクト事業:2企画 ・活動支援事業による支援(公開講座:11回、研修支援講座:7回、調査研究等事業:1回) ・市町村担当者よりん彩職員の学習の場である「学びのサロン」を3回開催。	・共同参画時代の自分磨きセミナーの実施により男女共同参画への理解者の裾野拡大を図った。 ・活動支援事業に申請された団体への連携、支援を行い、申請団体の人材育成に寄与することができた。 ・学びのサロンで市町村との連携を強めることができた。	・公募講座のテーマが特定の分野に集中する傾向がある。 ・講座への参加者を増加させる工夫が必要。 ・市町村との実務的な連携を進める必要がある。	自分磨きセミナー委託事業3企画のうち、1企画を政策的に選定したテーマに沿った講座とし、受託団体とよりん彩が連携して企画する。	男女共同参画センター
人材育成講座の開催	男女共同参画のキーパーソンとなる人材を育成するための講座の開催	男女共同参画人材育成協働事業を団体に委託し、3団体(3企画)が実施。 直営では2企画実施。	委託の3企画で延べ129人の参加があり、参加者同士の今後の交流やネットワークづくりにつながった。また、職場や地域内で活用したいというリーダー的人材育成につながるものもあった。	・公募講座のテーマが特定の分野に集中する傾向がある。 ・講座への参加者を増加させる工夫が必要。	人材育成協働事業委託6企画のうち、1~2企画を政策的に選定したテーマに沿った講座とし、受託団体とよりん彩が連携して企画する。	男女共同参画センター
マネジメント及びマーケティング研修の開催	・企業の中堅リーダーである係長から課長級を対象に研修を開催	・研修受講者数24名 ・中央会会員企業への広報:企業108社と中央会ホームページに掲載し申込書をダウンロード出来るようにした。	今年度は、女性の受講者がいなかった。	毎年、別の従業員が受講している企業が多く、これまで受講していない企業への研修参加に向けたPR。	研修を受講していただけるようPRし、中堅リーダーの意識向上に繋げる。	雇用人材総室

(3) 大学や研究機関など様々な分野における女性の参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
教育・研究機関における女性の参画状況に関する調査の実施	県内の私立幼稚園、私立高等学校、専門学校、高等教育機関(大学等)における園長、学長、学長、役員等への女性の就任状況調査を行い、方針決定過程への女性の参画拡大の問題点、課題を明らかにするとともに、女性の参画拡大のための方策について検討	私立高校に係る学校法人校長の女性の割合を確認。	女性校長の割合 <私立学校(中・高・専修)> 校長 27校中1校(3.7%) <高等教育機関(大学・短大・高専)>学長5校中1校(20%)	今後、学校訪問、学校法人調査等で働きかけていく必要がある。	今後も、学校訪問、学校法人調査等で働きかけていく。	教育・学術振興課
		私立幼稚園については、H27.4.1現在で、全16園のうち、12園が女性園長である。	—	—	—	子育て応援課
医師・看護職員の勤務環境改善	医師の過重な労働の緩和 ・女性医師が仕事と育児等を両立し、継続して働くことができる職場環境づくりの支援 ・医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	医療の現場を元気にする鳥取県女性医師の会の開催 ・女性医学生に対するキャリアパス教育の実施	男女共同参画やキャリア継続についての意識改革を図ることができた。	女性医師の離職防止及び復職支援等を推進するためには、引き続き、女性医師の就業しやすい環境を整備する必要がある。	医療現場におけるワークライフバランス、男女共同参画を推進するための取組を、引き続き鳥取大学(医学部ワークライフバランス支援センター)に委託して実施する。	医療政策課
		女性医師用休憩室、シャワー室、おむつ交換台等の整備	女性医師の就業しやすい環境の整備が進んだ。	引き続き、女性医師の就業しやすい環境を整備する必要がある。	医療現場における女性医師の就業環境を整備する必要がある。	
		ワークライフバランスのためのワークショップ、フォローアップ研修の実施	参加した病院施設内の労働環境の調査分析により、離職の原因、不満の要因等に対する取組を行い、業務改善を行うことができた。	病院全体の職場環境改善の普及	看護職のワークライフバランス推進ワークショップ事業を実施する看護協会へ補助する。	
		再就業支援研修、研修後のフォローの実施	再就業支援受講者のうち、14名が再就業できた。	再就業希望者の把握や掘り出しが進んでいないことから、事業見直しを行った。	当該事業は組み替えを行い、一部事業をナースセンター事業に統合する。	
		院内保育所の運営に対する補助	14病院(H26新規3病院)	引き続き、子供を持つ医療関係者が就業しやすい環境とする必要がある。	子育て中の医師・看護職員が安心して働くことができるよう、勤務環境改善のための院内保育所の運営費に対し補助を行う。	
医師・看護職員の勤務環境改善(対象:県職員)	医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	総合療育センター内において院内保育所を運営(業者委託による運営)	職場内に保育施設があり、また、土・日・祝日でも対応する利便性等から、育児中の交替制勤務職員の育児と仕事の両立に役立っていると考えている。	運営委託者と利用者(職員)との意思疎通を図りながら、さらに利用しやすい環境を整備し維持すること	H26年度と同様(総合療育センター内において院内保育所を運営(業者委託による運営))	総合療育センター

●重点目標2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実

(1) 学校教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
学校における男女共生教育の充実	全教育活動における男女平等観の育成 ・個性を生かした進路指導の充実	各学校において、家庭科や総合的な学習の時間、道徳、学級活動などで男女平等の考え方やその意義について学習するとともに、教育活動全体を通して、規範意識や命の大切さ、生き方などについても発達段階に応じて学習を実施。また、キャリア教育を通じた個性を生かした進路指導を実施。	各学校において男女平等の考え方、規範意識、命の大切さ等に係る指導の充実が図られた。 各学校においてボランティア活動、勤労奉仕活動、職場体験等の活動を通じ個性を生かした進路指導の充実が図られた。	地域や社会の情勢を踏まえた指導の充実 ・道徳教育のさらなる充実	道徳教育指導力向上研修へ教員派遣 ・道徳教育実践研究協議会の実施 ・指導主事による各校への指導助言	小中学校課
		各学校において立案した人権教育全体計画に基づき、全教科・領域等を通じて指導を行った。 ・県立特別支援学校の教員をジョブコーチセミナーに派遣する予定だったが、今年度については資格取得のできるセミナーではなかったため派遣を見送った。 ・12月に県内で初となる特別支援学校技能検定(清掃部門)を開催した。	いずれの学校も児童生徒等の自立と社会参加を目指し、個別の指導計画を立て、個の実態に即した指導・支援に努めた。 ・過去にセミナーに派遣した教員の多くが、今年度も各校の進路指導主事やキャリア教育主任等、学校のキーパーソンとして活躍した。 ・特別支援学校高等部生徒30名が技能検定に挑戦した。審査員からの評価も高く、参加者は自信を深めることができた。	特別支援学校児童生徒等の自己肯定感、人権意識等を育む指導を進めるとともに、共生社会の実現に向けて、障がいのない子どもとの交流及び共同学習等の推進も図っていく必要がある。 ・ジョブコーチ資格の取得が可能な研修に教員等を派遣し、専門性を一層高め、卒業生の職場定着等を進めていく必要がある。 ・技能検定の分野を充実させつつ、企業団体等との連携体制をさらに構築していく必要がある。	学校における人権教育等の推進を図る。 ・県外ジョブコーチセミナーへ教員を派遣する。 ・技能検定(清掃部門)の拡充並びに新たな分野の実施検討を進める。	特別支援教育課
男女共同参画意識の育成	「家庭」「公民」「保健体育」等の学習、特別活動等で男女共同参画に対する意識を育成	事例集の活用…人権教育主任研究協議会で事例集の活用方法を説明 ・教職員研修…新任教職員研修の一部に「男女共同参画の実現に向けて～学校教育での取組～」を盛り込み、研修を実施	研究協議会は全校種から233名が参加 ・新任教職員研修には162名が参加	人権教育の分野は多岐に渡るため必ず活用があるとは限らないが、引き続き活用の促進を促していく必要がある。	男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用促進 ・教職員研修の実施支援	人権教育課
		「家庭」「公民」「保健体育」等の学習、特別活動等で男女共同参画に対する意識を育成	生徒の男女共同参画に対する意識を高めることができた。	継続的な男女共同参画意識の育成	「家庭」「公民」「保健体育」等の学習、特別活動等で男女共同参画に対する意識を育成	高等学校課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
特定の分野に偏らない進路指導	・進学・就職指導を行う際、性別による固定的な職業観や進学観等にとらわれず、個人の能力や資質に沿った指導を行う	・多様化する生徒のニーズに応じた教育が実現できるよう各学校で特色ある教育活動を展開	・進学や就職指導においても、生徒個々の進路希望や資質能力に応じたきめ細かな指導を行い、性別による固定的な観念にとらわれない進路指導ができた。	・固定的な観念にとらわれない進路指導の継続	・進学・就職指導を行う際、性別による固定的な職業観や進学観等にとらわれず、個人の能力や資質に沿った指導の実施	高等学校課

(2)家庭・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
県立人権ひろば21(ふらっと)の運営	・図書・ビデオ貸出、パネル展、人権学習会開催等	【鳥取県立人権ひろば21管理委託費】 ・県民の人権学習の場として自由に交流し、人権に関する情報を発信・提供する拠点施設として運営している。 ・人権ライブラリーの運営(図書・啓発ビデオ等の選定・貸し出し) ・交流スペースの運営(イベント、人権学習会等の開催) ・来館者数:4,135人 ・図書等貸出:1,711件、小イベント40回	図書等の貸出期間の延長、公民館等への学習会等の周知、イベント開催回数の増加等により、利用者数が徐々に増えている。(H25年度 4,118人⇒H26年度 4,135人)	利用者は徐々に増えているが、若年層の利用が少ない。若年層を対象とした人権学習会、インターネットを活用した広報等を積極的に行うことが必要。またパネル展やイベント実施、貸出図書等の充実を図っていく必要がある。	・図書・ビデオ貸出、パネル展、人権学習会開催等	人権・同和对策課
(公社)鳥取県人権文化センターへの支援	・人権問題に関する各種研修会、講座の開催	人権問題調査研究の専門機関である(公社)鳥取県人権文化センターに対し、運営費助成(会費の負担)を行い、人権啓発推進員養成・実践講座の開催や人権啓発事業等を実施した。	各種研修会等を開催し、人権啓発を推進できた。	引き続き、効果的な人権啓発を推進していく。	引き続き、(公社)鳥取県人権文化センターに対し、運営費助成(会費の負担)を行う。	人権・同和对策課
県民との協働による人権啓発	・複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムや演劇等と講演等の組み合わせの開催を委託	①県民の人権に関する自発的な取組を公募し、民間団体と行政で構成する実行委員会に委託して、人権啓発を推進した。 ②学生と行政で構成する実行委員会に委託して、人権啓発を推進した。	①実施した4事業に計505人が参加して、様々な人権課題について認識を深めることができた。 ②大学生等が企画した2事業を実施し、若い世代にも人権問題に取り組みきっかけを提供できた。	事業内容に偏りが出ないよう、公募の方法等を所属内で協議する。	・県民の人権に関する自発的な取組を公募し民間団体と行政で構成する実行委員会に委託して人権啓発を推進する。 ・また、学生が主体の団体を対象に人権啓発イベントを公募委託して、同年代の若者に対する人権啓発活動を実施する。	人権・同和对策課
人権尊重理念の啓発	・テレビ等による啓発の実施 ・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料作成・配布	①人権啓発広報事業 ・人権ラジオ番組(月2回、年間24回放送) ・テレビスポットCM(3/9～31) ・人権情報誌「ふらっと」を6月、11月に発行 ②とっとりユニバーサルデザイン推進事業 ・出前講座、出前授業、パネル展示等を行い、UD理念の普及啓発を図っている。	①人権啓発広報事業 様々な媒体を使って、啓発広報を実施できた。 ②とっとりユニバーサルデザイン推進事業 多くの県民に啓発することにより、UDに対する理解を促した。 ・活動支援事業に申請された団体への連携、支援を行い、申請団体の人材育成に寄与することができた。 ・学びのサロンで市町村との連携を強めることができた。	①人権啓発広報事業 より多くの県民に啓発できる放送内容になるよう工夫する。 ②とっとりユニバーサルデザイン推進事業 今後も多くの県民に啓発を行う必要がある。また、今後はカラーUDについても啓発していく。	・引き続き、ラジオ番組(月2回、年間24回放送)、テレビスポットCM、人権啓発情報誌(年2回)作成等を行う。 ・啓発パネル展示、研修、出前授業、出前講座を開催し、ユニバーサルデザイン理念の普及啓発を図る。	人権・同和对策課
男女共同参画団体への活動支援	・県内の民間団体が行う、男女共同参画を進める活動に対する支援	より多彩な活動支援事業では、公開講座11事業、研修支援講座7事業、調査研究等事業1企画に助成した。	昨年度より開催回数は減少しているが、一定数の開催はされており男女共同参画団体への支援は継続してきている。昨年度はなかった調査研究等事業が実施された。	第3次計画の内容に沿った事業となるように申請者との協議を充実させる必要がある。	より多彩な活動支援事業において、公開講座、研修支援講座、若者企画講座、調査研究等事業を募集し、補助する。	男女共同参画センター
【再掲】 多様な団体との連携による講座の実施、人材育成	・自治会等での講座の開催を進めるために市町村と連携した働きかけ ・共同参画時代の自分磨きセミナーによる啓発	・センター職員による自治会、PTA等での出前講座:34回 ・共同参画時代の自分磨きセミナー事業の団体への委託:2企画 ・男性の家庭進出プロジェクト事業:2企画 ・活動支援事業による支援(公開講座:11回、研修支援講座:7回、調査研究等事業:1回) ・市町村担当者より多彩な職員の学習の場である「学びのサロン」を3回開催。	・共同参画時代の自分磨きセミナーの実施により男女共同参画への理解者の裾野拡大を図った。 ・活動支援事業に申請された団体への連携、支援を行い、申請団体の人材育成に寄与することができた。 ・学びのサロンで市町村との連携を強めることができた。	・公募講座のテーマが特定の分野に集中する傾向がある。 ・講座への参加者を増加させる工夫が必要。 ・市町村との実務的な連携を進める必要がある。	自分磨きセミナー委託事業3企画のうち、1企画を政策的に選定したテーマに沿った講座とし、受託団体より人権が連携して企画する。 ・イクメン/ケアン養成講座支援事業の開催(5講座)	男女共同参画センター
生涯学習講座等の開催	・とっとり県民カレッジ主催講座「未来をひらく鳥取学」等の開催	・ふるさと鳥取や現代社会が抱える課題について、全10講座を開催した。	「未来をひらく鳥取学」10講座のべ参加者約2,200名	新たな受講者の開拓とテーマ設定等	全9講座開催(予定)	社会教育課
家庭や地域社会における学習機会や情報の提供	・保護者が参加する機会に家庭教育アドバイザーを派遣し、親の学びを支援する。 ・「とっとり子育て親育ちプログラム」を普及させ、親の気づきと家庭教育について学びあえる仲間づくりを促す。 ・家庭教育啓発を行うための広報の充実	・家庭教育アドバイザー派遣(27件) ・ファシリテータの派遣(49件) ・新聞広告、情報誌、啓発グッズ等による広報(新聞1回) ・ハンドタオ(5,000枚)小学校低学年の保護者配布 ・小学生スタートブック第2版(6,000部)長児の保護者配布 ・クリアファイル(6,000枚)	・家庭教育に関する専門的な知識を持ったアドバイザーや仲間づくりのワークショップを進行できるファシリテータを派遣することにより、親の学びの一助となった。 ・スタートブックの配布により、幼保小の滑らかな接続のための情報を提供できた。	・活用を拡大するため、アドバイザーの講演内容や手法についてのニーズを把握し、広報する。 ・ファシリテータのスキルアップを図るため、研修や情報交換に機会を設定するとともに複数の者を派遣することでファシリテーションを拡充する。	・家庭教育アドバイザーの派遣 4月～3月(25件) ・「子育て親育ちプログラム」ファシリテータ(進行役)の派遣 4月～3月(50件) ・家庭教育啓発広報	小中学校課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
社会教育主事の養成	・社会教育について専門性の高い人材の養成	・社会教育主事講習等を行い、市町村職員、県教委職員、公民館職員等の社会教育主事資格取得を支援した。(受講者11名)	・社会教育主事講習修了者10名	・社会教育関係者のさらなる資質向上が望まれている。 ・社会教育を行う者に助言と指導をすることができる社会教育主事の養成が望まれている。	・継続して社会教育主事講習等を行い、市町村職員、県教委職員、公民館職員等の社会教育主事資格取得を支援する。	社会教育課
生涯学習情報の提供	・インターネット、情報誌等での生涯学習情報の提供	・生涯学習情報誌「生涯学習とつどりの発行(年6回)」による情報発信 ・生涯学習情報提供サイト「県民学習ネット」による情報発信	・生涯学習情報誌「生涯学習とつどりの発行(年6回)」 ・生涯学習情報提供サイト「県民学習ネット」による情報発信	情報誌で発信する情報の幅広い収集	・生涯学習情報誌「生涯学習とつどりの発行(年6回)」による情報発信 ・生涯学習情報提供サイト「県民学習ネット」による情報発信	社会教育課 各教育局

(3)男女共同参画の理解を広げる広報・啓発の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
市町村条例・計画等の策定促進	・市町村担当課長会議の開催 ・個別の働きかけ	市町村担当課長会議の開催及び未制定の市町村に対する聞き取り、働きかけの実施。	・条例制定済 18市町村 ・計画策定済 全市町村	定期的な情報交換	未制定町への状況確認及び働きかけを継続的に行っていく。	男女共同参画推進課
【再掲】男女共同参画社会づくりの推進	・男女共同参画白書及びマップの作成、公表	白書190部、マップ200部	県及び各市町村における男女共同参画の推進状況についてとりまとめ公表した。	進捗状況のとりまとめ時期を早め、関係課に提示する。	男女共同参画白書及びマップを作成し公表する。	男女共同参画推進課
男女共同参画センターによる普及啓発	・各種講座、セミナー等による意識啓発 ・関係資料の情報収集と提供、図書、ビデオ等の貸出、情報誌の作成・配布	・図書・DVD等貸出実績 5,190点 ・広報紙「よりん彩」年3回発行	・「広報紙「よりん彩」では、女性の力を活かし、働きやすさを推進する職場や、性暴力・性犯罪に関する内容を特集し、広く広報することができた。 ・講座開催時の出前貸出を積極的に実施し、資料提供と活用促進を図った。	「男女共同参画」を自分の問題として捉え広く理解を進めるため、啓発活動の更なる充実が必要。	啓発に有意義な資料や図書の収集を行うとともに公立図書館との連携を強化して、資料等の活用を図る。	男女共同参画センター
【再掲】人材育成講座の開催	・男女共同参画の理解者の層拡大を図るため様々なテーマの講座を開催	・センター職員による自治会、PTA等での出前講座:34回 ・共同参画時代の自分磨きセミナー事業の団体への委託:2企画 ・男性の家庭進出プロジェクト事業:2企画 ・活動支援事業による支援(公開講座:11回、研修支援講座:7回、調査研究等事業:1回) ・市町村担当者よりん彩職員の学習の場である「学びのサロン」を3回開催	・共同参画時代の自分磨きセミナーの実施により男女共同参画への理解者の裾野拡大を図った。 ・活動支援事業に申請された団体への連携、支援を行い、申請団体の人材育成に寄与することができた。 ・学びのサロンで市町村との連携を強めることができた。	・公募講座のテーマが特定の分野に集中する傾向がある。 ・講座への参加者を増加させる工夫が必要。 ・市町村との実務的な連携を進める必要がある。	自分磨きセミナー委託事業3企画のうち、1企画を政策的に選定したテーマに沿った講座とし、受託団体よりん彩が連携して企画する。 ・イクメン・ケアメン養成講座支援事業の開催(5講座)	男女共同参画センター
男女共同参画に係る啓発	・研修会等による女性自身の参画意識の高揚	・日野郡男女共同参画連絡会への参画 ・日野郡における男女共同参画社会の実現を目的とする連絡会に構成員として参画(事務局:江府町社会教育課) ・研修会等への協力、参加 ・広報誌発行に係る協力	・連絡会により、会員相互の情報交換・連携を図った。 ・研修会、広報誌は男女共同参画の意識向上を図る有益なツールとして活用された。	・連絡会実施事業は、よりん彩などの補助金に大きく依存しており、継続した事業実施のためには安定した財源確保が必要。	・引き続き、連絡会に構成員として参画 ・研修会等への協力、参加 ・広報誌発行に係る協力	日野振興センター 日野振興局

(4)様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
青少年健全育成条例施行	・青少年を取り巻く環境浄化など青少年健全育成条例を効果的に運用 ・健全育成協力員による図書類の販売実態等の調査、報告 ・有害図書類指定審査会の開催	・7月に条例改正を行った。(10月1日施行) ・啓発用リーフレットを作成し、県内の幼稚園・保育所、小学校、中学校、高校の全園児、児童・生徒、学生に配布。 ・インターネット接続機器の販売店に対して、購入者への説明と配付用リーフレットを送付。 ・各種メディアを利用した広報の実施。 ・機器の購入が増加するクリスマスや正月を前に、保護者や教職員、一般の方を対象にした講演会を実施。	・メディアを利用することにより、「ペアレンタルコントロール」の周知が進んだ。 ・販売店よりリーフレットの追加送付の依頼もあり、条例改正の周知が浸透しつつある。	・引き続きの「ペアレンタルコントロール」の周知。 ・ネット接続機器の販売店への条例改正の実態把握。	・条例改正の周知状況を把握するため、ネット接続機器の販売店への訪問調査を実施する。 ・ネット接続機器の購入が増加する時期に向けて、ペアレンタルコントロールの周知の講演会を実施する。 ・教育委員会や県警、青少年育成鳥取県民会議等と連携したキャンペーンを実施とメディアを活用した広報を実施する。	青少年・家庭課
メディアとの接し方に関する啓発	・協議会主催による「高校生フォーラム」の開催 ・子どもたちの正しいメディア利用に関する保護者等への啓発活動の実施	・「電子メディアとのつきあいフォーラム」を県東部地区で開催 ・ケータイ・インターネット教育推進員を保護者等の研修会や学習会に派遣した。	・フォーラム開催以後、幼稚園・保育所からの講師依頼が増加し、関心が高くなっている ・ケータイ・インターネット教育啓発講師派遣:119件	・子どものネット利用の状況は日々変化しており、継続した啓発活動が必要である。	・「電子メディアとのつきあいフォーラム」を県中部地区で開催 ・継続してケータイ・インターネット教育推進員を保護者等の研修会や学習会に派遣する。	社会教育課
情報を主体的に収集、判断できる能力を育成する情報教育の推進	・学校における情報教育の充実	・県立特別支援学校においては全児童生徒数の約6割にあたるタブレット端末等を全ての学校に整備した。 ・特別支援学校等の教職員を対象とした研修会を開催し、各校の取組状況を情報交換し合った。	・タブレット端末の活用をとおして楽しみながら意欲的に学習したり、コミュニケーションの幅が広がったりする等の成果があった。 ・iPad活用強化月間を設定し教職員間で実践を共有する等、学校の実態に応じた研修が進んできている。	・学校現場におけるICT機器の活用は徐々に進みつつあるが、教職員の中にはまだ苦手意識を持つ者も少なくない。	・児童生徒等が、学習等で必要な時にタブレット端末を利用できるように、引き続き追加整備を進めるとともに、教職員の専門性向上のため、県内1カ所にサポートセンターを置き、機器活用サポートや教材作成支援等の巡回サポートを行う。	特別支援教育課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の実施内容	担当課
情報を主体的に収集、判断できる能力を育成する情報教育の推進	学校における情報教育の充実	平成21年度からNPO法人こども未来ネットワークに委託して、児童・生徒によるインターネット上の書き込み等をパトロールし、実態把握や学校への情報提供を行っている。	発見された書き込み等から、児童・生徒の情報モラル実態を把握することができる。また、学校へ情報提供することにより、不適切な書き込みの削除につながることも、ネットいじめや問題行動を早期に発見し、適切な対応をとることができる。	近年、ケータイ・スマホ・インターネット、ゲームは、ますます子どもたちの生活の中に浸透し、ネットいじめなどの友人関係のトラブルやネット犯罪に巻き込まれる可能性も増えてきているため、専任者による継続的監視による問題発見及び地教委・学校への情報提供を行い、問題の早期解決、予防に繋げる必要がある。	NPO法人が月10回程度、ネットパトロールを行う。 ・不適切な内容・個人情報等の書き込み等が見つかった場合、県教委へ情報提供を行う。 ・県教委は関係市町村教育委員会や学校へ情報提供を行う。 ・全県に關係する情報については適宜提供する。	小中学校課
		学校が専門機関と連携した出前授業で、法教育や金融教育などの充実を図り、実社会で生きていくために必要な知識等を習得することで、生徒自らが主体的に社会と関わる態度を育み、社会参加の意識を高めた。	専門機関と連携した出前授業は、生徒の理解度も高く、教師のみによる指導のもとに取り組んで来たものが、専門家との連携夜学校の組織的な取組と組み合わせることでより効果的になっている。	・事業効果を高めるための連携先専門機関の増加	・学校における主権者教育の充実 →模擬投票の取組など ・携帯電話やインターネット利用についてのモラルやマナー教育の充実	高等学校課

(5) 国際的視野を持った男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の実施内容	担当課
青少年による国際協力の推進	・青年海外協力隊の普及広報活動等への支援	○平成26年度青年海外協力隊帰国報告会開催 開催日: 平成26年11月30日 (日) 内容: 帰国隊員の活動報告を行った。 ○活動報告書の作成 1, 200部作成し、各関係機関・会員等配布 ○鳥取県の隊員参加状況 平成26年度までに268名の鳥取県出身者が隊員として参加。現在、9名派遣(男性3名、女性6名)中。	・隊員経験者は職場や地域において自らの体験を活かした活動を積極的に地域に国際化に貢献している。 ・また、OV会の活動に参加し、制度の広報や新規隊員の掘り起こしにも尽力している。	・隊員応募者が減少傾向にあり、啓発普及に工夫が必要。 ・また、隊員の活動後の就職をはじめとして各種支援が課題。 ※ 企業や民間団体により構成される鳥取県協力隊を育てる会が隊員の活動後の就職等の支援を行っている。	・青年海外協力隊鳥取県OV会への助成 ・OV会が実施する協力隊の活躍を広く県民に紹介する「帰国報告会」や普及広報活動(活動冊子の作成)に対し助成する。	交流推進課
北東アジア女性指導者交流	・北東アジア女性指導者交流会の開催、参加	関係国に対して開催の意向確認を実施	モンゴル中央県において北東アジア地域男女共同参画フォーラムの開催意向を確認	参加に向け、継続的な情報収集が必要。	モンゴル中央県で開催予定の北東アジア地域男女共同参画フォーラムへ鳥取県訪問団を派遣する。	男女共同参画推進課

●重点目標3 男性や子どもにとっての男女共同参画

(1) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の実施内容	担当課
【再掲】男女共同参画センターによる普及啓発	・男性向け講座による意識啓発 ・企業の社内研修への出前講座	・センター職員による自治会、PTA等での出前講座: 34回 ・共同参画時代の自分磨きセミナー事業の団体への委託: 2企画 ・男性の家庭進出プロジェクト事業: 2企画 ・活動支援事業による支援(公開講座: 11回、研修支援講座: 7回、調査研究等事業: 1回) ・市町村担当者よりインフォメーションの学習の場である「学びのサロン」を3回開催	・共同参画時代の自分磨きセミナーの実施により男女共同参画への理解者の裾野拡大を図った。 ・活動支援事業に申請された団体への連携、支援を行い、申請団体の人材育成に寄与することができた。 ・学びのサロンで市町村との連携を強めることができた。	・公募講座のテーマが特定の分野に集中する傾向がある。 ・講座への参加者を増加させる工夫が必要。 ・市町村との実務的な連携を進める必要がある。	自分磨きセミナー委託事業3企画のうち、1企画を政策的に選定したテーマに沿った講座とし、受託団体とより多彩な連携して企画する。 ・イクメン/ケアマン養成講座支援事業の開催(5講座)	男女共同参画センター
男性相談の実施	・男性臨床心理士による専門相談	・男性相談者のために男性臨床心理士を配置して、毎月1回、面接・電話相談を実施した。 ・26年度6月より、一般相談において毎週土曜日に男性相談員を配置し、男性相談者からの相談を受けた。	男性臨床心理士による相談では21件、新規の男性一般相談では25件の相談に対応をした。	男性一般相談(オトコの相談日)の周知に努め、潜在的な男性相談者からの相談に対応できるようにする。	・男性相談員による一般相談 ・男性臨床心理士による専門相談	男女共同参画センター
子育てしやすい企業支援	・父子手帳の配布 ・男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する助成金の給付	男性の子育てしやすい企業支援奨励金制度を創設(平成26年4月～) ・経済団体、企業、社会保険労務士会等へチラシの配布(年2回)を実施 ・企業を対象とした会議等でのチラシの配布を実施	育児参加休暇 6件 育児休業 11件	・各個人(父親)が子育ての意識を持っていても、育児しやすい職場環境がなければ、男性の育児参加が進まないため、企業に対して「育児」への理解を図るとともに、就業規則、社内風土の改善などについて重点的にサポートすることが必要である。 企業に当該奨励金制度の周知を継続して行い、男性が育児の初期の段階から取得できる休暇制度の整備及び利制度利用の促進を図っていく必要がある。	・常時雇用する男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を新たに取得させた事業主へ奨励金を支給。	子育て応援課

(2) 男性の家庭生活・地域活動への参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の実施内容	担当課
【再掲】子育てしやすい企業支援	・父子手帳の配布 ・男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する助成金の給付	男性の子育てしやすい企業支援奨励金制度を創設(平成26年4月～) ・経済団体、企業、社会保険労務士会等へチラシの配布(年2回)を実施 ・企業を対象とした会議等でのチラシの配布を実施	育児参加休暇 6件 育児休業 11件	・各個人(父親)が子育ての意識を持っていても、育児しやすい職場環境がなければ、男性の育児参加が進まないため、企業に対して「育児」への理解を図るとともに、就業規則、社内風土の改善などについて重点的にサポートすることが必要である。 企業に当該奨励金制度の周知を継続して行い、男性が育児の初期の段階から取得できる休暇制度の整備及び利制度利用の促進を図っていく必要がある。	・常時雇用する男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を新たに取得させた事業主へ奨励金を支給。	子育て応援課

(3) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
【再掲】 学校における男女共生 教育の充実	・全教育活動における男女 平等観の育成 ・個性を生かした進路指 導の充実	・各学校において、家庭科や 総合的な学習の時間、道 徳、学級活動などで男女平 等の考え方やその意義につ いて学習するとともに、教育 活動全体を通して、規範意 識への大切さ、生き方など についても発達段階に応じ て学習を実施。また、キャ リア教育を通じ個性を生か した進路指導を実施。	・各学校において男女平等の 考え方、規範意識、命の大切 さ等に係る指導の充実が図ら れた。 ・各学校においてボランティア 活動、勤労奉仕活動、職場体 験等の活動を通じ個性を生か した進路指導の充実が図られ た。	・地域や社会の情勢を踏まえ た指導の充実 ・道徳教育のさらなる充実	・道徳教育指導力向上研修 へ教員派遣 ・道徳教育実践研究協議会 の実施 ・指導主事による各校への 指導助言	小中学校課
		・外部講師として助産師を招 き、生命の尊厳や自尊感情 を育成する授業を実施したり 、奉仕活動や地域住民等 との交流をとおして自己有用 感、自己肯定感等を育んだ りする取組が見られた。	・助産師の講義の後、大事そ うに赤ちゃんの人形を抱っこし たり、心音を聞き自分の産まれ た時のことを想像したりする 児童生徒等がいた。また、地 域に貢献する経験をとおして 自信や人の役に立つ喜び等 を高めることができた。	特別支援学校に在籍する幼 児児童生徒の障がいの状況は 重度・重複化及び多様化して きており、一人一人の実態や 教育的ニーズに応じたきめ細 やかな指導と支援が求めら れている。	各学校の教育課題に即し て、学校長の裁量による柔 軟で自由度の高い事業立案 や予算執行を可能とする 「学校裁量予算(指導充実 費)」を引き続き確保する。	特別支援教育課
	・男女共同参画の視点 に立った人権教育学習 事例集の活用 ・教職員研修の実施	・事例集の活用…人権教育 主任研究協議会で事例集 の活用方法を説明 ・教職員研修…新任教職員 研修の一部に「男女共同参 画の実現に向けて～学校教 育での取組～」を盛り込み、 研修を実施	・研究協議会は全校種から23 3名が参加 ・新任教職員研修には162名 が参加	・人権教育の分野は多岐に渡 るため必ず活用があるとは限 らないが、引き続き活用の促 進を促していく必要がある。	・男女共同参画の視点に 立った人権教育学習事例集 の活用促進 ・教職員研修の実施支援	人権教育課

(4) 子どもの健やかな成長と安全・安心な社会の整備

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
学校での生徒の相談窓 口	・スクールカウンセラーを 学校に派遣し、いじめ、 不登校などの問題を抱 える生徒に対して、相談 を行う。また、教職員へ の助言をとおして指導力 の向上を図る	・臨床心理士等をスクール カウンセラーとして配置(高 等学校は、教育相談員を含 めて全校配置) ・社会福祉士等をスクール ソーシャルワーカーとして配 置(3校)	・学校の教育相談体制が強化 され、児童生徒理解の促進に 寄与した。 ・問題行動の未然防止、早期 発見、早期対応ができるよ うになった。 ・学校と相談機関の連携が 強化され、組織的な対応が 可能となった。	・勤務日が限られているため 、児童生徒の問題の状況に 応じた柔軟な対応がしづ かしい。 ・有資格者等の人材確保が 難しい。	スクールカウンセラーとス クールソーシャルワーカーの 継続配置	高等学校課
児童虐待防止	・児童虐待防止に携わ る職員の資質向上 ・適切な支援を行うため 関係機関の連携を強化 ・児童虐待の予防、早期 発見、早期対応の体制 の推進	・児童相談所職員のスキル アップ研修実施。 ・児童虐待対応協力員の配 置(各児童相談所計6名)	・児童相談所職員の資質向上 が図られた。 ・虐待対応協力員の配置によ り虐待対応体制が強化され た。	・児童相談所職員等のスキル アップ ・虐待対応・支援における 関係機関との連携	・児童虐待防止に携わる職 員の資質向上 ・適切な支援を行うため 関係機関の連携を強化 ・児童虐待の予防、早期 発見、早期対応の体制の 推進	青少年・家庭課
子ども電話相談運営費 助成	・親、友人、学校の先生 等に相談できない悩み などの電話相談を実施 する民間団体への経費 助成	子ども電話相談実施団体 (チャイルドラインさぎのみ み)に対し、補助金425,0 00円を交付。	・悩みを抱える子どもが相談 できる窓口を確保すること により、子どもたちの心理 的な負担を軽減。	・通話開始期の7月(小学校 等の夏休み期間)に開設数 を見直すことによる、人件 費の削減。	・親、友人、学校の先生等 に相談できない悩みなどの 電話相談を実施する民間 団体への経費助成	子育て応援課
小児医療費の助成	・中学校卒業までの子 どもの医療費の負担軽減 を図る	—	—	—	—	子育て応援課
学校支援ボランティアの 取組支援	・地域の方々がボラン ティアとなって登下校時 の見守り、生活・学習支 援など学校支援を行う 体制づくりを推進	・「学校支援地域本部事業」 (国事業) 実施数＝7市町8本部・小 学校20校、中学校10校 ボランティア登録人数 883 名 「地域で育む学校支援ボ ランティア事業」(県事業) 実施数＝10市町1学校組 合 小学校87校、中学校31校 、特別支援学校1校)	・両事業を合計した実施学校 数、ボランティア登録人数は 、年々増加している。 ・教職員だけではなく、地 域の大人の協力により、 児童生徒の多様な学びが 広がってきている。 ・「開かれた学校」が具現 化されてきている。 ・より多くの地域の見守 りにより、子どもたちの 安全性が高まっている。	・学校と地域住民双方で、 まだ両者に認識のずれが 見受けられ、対等な関係 で協働する体制づくりを 進める必要がある。 ・未実施の学校では、 教員負担が過大と考 えていることが多く、 さらに理解促進を図ると ともに、より容易に取 り組めるよう運用方法 等を改善する必要がある。	・「学校支援地域本部事業」 実施数(予定)＝7市町7 本部・小学校20校、中 学校10校 ボランティア登録人数 883 名 「地域で育む学校支援ボ ランティア事業」(県事業) 実施数(予定)＝10市 町1学校組合 小学校87校、中学校31 校、特別支援学校1校)	小中学校課
放課後子ども教室の推 進	・子どもに放課後等の安 全で安心な活動拠点を 確保し、様々な体験活 動を行う放課後子ども 教室の運営費を補助	10市町37教室が事業実 施。県立学校は6校で6 教室が実施。 ・放課後児童クラブ(福祉 保健部子育て応援課)と 合同で安全管理研修会 や指導者等研修会を開 催	10市町で実施され、それ ぞれが工夫して安心・安 全な子どもたちのための 居場所を確保し、子ども たちの豊かな体験活動 や地域の大人との交流 が促進されている。 ・放課後子どもプラン 推進事業としては、すべ ての市町村で、放課後 子ども教室と放課後児 童クラブの両方もしくは どちらかが取り組ま れている。	・放課後児童クラブは17 市町村が実施しているが 、放課後子ども教室は 10市町村にとどま っている。 ・どちらの形態も未実 施の小学校も5校あり、 引き続き推進していく 必要がある。	子どもの安全・安心な居 場所づくりを推進するた め、放課後や週末に小 学校の余剰教室、公民館 等を活用し、地域の方 々の参画を得て、学 習やスポーツ・文化活 動、地域住民との交流 活動等の取組を実施す る。	小中学校課
家庭教育相談	・子育てに不安や悩み を抱える保護者等への 電話相談の実施	—	—	—	—	社会教育課
学校における性教育・E イズ教育の充実	・手引き等を活用した 、学校における性教育 の推進と充実 ・性教育・Eイズ教育 研修会の開催(6月) ・WYSH教育研修会への 教職員の派遣(8月)	・体育・保健体育等、学 校教育活動全体を通じ て実施 ・鳥取県性教育・Eイズ 教育研修会の開催(6月) ・WYSH教育研修会への 教職員の派遣(8月)	・性教育の学校教育の中 での位置づけや発達段 階を踏まえて行うこと 、家庭や地域との連 携についてさまざまな 手法等を提示しながら 教職員の性教育への 理解を深めた。 ・WYSH教育研修会 で学んだことを、校 内の性教育の実践に 生かすことができた。	・個々の児童生徒の抱 える問題に応じて個別 指導する必要がある。 ・児童生徒を取り巻く 環境も多様化しており、 実態に応じた健康課 題の解決が重要と言 える。 ・性教育については、 命を守り育てる教育 として引き続き充実 が必要と言える。	・性教育の手引きを見直 し、各学校へ配布し、 性教育の充実を図って いく。 ・WYSH教育研修会へ 派遣した教員を研修 会の実践発表等に活 用し、県内へ実践を 広げていく。	体育保健課
心や性等の健康問題 対策事業	・学校に専門家派遣、 講演会等の実施	・県立学校へ医師や助 産師、看護師等の専門 家を派遣	・各学校の実態に応じて、 専門家を学校へ派遣 し、命の大切さにつ いて触れることで、改 めて児童生徒自身を 大切にしようとする 機会となった。	同上	・来年度も引き続き、 専門家派遣を行い、 性教育の充実を図 る。	体育保健課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
薬物乱用防止教育の充実	薬物乱用防止教育研修会の開催	鳥取県薬物乱用防止教育研修会の開催(12月)	県の条例改正の趣旨を押し、具体的な実践発表を盛り込んだことで、参加者の実践意欲につながった。	児童生徒を取り巻く環境も多様化しており、引き続き薬物乱用防止教育の充実を図ることが必要と言える。	来年度も研修会を開催し、薬物乱用防止教育の充実を図る。	体育保健課
学校における食育の推進	食に関する指導用教材の作成とその活用による食育の推進 ・栄養教諭を中核とした食育の推進を図るため、栄養教諭・学校栄養職員研修を実施	・鉄分摂取指導用教材を作成 ・研修会の開催(栄養教諭・学校栄養職員職務研修、食育研修、新規採用及び5・10年経験者研修)	・作成した教材を活用し、食に関する指導を実施した。今後も引き続き活用予定。 ・栄養教諭・学校栄養職員が研修内容を生かし、学校における食育の推進及び給食管理の充実を図った。	・作成した指導用教材の活用	・食に関する指導用教材の作成とその活用による食育の推進 ・学校における食育の推進を図るため、栄養教諭・学校栄養職員研修を実施	体育保健課

●重点目標4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進

(1)防災・復興分野における男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
女性消防団員・女性防火組織等の育成と支援	女性防火組織(鳥取県女性防火・防災連絡協議会等)の育成強化と連携組織づくりへの支援 ・意見交換会や研修等で消防防災への関心と意識、知識、技術等を高め、消防防災分野への女性参入を促進 ・女性の消防団活動への参加拡大	防災フェスタ2014(H26.11)、女性防火・防災連絡協議会中国四国ブロック幹部地域研修会(H26.10)ほか県内各地で女性消防隊による防火防災啓発活動が実施された。消防団を中核とする地域防災力充実強化モデル事業には、米子市、倉吉市、琴浦町が取り組み、女性や若者等の消防団員確保のための体験入団等が実施された。また、女性の消防団員への加入を促進するための事業に対して交付金を交付した。	様々な施策を実施することにより、知識と技術力が高まり、意欲的な活動に発展している。鳥取県内の女性消防団員は151人(H26.1.1)から158人(H27.1.1)に増加した。	少子高齢化や過疎化が進む現状を踏まえ、若年層、子育て世帯の女性のほか、女性団体の防災活動への一層の参画	防災活動に女性が参画する事業を交付金の交付対象とする。 女性団体が新たに広域的な防災活動を取り組んだ場合に要する経費を助成する。 女性の消防団への入団促進を図るため、地域防災力強化のモデル事業を実施する。	消防防災課

(2)地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などでの男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
非営利公益活動促進	総合的に支援するセンターの設置・各種相談対応、講座・研修の実施、団体間のネットワーク・連携の促進、団体・活動の情報収集・発信 ・協働推進ガイドラインを改訂し、地域づくり活動に係る内容も加えて、活動者も利用できるガイドラインとして「鳥取力創造ガイドライン(仮称)」を策定	・各種相談対応、各種団体の活動基盤強化のための講座、各団体間や異業種団体とのネットワーク・連携の推進、活動団体の情報発信等について、活性化センターに委託し、実施した。 ・県新規採用職員研修や活性化センター主催の協働に関する研修等において、「鳥取力創造ガイドライン」を活用して普及啓発を行った。	・講座等を通じて、活性化センターの認知も高まり、各種相談も増加している。また、専門家や大学、企業等とのネットワーク構築を着実に進め、中間支援機能を強化している。 ・「鳥取力創造ガイドライン」については、内容を評価する声を聞いている。	・活性化センター事業については、民間ならではの「一歩踏み込んだ支援」を進めていくことが必要である。 ・「鳥取力創造ガイドライン」については、職員に協働の意識が浸透するよう、研修の充実が必要である。	・「とっとり創生支援センター」を東・中・西部に設置し、地方創生に向けて、各種相談対応と支援を充実強化する。 ・「鳥取力創造ガイドライン」については、部局研修と連動した協働研修を実施する。	鳥取力創造課
地域づくりに取り込む団体への支援	・地域づくり活動に意欲のある県民、NPO、住民団体、事業者等の取組(環境、子育て、地域交流等)を支援	・鳥取力創造運動推進委員会を組織し、補助金の適正な審査を行うとともに、一部補助事業について評価やフォローアップのための助言等を行った。 ・地域づくり活動に対して鳥取力創造運動支援補助金等による活動のサポート、鳥取力サイトやマスコミのタイアップによる情報発信、鳥取力創造まつりによる団体間のネットワークづくりなどの支援を行った。	・補助事業等を通じて県民、NPO、住民団体などの様々な主体が「鳥取力創造運動」を展開し、地域づくりに取り込む機運の醸成や、顔が見えるネットワークの構築につながっている。	・補助金による団体単体への支援に限らず、団体活動をネットワーク化してつなぐ取組を支援し、「点」から「線・面」へ、厚みをもたせる地域活動への支援が必要。	・平成26年度実施事業を充実させるとともに、新たに市町村等の一定の地域範囲をカバーし、域内の団体活動をサポートし盛り上げるネットワーク組織の結成・運営を支援する補助金を創設する。 ・鳥取力創造まつりについては、民間の視点を取り入れてより充実した内容とするため民間主体の実行委員会形式で実施する。	鳥取力創造課
地域づくりに取り込む女性の人材育成	・男女共同参画の取組が進みにかかった地域での女性のエンパワーメントと人材育成	・男女共同参画人材育成協働事業を団体に委託し、3団体(3企画)が実施。直営では2企画実施。	委託の3企画で延べ129人の参加があり、参加者同士の今後の交流やネットワークづくりにつながった。また、職場や地域内で活用したいというリーダー的人材育成につながるものもあった。	・公募講座のテーマが特定の分野に集中する傾向がある。 ・講座への参加者を増加させる工夫が必要。 ・市町村との実務的な連携を進める必要がある。	人材育成協働事業委託6企画のうち、1～2企画を政策的に選定したテーマに沿った講座とし、受託団体とより多彩が連携して企画する。	男女共同参画センター
環境教育の推進	・とっとり環境教育・学習アドバイザー制度 ・とっとりエコサポーターズ(鳥取県地球温暖化防止活動推進員)制度	・とっとり環境教育・学習アドバイザー制度 H26年度登録者数5人(男性4人、女性1人)(計95人) ・とっとりエコサポーターズ制度 H26年度委嘱者数25人(男性15人、女性10人※再任含む)(計87人)	地域の地球温暖化防止活動や環境学習をリードする人材として、女性の活躍が見られた。	人材の新規開拓を行い、男女ともに幅広い年齢層の参加を推進する。	鳥取県地球温暖化防止活動推進センターに、とっとりエコサポーターズの育成や、環境教育・学習アドバイザーの人材発掘業務を委託し、地域で環境活動を推進する人材の育成を行う。	環境立県推進課

(3)自治会やPTAなど地域社会での男女共同参画の促進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
【再掲】 多様な団体との連携による講座の実施、人材育成	自治会等での講座の開催を進めるために市町村と連携した働きかけ ・地域で積極的に活動する団体などの活動支援、人材育成	・センター職員による自治会、PTA等での出前講座:34回 ・共同参画時代の自分磨きセミナー事業の団体への委託:2企画 ・男性の家庭進出プロジェクト事業:2企画 ・活動支援事業による支援(公開講座:11回、研修支援講座:7回、調査研究等事業:1回) ・市町村担当者よりん彩職員の学習の場である「学びのサロン」を3回開催。	・共同参画時代の自分磨きセミナーの実施により男女共同参画への理解者の裾野拡大を図った。 ・活動支援事業に申請された団体への連携、支援を行い、申請団体の人材育成に寄与することができた。 ・学びのサロンで市町村との連携を強めることができた。	・公募講座のテーマが特定の分野に集中する傾向がある。 ・講座への参加者を増加させる工夫が必要。 ・市町村との実務的な連携を進める必要がある。	自分磨きセミナー委託事業3企画のうち、1企画を政策的に選定したテーマに沿った講座とし、受託団体とよりん彩が連携して企画する。 ・イクメン・ケアメン養成講座支援事業の開催(5講座)	男女共同参画センター

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
ともに歩む自治会づくり支援	・地域へ男女共同参画を広めていくため、市町村職員及び民間の地域リーダーを養成	・男女共同参画取り組み事例集&研修プログラムを作成し各市町村等に配布し活用を促した。 ・学びのサロンを開催し市町村職員との連携を図った。	・地域で取り組むモデル事例を紹介してもらうことで市町村職員と連携することができた。 ・学びのサロンが市町村職員同士の情報交換の機会となりスキルアップにつながった。 ・事例集&研修プログラムを学びのサロンでも活用することができた。	センター及び市町村職員間との連携は今後も不可欠であり、情報共有とスキルアップを図っていく必要がある。	学びのサロンの開催により市町村職員との連携を図る。	男女共同参画センター
社会教育関係団体指導者の育成支援	・婦人会、青年団、子ども会、PTA団体等の活動支援 ・社会教育関係者の人材育成や指導者養成	・婦人会、青年団、PTAなど、社会教育団体への支援を通じ、引き続き当該分野での男女共同参画を推進した。	・それぞれの社会教育関係団体で、人材育成、指導者養成等を計画的に実施 ・社会教育関係団体の研修会等で、活動について助言を行った。	・社会教育関係団体の取組が形式的になったり、構成人数が減少傾向であったりする。	・継続して、婦人会、青年団、子ども会、PTA団体等の活動支援する。	小中学校課 社会教育課 各教育局
ボランティア活動、地域活動への参加	・授業で学んだ技術を活用するなどしてボランティアや地域活動に参加する生徒を支援 ・学校教育活動全般を通じた地域や家庭の一員として貢献できる人材を育成	・各学校において、地域をテーマとした探究学習や、授業で身に付けた技術を生かしたボランティア活動や地域のイベントでの発表など	・学校教育活動での地域との関わりを通じ、自己有用感や郷土愛を育むことにつながっている。	・学校教育活動として行う場合の活動時間の確保	・授業で学んだ技術を活用するなどしてボランティアや地域活動に参加する生徒を支援 ・学校教育活動全般を通じた地域や家庭の一員として貢献できる人材を育成	高等学校課

テーマB 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

●重点目標5 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

(1) 女性の能力発揮を進めるための支援

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
【再掲】働く女性のキャリアアップ支援	・働く女性の働く意欲の向上やキャリアアップを応援するセミナーを開催	・県内企業等で働く女性のキャリア開発応援セミナー(東部:3回連続講座)の開催 ・働く女性・働きたい女性の活躍応援セミナー(西部:3)	(参加人数) ・県内企業等で働く女性のキャリア開発応援セミナー:延べ41名 ・働く女性・働きたい女性の活躍応援セミナー:延べ73名	参加者を増やしていくため、企業への周知及び理解を得ていく必要がある。	女性従業員に対する実践的なリーダー研修の実施	男女共同参画推進課
【再掲】男女共同参画推進企業の認定	男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	男女共同参画の推進に理解と意欲のある企業等を認定することで、県内企業への男女共同参画の普及を図った。	企業訪問、制度周知等により、新規48社を認定し、認定企業数が533社となった。	引き続き制度周知及び企業の自主的な取組を促進していく必要がある。	・企業開拓、認定後のフォローアップのため、コーディネーター(1名)及び輝く女性活躍企業推進員(2名)の配置 ・認定企業支援として、就業規則等の整備を促進するため、社会保険労務士の派遣	男女共同参画推進課
【再掲】男女共同参画センターによる普及啓発	・企業の社内研修への出前講座	・センター職員による自治会、PTA等での出前講座:34回 ・共同参画時代の自分磨きセミナー事業の団体への委託:2企画 ・男性の家庭進出プロジェクト事業:2企画 ・活動支援事業による支援(公開講座:11回、研修支援講座:7回、調査研究等事業:1回) ・市町村担当者より市町村職員の学習の場である「学びのサロン」を3回開催	・共同参画時代の自分磨きセミナーの実施により男女共同参画への理解者の裾野拡大を図った。 ・活動支援事業に申請された団体への連携、支援を行い、申請団体の人材育成に寄与することができた。 ・学びのサロンで市町村との連携を強めることができた。	・公券講座のテーマが特定の分野に集中する傾向がある。 ・講座への参加者を増加させる工夫が必要。 ・市町村との実務的な連携を進める必要がある。	自分磨きセミナー委託事業3企画のうち、1企画を政策的に選定したテーマに沿った講座とし、受託団体とより多彩な連携して企画する。 ・イクメン・ケアン養成講座支援事業の開催(5講座)	男女共同参画センター
職業訓練の実施	・訓練ニーズと求人ニーズを考慮して様々な職業訓練を実施(2ヶ月~2年間) ・託児サービス付の離職者向けの職業訓練を設定し、子育て中の方の就労を支援	【職業訓練実施状況】 ・新規学卒者対象訓練:113名入校、進学 ・離職者対象訓練:868名入校 →就職者534人(平成27年3月末現在) ・障がい者対象訓練:29名入校 ・在職者対象訓練:318名入校 【託児サービス付き訓練の利用状況】 ・託児サービス利用者10名(託児児童数11名) 【職業訓練生託児支援事業】 訓練生55人(託児児童数77人)に対し奨励金を支給	・左記のとおり合計1,328名の入校等があり、1,062名が修了した(平成27年3月末時点)。また、在職者を除く修了者821名のうち、602名が就職につながった(就職率73.3%)。 ・職業訓練生託児支援事業について、訓練生53人に対し奨励金を支給し、訓練受講者のニーズに合わせて支援できた。	・訓練修了者について、一人でも多くの早期就職に向けた就職支援が必要である。 ・託児サービス利用については、託児付き訓練の設定等柔軟な対応が必要である。	・雇用のセーフティネットとしての充実した職業訓練を実施。 ・訓練委託先・ハローワーク等と連携した効果的な就職支援。 ・就職支援員による訓練生へのきめ細かな相談やキャリアコンサルティングの実施。 ・訓練生が就職希望する企業への訪問・求人開拓。 ・産業人材育成センターで実施する職業訓練の受講期間中に要した保育料を支援。	雇用人材総室

(2) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
【再掲】男女共同参画推進企業の認定	男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	男女共同参画の推進に理解と意欲のある企業等を認定することで、県内企業への男女共同参画の普及を図った。	企業訪問、制度周知等により、新規48社を認定し、認定企業数が533社となった。	引き続き制度周知及び企業の自主的な取組を促進していく必要がある。	・企業開拓、認定後のフォローアップのため、コーディネーター(1名)及び輝く女性活躍企業推進員(2名)の配置 ・認定企業支援として、就業規則等の整備を促進するため、社会保険労務士の派遣	男女共同参画推進課

●重点目標6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

(1)仕事と生活の調和についての理解の促進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	・ワーク・ライフ・バランスの理解促進に向けたセミナー等の実施	男女共同参画人材育成協働事業でバハラ・セクハラ・マニティハラスメント&ワーク・ライフ・バランスの講座を開催した。	労働局と連携した意識啓発ができた。	継続した取り組みや啓発が必要なテーマであるが、企業等の関係者の参加が少なく、働きかけが必要。	イクメン・ケアメン養成セミナー支援事業	男女共同参画センター
	・基礎的な労働関係法令等に係る労働セミナーを県内3地区で開催し、労働者、経営者へ情報提供 ・労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善に向けた助言、各種助成制度の紹介を実施	・労働セミナーは、6月～2月に計画どおり計18回(517名参加)開催。 ・労務管理アドバイザーの事業所への派遣…432件(平成27年3月31日時点)	・労働セミナーへの参加者は前年比で84名増加(平成25年度:433名)。 ・専門家が訪問することで、事業所等が身近に感じている疑問や問題にその場で解決手段やアドバイスを実施、職場環境の改善につなげることができた。	・ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するセミナーテーマの継続的な選定。 ・地域や業種に偏りが無いように配慮した訪問先企業の選定	・事業主と労働者双方に有用なテーマで開催するなど、参加者の興味を引きつける内容を継続的に提供 ・県中部の訪問先について、西部地区とも連携しつつ効果ある訪問を実施	雇用人材総室

(2)仕事と生活の調和を推進する取組の支援

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
企業における子育て支援体制の構築促進	・子育て応援機運の醸成	* 登録世帯数:約39,000世帯(H27.3.31現在) * 協賛店舗数:約2,400店舗(H27.3.31現在)	社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図ることに寄与。	協賛店舗登録後の店舗のフォローについて、不十分な点あり。	・地域の商店や各種企業等の協力により、子どもがいる家庭に対し、商店や企業が商品の割引や施設の利用サービスを実施 ・中国地方5県による子育て応援パスポート事業の相互利用を実施(4月19日～)	子育て応援課
【再掲】子育てしやすい企業支援	・父子手帳の配布 ・男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する助成金の給付	男性の子育てしやすい企業支援奨励金制度を創設(平成26年4月～) ・経済団体、企業、社会保険労務士会等へチラシの配布(年2回)を実施 ・企業を対象とした会議等でのチラシの配布を実施	育児参加休暇 6件 育児休業 11件	・各個人(父親)が子育ての意識を持っていても、育児しやすい職場環境がなければ、男性の育児参加が進まないため、企業に対して「育児」への理解を図るとともに、就業規則、社内風土の改善などについて重点的にサポートすることが必要である。 企業に当該奨励金制度の周知を継続して行い、男性が育児の初期の段階から取得できる休暇制度の整備及び制度利用の促進を図っていく必要がある。	・常時雇用する男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を新たに取得させた事業主へ奨励金を支給。	子育て応援課
中小企業労働相談所の設置	・県内3か所に中小企業労働相談所を設置し、労働者、経営者からの労働・雇用に関する相談に対して助言・情報提供 ・基礎的な労働関係法令等に係る労働セミナーを県内3地区で開催し、労働者、経営者へ情報提供	相談件数(内職相談含む)…3,439件(平成27年3月31日時点) ・労働セミナーは、6月～2月に計画どおり計18回(517名参加)開催。	・労働・雇用に付随する幅広いかつ幅狭する相談に対応。毎月第一土曜日の開所も定着(H25…45件、H26…44件)し活用が図られている。 ・労働セミナーへの参加者は前年比で84名増加(平成25年度:433名)。	・県民に対して、気軽に相談できる窓口としての幅広い周知 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するセミナーテーマの継続的な選定。	・労働者と経営者双方にとって身近な相談機関として県民への浸透、定着 ・事業主と労働者双方に有用なテーマで開催するなど、参加者の興味を引きつける内容を継続的に提供	雇用人材総室
【再掲】労務管理改善助言	・労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善に向けた助言、各種助成制度の紹介を実施 ・事業所等(労働組合を含む)が実施する職場環境の改善に向けた社会研修等に講師を派遣	・労務管理アドバイザーの事業所への派遣…432件(平成27年3月31日時点) ・社内研修への講師派遣…60件、2,837人参加(平成27年3月31日時点)	・専門家が訪問することで、事業所等が身近に感じている疑問や問題にその場で解決手段やアドバイスを実施、職場環境の改善につなげることができた。 ・講師派遣では、事業所を複数回訪問して実施するなど柔軟かつ積極的に対応、前年度を上回る研修要請に応えた。	・地域や業種に偏りが無いように配慮した訪問先企業の選定 ・新たに(初めて)研修を希望する事業所等の拡充	・県中部の訪問先についてのピックアップに苦心している一面もあり、西部地区とも連携しつつ、効果ある訪問を実施 ・研修に対する事業所からのニーズの喚起と効果的な研修の実践	雇用人材総室
働きやすい職場づくり支援セミナーの開催	・企業を対象に、県内事業所における実際の職場環境改善の取組事例、実践ポイントや取組のメリット等を紹介するセミナーを開催	・働きやすい職場づくり支援セミナー…県内3か所で515名参加	・働きやすい職場づくりの実践事例を題材に開催。アンケートの結果、「大変良かった」「良かった」…62.1%、「普通」…32.8%と実践事例が参考になったとの意見が多かった。	・セミナー参加者が興味を持ち活用できる内容の発信	・ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するテーマ(講師)によりセミナーを開催	雇用人材総室
ワーク・ライフ・バランスの推進(対象:県職員)	・時間外勤務削減、休暇取得促進等に向けた業務改善、風通しのよい職場づくり等を推進 ・ワーク・ライフ・バランスを実現するためのセミナーの開催	・県庁改革の第2ステージとして「スマート県庁笑顔拡大プロジェクト」を実施し、一斉退庁日の設定等、時間外勤務削減の取組を実施 ・「認め合い」による職場の活性化」をテーマにセミナーを開催 ・ゴールデンウィーク前及び夏季に年次有給休暇の取得推進通知を発送	・時間外勤務の総時間数が対前年比9%減少(3月末時点) ・セミナーの開催により、職員に「認め合い」の必要性・効果等について啓発を行った結果、参加者から「認め合いが職場環境、モチベーション向上に重要であることを実感した」等の声が聞かれるなど、一定の効果があつた。	・「スマート県庁笑顔拡大プロジェクト」において、H23年度の時間外勤務の削減水準の達成を全庁の目標としており、その達成に向けて、更なる削減が必要。 ・職場での「認め合い」の実践が定着するまで取組を継続する必要がある。	・時間外勤務削減の取組を実施(深夜残業の原則禁止、時間外勤務削減に向けた庁内ルールの徹底等) ・ワーク・ライフ・バランスを実現するためのセミナーの開催 ・引き続き年次有給休暇取得促進のための意識啓発等を進める	人事企画課

(3) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
産休等代替職員費の助成	産休等で休暇中の職員に賃金を支払う児童福祉施設等に対し、産休等代替職員に支払う賃金について補助	出産または傷病の長期間にわたって休暇を取得した職員の代替職員の任用を行う児童福祉施設等の設置者等に対し、その賃金に対して補助	児童福祉施設における産休等代替職員を任用するための費用に対し補助を行うことにより、施設入所者の適切な処遇を確保すると共に母体の保護を推進した	出産後も継続して働くことができる環境へのニーズは高まっており、産休等代替職員費補助金の継続が求められている。	平成27年度も引き続き実施	子育て応援課
届出保育施設等の支援	入所児童の福祉の向上を図るため、届出保育施設等における保育環境を整備	届出保育施設等(無認可保育所)に対する運営費補助を実施している市町村に対して県補助を実施	8ヶ所の届出保育施設等(無認可保育所)に対する運営費補助を実施(市町村をとおして)	平成27年度から開始する子ども・子育て支援新制度により、届出保育施設等も市町村の認可事業として、地域型給付を受けることができるようになるが、新制度移行の意向はあるが、平成27年4月から移行できない施設に対しては子どもの処遇改善のために助成する必要がある。	平成27年度から開始する子ども・子育て支援新制度により、届出保育施設等も市町村の認可事業として、地域型給付を受けることができるようになるため、新制度移行の意向はあるが、平成27年4月から移行できない施設に限定して、平成27年度限り助成	子育て応援課
認定こども園の設置促進	多様な保育ニーズへの対応や幼児教育・保育の質の向上を図るため、就学前の教育及び保育の機能を備える認定こども園の設置を促進	認定こども園数:29施設(H27.4.1現在) 幼保連携型 24施設 保育所型 5施設	前年度から12施設の増となった	質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供による子どもの保育・教育環境の充実と保護者の育児と仕事の両立支援を図るため、引き続き、認定こども園の設置を推進していく必要がある。	平成27年度には、新たな認定こども園の設置予定がないため、認定こども園整備事業は休止している。	子育て応援課
保育所等整備財源の確保	保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等の緊急整備に対応	安心こども基金の継続により、保育所緊急整備事業及び認定こども園整備事業を活用し、保育所、認定こども園へ移行する幼稚園の施設整備を実施できた。	保育所5施設を整備した。	保育所等の整備を促進し、保育料の確保していく必要がある。	保育所1施設予定	子育て応援課
保育所の乳児途中受入の円滑化	私立保育所における年度途中の乳児受入に対応するため、年度当初から乳児保育担当保育士を配置する経費を助成	乳児保育担当保育士 1名配置:16施設、2名配置:26施設	乳児の入所希望が多い市部の施設を中心に経費を助成し、乳児の受け入れ確保につながった。	乳児の保育ニーズは年々高まっており、財政的な助成にあわせて、保育士確保にも支援が必要。	乳児保育担当保育士 1名配置:23施設、2名配置:32施設	子育て応援課
多子世帯の保育料軽減	世帯の第3子以降(同時に2人以上入所の場合は、国の軽減対策とならない児童)の保育料を国の定める保育料徴収基準額の1/3相当額を助成し、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減	世帯の第3子以降(同時に2人以上入所の場合は、国の軽減対策とならない児童)の保育料を国の定める保育料徴収基準額の1/3相当額を助成し、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減	平成20年以降、第3子以上の出生数が増加傾向にあり、一世代あたりの多子化について一定の成果は現れている。	結果として、子育てし易い鳥取県の機運の醸成につなげるように、制度の情報発信を工夫し、分かりやすくPRする必要がある。	平成27年度も引き続き実施	子育て応援課
子育て応援パスポート	地域の商店や各種企業等の協力により、子どもがいる家庭に対し、商店や企業が商品の割引や施設の設備サービスを実施	*登録世帯数:約39,000世帯(H27.3.31現在) *協賛店舗数:約2,400店舗(H27.3.31現在)	社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図ることに寄与。	協賛店舗登録後の店舗のフォローについて、不十分な点あり。	地域の商店や各種企業等の協力により、子どもがいる家庭に対し、商店や企業が商品の割引や施設の設備サービスを実施 ・中国地方5県による子育て応援パスポート事業の相互利用を実施(4月19日～)	子育て応援課
子育て応援市町村交付金	市町村が地域の実情に応じて主体的に取り組む事業に対して交付金を交付し、市町村の取組を促進	国の次世代育成支援対策交付金、安心こども基金及び保育緊急確保事業の対象とならない事業費について、子育て応援市町村交付金を交付。	本交付金の活用により、各市町村が地域の実情に応じた自主的な子育て支援の取組を行うことに寄与。	本交付金の事業効果を検証し、どの分野に充てて市町村を支援していくか検討を行う必要がある。	創意工夫を行い地域の実情に応じた子育て応援事業・活動・環境づくり等に主体的に取り組む市町村に対して交付金を交付し、市町村の取組を支援・促進する。	子育て応援課
子育て支援活動・預かり保育推進	幼稚園の教育時間終了後や休日に園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を行う私立幼稚園に対し助成 ・地域の未就園児や保護者等を対象に子育て支援事業を行う私立幼稚園に対し助成	県内の全ての私立幼稚園において、教育時間終了後の預かり保育や園開放等を実施しており、保護者等に対する子育て支援につながっている。	県内の全ての私立幼稚園において、教育時間終了後の預かり保育や園開放等を実施しており、保護者等に対する子育て支援につながっている。	県内の全ての私立幼稚園において、教育時間終了後の預かり保育や園開放等を実施し、保護者等に対する子育て支援していく必要がある。	平成27年度も引き続き実施	子育て応援課
母子保健指導振興	お産・子育て等に対する地域への出前教室と相談事業を実施	—	—	—	—	子育て応援課
私立幼稚園同時在園保育料軽減事業	世帯から2人以上同時に在籍する場合、2人目以降の園児の保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成	県内の全ての私立幼稚園において事業実施されており、保護者の経済的負担の軽減につながっている。	県内の全ての私立幼稚園において事業実施されており、保護者の経済的負担の軽減につながっている。	県内の全ての私立幼稚園において事業実施され、保護者の経済的負担の軽減につながるよう、引き続き実施していく必要がある。	平成27年度も引き続き実施	子育て応援課
私立幼稚園第3子保育料軽減子育て支援事業	世帯の第3子以降の園児にかかる保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成	—	—	—	—	—

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
地域における子育て支援体制の構築促進	・子育て王国とっとり建 国運動	・「子育て王国とっとり」を強 調した広報の実施 ⇒子育て王国とっとりサイト による広報、子育て川柳コン テストの実施等 ・子育てイベント開催時に、 「とっとり子育て隊」への加入 促進を実施。また、企業が 行う子育て事業と連携し、 とっとり育児の日の普及啓発 を実施。	積極的な広報により、「子育て 王国鳥取県」の機運醸成が図 られた。子育て隊の隊員数も、前年度 から順調に増加している。 (H25:3962隊⇒H26:4139隊)	平成25年度に実施した、「鳥 取県における少子化対策等 に関するアンケート」の調査結果 によると、「子育て王国鳥取県」 の宣言については県民の約7 割が「知っている」と回答して おり、広報の効果があらわれて いる一方で、「とっとり育児の日」 を「知っている」と答えた人は、 県民の約2割にとどまる結果と なった。 家庭等で子育てに積極的に取 り組んでいくきっかけづくりと して、県民への認知度を高めて いく必要がある。	【子育て王国鳥取県の機運 醸成を目的として、主に以下 の施策を実施する。 ○子育て王国とっとりサイト による関連施策等の広報 ○子育て川柳コンテストの開 催 ○子育て王国とっとり会議の 開催 ○子育て応援パスポート事 業 ○とっとり子育て隊の加入促 進 とっとり育児の日の普及 啓発 等	子育て応援課
	・子育て情報の収集と提 供	NPO法人に委託してホーム ページ(子育て王国とっとり サイト)及びフェイスブック、ツ イッターを運営し、地域の子 育て情報の収集・発信等、 子育て世帯に対して情報提 供を行った。	フェイスブック、ツイッター等の 広報媒体を活用し、効率的な 情報発信を行った。	コンテンツが増えたことで、サイ トも充実してきているが、定型 的な運営となってしまうよう な、必要な見直しを随時行 いながら運営していくことが 必要。	より魅力的なサイトとなるよ う、適宜業務の見直しを行 いながら、サイトを運営して いく。	子育て応援課
児童発達支援センター 利用料軽減	・児童発達支援センター を利用している多子世 帯に対し、保育所利用 の際の保育料軽減事業 と同様に児童発達支援 センターの利用料を軽 減する市町村に助成	実施市町10箇所	昨年度に引き続き10市町村で 事業実施され、対象者は昨年 度より1名増減となった。子育 ての制度的公平性が確保され るとともに、障がい児を抱える 世帯の負担軽減を行った。	事業内容の啓発・周知ととも に、国制度とするよう引き続き 国に対して要望を行う。	【制度の概要】 ・2人以上の子どもが同時に 保育所に通う場合には、第2 子以降の保育料を軽減する 国の制度があるが、障がい 児通園施設と保育園に同時 に2人以上の子どもが通う場 合には同様の制度がない。 この不均衡を是正するため、 また、子育て支援のため、市 町村が保育所利用の場合と 同様に障がい児通園施設利 用世帯に対し利用料を軽減 する場合、県は市町村に対 して補助を行う。 ・H27年度に第3子の利用料 を無償化とする制度改正を 検討。	子ども発達支援課
【再掲】 医師・看護職員の勤務 環境改善	・医師、看護師等への 両立支援による離職防 止と再就職促進	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	医療政策課
県営住宅の優先入居制 度	・県営住宅の第一次募 集において、次の世帯を 優先して募集(子育て世 帯、母子・父子世帯、多 子世帯、多人数世帯、 高齢者世帯、障がい者 世帯、同居親族障がい 者世帯、低所得者世 帯、ハンセン病診療所 入所者等世帯、引揚者 世帯、配偶者間暴力の 被害者世帯)	子育て世帯(義務教育期間 が終了するまでの児童と同 居する世帯)、多子世帯(1 8歳未満の児童が3人以上 の世帯)、多人数世帯(5人 以上の世帯)については、優 先入居の対象者としている 他、間取りの大きな住戸は 多子・多人数世帯用として 募集を行っている。	平成26年度募集実績(2月末 まで) 募集戸数(全体) 109戸 申込者数(全体) 346世帯 子育て世帯入居決定数 14戸 多子・多人数世帯入居決定数 7世帯	多子・多人数用募集の応募者 は、一般向け住宅の募集に比 べて少ない。また、子育て世 帯は他の世帯よりも申込み数 が多く、希望する住戸に入居 できない場合がある。	今後も現在の取組を続け る。	住まいまちづくり課
企業自立化支援資金	・施設整備等に対する 金融支援	対象設備に特定制約がなく、 福利厚生施設充実等に 活用可能な企業自立化支 援資金を引き続き運用し、さ らに超長期の償還期間設定 が可能な新規需要開拓設 備資金を創設し、運用。	利子補助や信用保証料補助 により、事業者の資金調達 コスト低減を図り、設備投資 を促進。 【平成26年度融資実績】件 百万円	設備投資の促進につながるよ うに引き続き制度周知に努 めていく。	H26年度施策を引き続き実 施	経済産業総室(企 業支援室)
育児・介護休業者生活 資金支援事業	・育児・介護休業者に対 し生活資金を貸し付け	・生活資金融資…新規受付 4件(平成27年3月31日 時点)	・育児休業取得者で4件の利 用があった。	・融資制度を必要とする育児・ 介護休業利用者が確実に利 用することができるための周知	・県民に対する融資制度の 継続的かつ効果的な周知の 実施	雇用人材総室
育児・介護休業の取得 促進	・労務管理アドバイザー (社会保険労務士)を事 業所に派遣し、制度の 普及啓発を図る(再 掲)	・労務管理アドバイザーの事 業所への派遣…432件(平 成27年3月31日時点)	・専門家が訪問することで、事 業所等が身近に感じている疑 問や問題にその場で解決手段 やアドバイスを実施、職場環 境の改善につなげることが できた。	・地域や業種に偏りがないう に配慮した訪問先企業の選定	・県中部の訪問先について、 西部地区とも連携しつつ効 果ある訪問を実施	雇用人材総室
企業との連携による家 庭教育の推進	・家庭教育の充実に向 けた職場環境づくりに積 極的に取り組んでいる企 業と協定を締結し、鳥取 県家庭教育推進協力企 業制度」の取組を推進	東部252社、中部129社、 西部190社、県全体では57 1社となった。	企業、事業所において、保護 者である従業員が子育てし やすく、また、子どもたちを健 やかに育てる地域活動に参 加しやすい職場環境づくりに 取り組んでいただいた。	企業訪問等による新規企業 の開拓および広報には、専任 の担当が配置されていない状 況のため、効果的な勧誘が必 要である	・新規企業の開拓 ・協定証授与式(年2回)	小中学校課
「子ども・子育て応援プロ グラム」の実行(対象:県 職員)	・子育て支援制度の周 知 ・男性の育児休業・育児 のための休暇の取得促 進 ・計画的な休暇の取得 促進 ・職場の管理監督者へ の意識啓発 ・子育て応援メッセージ による情報発信(制度・ 休暇の活用事例・研修 会等の情報) ・育児休業任期付職員 の採用	○所属と育児職員のコミュ ニケーション促進(H26:4回 実施) ・育児取得予定者 →所属長及び対象者へ 呼びかけ、各種制度の周知 ・育児からの復帰予定者 →所属長及び対象者へ 呼びかけ、各種制度の周知 →職場復帰支援プログラ ムの利用を働きかけ ○男性職員への育児等取 得促進(H26:3回実施) <対象職員> ・配偶者の出産時休暇(3 日)又は育児参加休暇(5 日)の完全取得を呼びかけ ・育児休業の積極的な取 得、育児休業等取得計画書 の作成を呼びかけ <対象所属長> ・計画書の助言、育児参 加への体制づくりを呼びかけ ○子育て応援メッセージに よる情報発信(H26:計12回 発信) 毎月19日(育児の日)に メッセージを発信	・育児休業予定者及び復帰 者、配偶者が出産を予定して いる男性職員について、全該 当者に対し、直接、呼びかけ を実施し、必要な情報提供 を行うことができた。 ・子育て中の職員(育児中の 職員、勤務している職員)に 対し、子育てに関する情報を 発信することができた。	・子育てを行う職員を応援す る意識を全職員に浸透させる 取組の強化 ・多様な働き方に対応する勤 務環境整備など、ワークライフ バランスの一層の推進 ・男性の育児休業取得率の向 上(目標達成に向けた取組)	○新たに策定した「子育てに やさしい職場づくり推進プロ グラム」(平成27年度から平 成31年度まで)に基づき、こ れまでの課題を踏まえた、 次のような施策を実施。 ・育児参加を応援する上 司・同僚職員の育成・支援 (イクボス研修の実施、育児 応援チェックリストの提供 等) ・男性職員の育児休業等 取得促進のための個別プラ ンニングシートの充実 ・テレワークの導入(サテラ イトオフィスの整備、在宅勤 務の導入) ・勤務時間のシフト(時差 出勤)の拡充 ・キャリアアドバイザーの配 置	人事企画課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業中職員の職場復帰支援研修会を開催し、県政の動向や新しい業務形態、先輩職員の体験談、情報交換等を実施 乳幼児を持つ男性職員を対象に、料理教室等講習会を開催 職場参観デーの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業中職員の職場復帰支援研修会 25.12.3(火)開催(東部会場) 25.12.4(水)開催(西部会場) 参加人数:41名 内容:業務に関する情報提供、先輩職員による子育て体験談、情報交換 職場参観デー 25.8.2(金)実施 参加人数:11名(小学1～5年生) 内容:県の概要説明、鳥取空港・警察本部庁舎見学、参加児童の保護者の職場参観等 	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業中職員の職場復帰支援研修会 育児休業中の職員の職場復帰等に関する情報提供や職員同士の情報交換の場を提供した。 職場参観デー 親の働く姿を実際に見ることで親子のコミュニケーションが図られ、職場として子育てに協力することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 新米/ババのための子育て講習会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業中職員の職場復帰支援研修会を開催し、県政の動向や新しい業務形態、先輩職員の体験談、情報交換等を実施 乳幼児を持つ男性職員を対象に、料理教室等講習会を開催 職場参観デーの実施 	福利厚生課
【再掲】 医師・看護職員の勤務環境改善(対象:県職員)	<ul style="list-style-type: none"> 医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進 	【再掲】	【再掲】	【再掲】	【再掲】	総合療育センター
「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン」の実行(対象:教育委員会事務局及び県立学校教職員)	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援制度の周知:男性の育児休業・育児のための休暇の取得促進 計画的な休暇の取得促進 職場の管理監督者への意識啓発 育児休業任期付職員の採用 子育て体験事例の紹介 育児休業者に対する職場復帰支援体制の確立 教職員を対象にした子育て講座の開催 職場環境相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 校長会、事務長会などの機会や広報により子育て支援制度の周知を行った。 知事部局の「子育て応援メッセージ」を各教職員に送信した。 年次有給休暇等計画的に休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めることについて、所属長へ通知を行った。 育児休業任期付職員(司書、学校栄養職員)について、3年間の登録制度により、育児休業職員の代替要員を確保している。 復職支援研修会を開催し、育児休業者に対して、子育て体験事例の紹介を行うなど、情報提供を行った。 職場環境相談に関するヘルプラインとして教職員メール相談窓口を開設している。 	<ul style="list-style-type: none"> 男性教職員の育児休業取得率7.9%(H25)※ 復職支援研修会の開催3回(東部・中部・西部):参加者39名 新プラン(みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン:H27年度～31年度)を策定 ※H26の実績は7月頃に判明 	<ul style="list-style-type: none"> 男性教職員への育児休業制度利用の促進 (新プランでは、男性職員の育児休業取得率の目標を、従来の10%から15%に引き上げている) 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援制度の周知 男性の育児休業や育児のための休暇の取得促進 計画的な休暇の取得促進 職場の管理監督者への意識啓発 育児休業任期付職員の採用 子育て体験事例の紹介 育児休業者に対する職場復帰支援体制の確立 教職員を対象にした子育て講座の開催 職場環境相談窓口の設置 	教育総務課

●重点目標7 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進

(1)物事を決める場面への女性の参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
【再掲】 男女共同参画を理解し、実践するための講座	<ul style="list-style-type: none"> 企業、団体等と連携した講座の開催支援 自治会等と連携した講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> センター職員による自治会、PTA等での出前講座:34回 共同参画時代の自分磨きセミナー事業の団体への委託:2企画 男性の家庭進出プロジェクト事業:2企画 活動支援事業による支援(公開講座:11回、研修支援講座:7回、調査研究等事業:1回) 市町村担当者とよりん彩職員の学習の場である「学びのサロン」を3回開催 	<ul style="list-style-type: none"> 共同参画時代の自分磨きセミナーの実施により男女共同参画への理解者の裾野拡大を図った。 活動支援事業に申請された団体への連携、支援を行い、申請団体の人材育成に寄与することができた。 学びのサロンで市町村との連携を強めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 公募講座のテーマが特定分野に集中する傾向がある。 講座への参加者を増加させる工夫が必要。 市町村との実務的な連携を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分磨きセミナー委託事業3企画のうち、1企画を政策的に選定したテーマに沿った講座とし、受託団体とよりん彩が連携して企画する。 イクメン・ケアメン養成講座支援事業の開催(5講座) 	男女共同参画センター
【再掲】 人材育成講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画のキーパーソンとなる人材を育成するための講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画人材育成協働事業を団体に委託し、3団体(3企画)が実施。 直営では2企画実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託の3企画で延べ129人の参加があり、参加者同士の今後の交流やネットワークづくりにつながった。また、職場や地域内で活用したいというリーダー的人材育成につながるものもあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 公募講座のテーマが特定分野に集中する傾向がある。 講座への参加者を増加させる工夫が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成協働事業委託6企画のうち、1～2企画を政策的に選定したテーマに沿った講座とし、受託団体とよりん彩が連携して企画する。 	男女共同参画センター
次世代の漁業者育成	<ul style="list-style-type: none"> 漁村女性の全国研修会等への参加費を助成 	<ul style="list-style-type: none"> 全国女性漁業者グループリーダー研究集会に2名参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性漁業者としてのスキルアップを図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性漁業者の育成のため、引き続き支援が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 漁村女性の全国研修会等への参加支援 	水産課
農業改良普及指導活動	<ul style="list-style-type: none"> 女性組織等が開催する知識、技能習得のための研修会への支援 役員として活躍できるような女性の掘り起こしと能力向上 	<ul style="list-style-type: none"> 女性農業者が主体となった組織に対し、市町村と連携して、農業や集落活性化への女性参画や交流促進を図るための研修企画を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> 西部総合事務所管内の女性農業者組織が中心となり、女性農業者のつどいを企画運営した。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業技術を習得し、産地やこれからの農業を考えられる女性の掘り起こしが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営参画に必要な意識啓発、農業技術習得等を目的とした研修会、交流会の開催、資格取得を支援 将来生産部等とともに産地を考えていけるような女性の掘り起こし 	とっとり農業戦略課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
鳥取県小規模事業者等経営支援交付金	・商工会連合会、各商工会議所が行う講習会、研修会開催費の助成	・各団体(商工会議所・商工会連合会)に対する交付金において、各団体女性部が行う活動(研修会の開催、全国大会や中国大会等への参加)の経費の一部を助成した。 【H26年度実績】 * 研修会の開催、全国大会・中国大会等について、1,704千円を助成(交付金の一部) * (商工会議所女性会)全国大会へ10名、中国大会へ14名参加 * (商工会女性部)全国大会へ23名、中四国ブロック交流会へ47名、主張発表大会へ48名、指導者研修会へ37名参加	・全国大会等へ参加し、他団体の活動事例を学ぶとともに、県下女性部の合同研修を実施し、地域の女性リーダーとしての研鑽を深めた。 ・商工会女性部については、湯梨浜町商工会女性部青木部長が「中四国ブロック女性部主張発表大会」にて最優秀賞を受賞し、全国大会へ進出(鳥取県勢の全国大会進出は、H15年以来11年ぶりの快挙) ※湯梨浜町商工会女性部の取り組み:「人のげんきは町のんき」をコンセプトに、湯梨浜町ウォーキングロードを旨とした取り組みを実施。ウォーキングを中心とした観光事業と特産品開発の2本柱で取り組みを展開。	・全国大会、中(四)国大会へ参加したメンバーが、大会参加を通じて得た人脈や情報等を各商工会議所女性会、商工会女性部のメンバーへ還元するとともに、今後の活動の更なる発展へ繋げることができるよう、各商工会議所女性会、商工会女性部にて引き続き努力していく必要がある。	・引き続き、各団体(各商工会議所、商工会連合会)に対する交付金において、各団体女性部が行う活動(研修会の開催、全国大会・中(四)国大会等への参加)の経費の一部を助成する。	経済産業総室(企業支援室)
【再掲】マネジメント及びマーケティング研修の開催	・企業の中堅リーダーである係長から課長級を対象に研修を開催	・研修受講者数24名 ・中央会会員企業への広報:企業108社と中央会ホームページに掲載申込書をダウンロード出来るようにした。	今年度は、女性の受講者がいなかった。	毎年、別の従業員が受講している企業が多く、これまで受講していない企業への研修参加に向けたPR。	研修を受講していただけるようPRし、中堅リーダーの意識向上に繋げる。	雇用人材総室

(2)女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
【再掲】農業改良普及指導活動	・研修会、戸別訪問等による家族経営協定締結推進とフォローアップ	・新任普及員に対して、協定締結支援の必要性、具体的な手法について研修を実施した。 ・農業者の経営改善支援の中で、協定締結を支援した。	経営改善の中での協定への理解が深まったり、新規就農者や農業者年金加入における政策助成もあり、締結が進んでいる。	締結農家のフォローアップ支援	・農業者を対象に協定への理解を深めるための研修会等を開催する。	とっとり農業戦略課
林業普及指導(林業女性活動推進)	・鳥取県林業研究グループの活動支援	若桜林研女性グループの交流会経費を補助	女性グループの交流が促進された	林研グループへの若年層の新規参加	・鳥取県林業研究グループの活動支援	林政企画課
・【再掲】農業改良普及指導活動 ・とっとり発！6次産業化総合支援事業	・農産物加工、販売等に取り組む女性組織の起業等に対し、技術、経営面での個別支援	・6次産業化サポートセンターや商工関係組織と連携し、研修会9回、交流会・商談会3回開催した。また、商工関係組織が主催する商談会の情報提供し、積極的な参加を促した。 ・農村女性が主体となった起業活動、6次産業化志向農家を普及指導計画に位置づけ、発展段階に応じて技術・経営支援した。	研修会参加者約170名。商品ブラッシュアップや新商品開発に取り組んだり、商談成立につながる事例が増えつつある。 ・県内7普及所で15組織、5農業者を重点的に支援した。	・農業者のさらなる技術アップ、経営や販売能力の向上が必要。	・6次産業化に必要な技術・知識習得や6次産業化に取り組む農業者の掘り起こしのための研修会の開催。 ・6次産業化に既に取り組んでいる組織や農業者に対して個別の課題解決のための支援を行う。	とっとり農業戦略課
とっとりオリジナル加工品づくり支援事業	・農産物加工、販売等に取り組む女性組織の起業等に対し、技術、経営面での個別支援	地元農林水産物を使用したオリジナル加工品の開発や販路拡大を行う小規模加工グループ等に対し、研修費や試食・販売PR等の経費を助成(補助率1/2)	H26年度交付実績:7件(うち女性代表者 2件) ミネラル・コラーゲン入りブルーベリージャムの改良、マコモダケのきんぴら試作などを支援した。	昨年の実績を見ると商品開発・商品PRに係る取り組みがほとんどであった。当補助金は販路拡大にも使用できるが、実施事業者が少ないため、今後販路拡大にも利用していただけるよう周知をはかる。	地元農林水産物を使用した加工品づくりを行う小規模加工グループ等に対し、研修費や試食・販売PR等の経費を助成(補助率1/2)	食のみやこ推進課
加工品ステップアップ支援事業	・農産物加工、販売等に取り組む女性組織の起業等に対し、技術、経営面での個別支援	既に販売している地元農林水産物を使用した加工品を、県内外の量販店等へ販路拡大を行う小規模加工グループ等に対し、研修費や備品等の経費を助成(補助率1/2)	H26年度交付実績:2件(うち女性代表者 1件) ブルーベリーや糀の加工方法改良、販路拡大などを支援した。	補助対象要件が厳しく、申請件数が少ないため、要件を緩和し「もうかる6次化・農商工連携総合支援事業」に統合。	地元農林水産物を使用した加工品づくりを行う小規模加工グループ等に対し、加工に必要な備品等の経費を助成(補助率1/2)	食のみやこ推進課
打って出る販売チャレンジ支援事業			H25廃止	H25廃止		食のみやこ推進課
鳥取県中小企業連携組織支援交付金	・企業組合等の設立支援及び創業時に要する経費を助成	女性を中心とした企業組合等に対し、地域資源を活用した新商品開発及びマーケティング調査等の支援を実施。	新商品開発等により女性を中心とした企業組合等の組合活動が活性化し、女性の事業への参画が促進された。	女性を中心とした企業組合等の事業を活性化し、より多くの女性の活躍、参画の場を拡大するため、継続的な支援を行っていく必要がある。	引き続き、中小企業団体中央会に対する交付金において、企業組合等の設立や運営に関する支援に要する経費を助成する。	経済産業総室(企業支援室)
新規参入資金	・創業等を行うおとする者に対する金融支援	創業等を行うおとする者に対する創制度融資メニューを引き続き運用。H26.2経済対策で創業貸付を独立させ、メニュー化(別途3年間無利子化の補助制度を創設)。	利子補助や信用保証料補助に対する創制度融資メニューを低減を図り、創業等の取組を支援。	創業等の取組につながるよう引き続き制度周知に努めている。	H26.2経済対策で創業貸付を独立させ、メニュー化(さらに同資金利用者に対する3年間無利子化の補助制度を別途創設)。	経済産業総室(企業支援室)
経営革新支援補助金	・中小企業が行う、経営革新計画を実施するのに必要な、マーケティング戦略構築、新商品開発、人材育成、販路開拓を支援	経営者の性別を問わず、経営革新計画の実施のために資金的支援(補助)を行った。	交付決定4社(14,232千円)商品開発等の支援を実施した。	鳥取県版経営革新計画の実施とあわせ、引き続き県内企業による新たな取組を支援していく。	県内中小企業者が行う新商品・サービス開発等のチャレンジに対し、企業の成長段階や経営戦略に応じた総合的な支援を展開する。(鳥取県版経営革新総合支援補助金(スタート型)及び(成長・拡大型)を創設)	経済産業総室(企業支援室)

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
中小企業調査・研究開発支援事業	・県内中小企業が事業化に向けて自ら行う調査や研究開発を支援	調査支援型：16件、研究開発支援型：11件について新たに支援を行った。	県内中小企業の研究開発について、ICT・サービス業等も含めたより幅広い支援を行った。研究開発の前の段階の調査についても支援を充実し、より多くの企業の積極的な取組を促進することができた。	調査支援型の支援についてまだ普及が進んでいないため、各地域での意欲のある企業の掘り起こしと取組促進が必要。調査の後の研究開発、さらにその後の商品化、販路開拓も含めた各企業の次の展開についてのフォローアップ強化が必要。	調査型について、地方機関（中部総合事務所、西部総合事務所）に移管し、よりきめ細かい制度普及とフォローアップが行える体制とする。	経済産業総室（産業振興室）

テーマC 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

●重点目標8 男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり

(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
ユニバーサルデザインに関する研修の実施	・地域、団体、企業が開催する集会などへの出前講座 ・小中高生を対象とした出前授業の開催 ・県職員を対象としたUD研修を開催	実施状況 ・啓発キャンペーン(10回) ・出前授業(22回) ・出前講座(11回) ・県庁UD運動 ・基礎研修(13回) ・ステップアップ研修(1回) ・カラーUD講演会(1回)	・公民館、学校での出前講座等を通じ、多くの県民にUDに対する理解を促進できた。 ・芸文祭とも連携し、UDの啓発を行った。 ・新たにカラーUDに取り組み、普及・啓発を推進することができた。	・さらにUD及びカラーUDへの理解を進めることが必要。	・UD啓発キャンペーン ・地域、団体、PTA等での出前講座 ・児童・生徒を対象とした出前授業、UD体験学習の開催 ・県庁UD運動 ・カラーUDの推進	人権・同和対策課
男女共同参画センターによる相談事業	老若男女の男女共同参画に関する相談を受け付ける	・一般相談 2,119件 ・専門相談 116件 ・オトコの相談日 25件 ・Eメール相談 17件	多様な相談に対して、必要に応じて関係機関と連携しながら対応した。	社会の変化にともない相談内容が複雑化しており、相談員の計画的な学習が必要。	・相談員による一般相談 ・弁護士、臨床心理士による専門相談	男女共同参画センター
介護予防の推進	・市町村や事業者が行う介護予防に関する事業についてより有効に実施できるよう調査・研究・研修等を実施 ・市町村等に適切な助言・支援を実施	・地域包括支援センター職員等を対象とした研修を実施 ・介護事業所等に口腔機能向上紙芝居や体操DVD等を配布 ・県歯科医師会と連携し、高齢者施設へ歯科医師等を派遣し健診等を実施	・介護予防体操の効果、手法等を習得した。 ・高齢者の10施設に歯科医師・歯科衛生士を派遣し、口腔機能向上につながった。	・より効果的な取組の実施。 ・制度改正による新しい総合事業への対応。	・引き続き、市町村等が行う取組を後方支援していく。 ・H27年度は、住民主体の通いの場づくりの事業に取り組む。	長寿社会課
地域ケアネットワークづくり	・保健や医療、福祉に関わる人々や機関、組織が互いに連携して支援する体制を整備	・地域包括支援センター等が行う地域ケア会議に、広域支援員や専門職を派遣	・自立支援型の地域ケア会議の開始につながった。 ・多職種連携による個別事例の支援の検討ができた。	・地域ケア会議の普及・定着の促進。 ・退院する高齢者を病院から介護支援専門員等に着実に引き継ぐ。	・引き続き、地域ケア会議の普及・定着を促進させる。 ・医療・介護情報の連携体制を構築する。	長寿社会課
高齢者虐待の防止	・高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発 ・早期発見・早期対応のための体制を整備するため、研修事業等を実施	・東・中・西部それぞれの成年後見支援センターへの支援。 ・虐待通報受付機能である(市町村及び地域包括支援センター)の職員に対し、「養護者からの虐待対応研修」と「養護施設従事者による虐待対応研修」を実施。 ・養護施設従事者に対し、施設内における権利擁護や虐待防止に向け、具体的な知識と技術を習得するための研修を実施。	権利擁護に関する専門的な相談から支援まで対応を行った。研修の開催により、施設内における権利擁護や身体拘束廃止に向け、具体的な知識と技術を習得を行った。	各市町村や包括の業務も増加している中で、高齢者虐待に対する効果的・効率的な対応が求められる。 また、施設における虐待も少なからず毎年報告されているため、施設従事者に対する対策も、さらに充実が必要。	高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発 ・早期発見・早期対応のための体制を整備するため、研修事業等を実施	長寿社会課
認知症対策	・早期発見・早期治療の体制の整備 ・専門的な医療や介護、及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療、介護専門職を養成	認知症を早期に発見し、本人・家族に適切に対応できるかかりつけ医を養成 専門的なサービスを提供する事業所や介護実務者に対して認知症に対する実践的な研修を行い、人材育成に努めた。	かかりつけ医が認知症の対応力を向上させることで、認知症を早期に発見でき、地域での認知症対策の推進が図られた。 認知症介護研修等を実施することにより、介護従事者等の知識・技術の向上につながっている。	研修への医師の参加を増やし、早期発見体制をさらに充実する必要がある。 専門的な医療や介護、及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療、介護専門職をさらに増やしていくことが必要。	早期発見・早期治療の体制の整備 専門的な医療や介護、及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療、介護専門職を養成	長寿社会課
介護サービス等人材育成	・介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図るため、介護保険サービスに従事する各種専門職等に対し、職種別・専門技術別の研修を実施	・県社協に委託し、介護職員を対象とした介護の基礎知識や専門技術について分野別の研修を実施し、介護サービスの質の向上を図った。 ・介護福祉士等修学資金貸付制度により若手介護人材の養成を進めた。	・一定程度、介護の質の向上に繋がっているものと思料。 ・県内で働く介護福祉士が養成できた。	・新規就労者の増、離職者の減、スキルアップを進める上で、処遇改善が要。 ・介護の仕事のイメージアップ等も必要。	・引き続き、介護職員研修、修学資金貸付制度を運用するとともに、人材の確保・定着・資質向上のための施策を検討。	長寿社会課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
元気な高齢者の地域活動支援	・高齢者の活動の場が見つめられるよう支援を行うとともに、元気シニアの活動を広く紹介 ・地域住民が支え合う互助の仕組みづくりを市町村と連携して支援し、総合的に地域で支え合う体制づくり	・エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の紹介 エイジレス・ライフ(高齢者が年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由に生き生きと生活を送ることを実践している者及びグループで就労や地域社会活動を積極的にを行っている団体を表彰した。 ・ひとり支え愛活動支援補助金の支援 住民誰もが地域で安心・安全に暮らしていけるよう、住民相互の日常的な助け合いやNPO、ボランティア団体等による生活支援サービス等を通じ、高齢者、障がい者、子ども等の支援を必要とする人を地域で支える取組を支援した。	・エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の紹介 平成26年度の受章者及び団体 エイジレス・ライフ実践者 2名 社会参加活動事例 1団体(平成26年度までの受章者及び団体累計) エイジレス・ライフ実践者 28名 社会参加活動事例 11団体 高齢者による様々な活動を顕彰することにより、活動の活性化につながっている。 ・ひとり支え愛活動支援補助金の支援 平成26年度補助実績 一般事業:15件 先進的又は広域的事業:6件 県内各地で高齢者等交通弱者のための福祉有償運送、買い物支援のための店舗運営、有償ボランティア等による生活支援サービス等が展開されている。	元気な高齢者の多様な活動を推進する環境づくりや地域の担い手として一層の活躍を図る仕組みづくりが必要である。	いきいき高齢者クラブ活動支援補助金の支援 地域を支える高齢者の健康づくりや生きがいづくりを支援し、更なる地域活動の発展及び団体の育成強化を図る。 ・わが町支え愛活動支援補助金の支援 地域住民が主体となって「支え愛マップづくり」を通じ、独居高齢者、要介護者及び障がい者などの支援を要する者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや平常時の見守り体制づくり等を行う取組などに対して支援を行う。 ※6月補正後に追加予定	長寿社会課
建築物のバリアフリー化	・高齢者や身体障がい者等の移動及び施設利用に配慮した建築物の整備促進	・県では、平成20年に鳥取県福祉のまちづくり条例を全部改正し、一定用途、一定規模以上の建築物にバリアフリー化を義務付けている。 ・平成26年度は補助制度に「車いす駐車場の屋根」を追加し、県外客等も多く利用されることが想定される既存施設を対象に、3年間の期間限定で、補助の上限額を引き上げると共に補助対象項目の拡充を行った。	平成26年度は拡充を行った手すりをはじめ、多目的トイレ設置、オストメイト設置、エレベーター設置及び出入口改修など9件のバリアフリー化工事に対して補助(県補助4,382千円)、間接補助となった平成23年度以降の補助実績は13件(5,922千円)となった。	左記の条例全部改正により、新築・増改築・用途変更する建築物についてのバリアフリー化は強化が図れたが、助成制度等を活用した既存建築物に対する一層のバリアフリー化の推進が必要。	既存建築物及び法で規制する面積規模未満の建築物のうち、民間建築物についてバリアフリー化を推進するため、バリアフリー整備に係る費用の一部助成を行う。 「障がい者等から要望のあった「電光掲示板」、「フラッシュライト」等を補助制度に追加するとともに、これまで補助対象外としていた医療・福祉系の建物について既存改修に限り補助対象に加えること等により、より一層福祉のまちづくりを推進する。	住まいまちづくり課
【再掲】 県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集(子育て世帯、母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯)	子育て世帯(義務教育期間が終了するまでの児童と同居する世帯)、多子世帯(18歳未満の児童が3人以上の世帯)、多人数世帯(5人以上の世帯)については、優先入居の対象者としている他、間取りの大きな住戸は多子・多人数世帯用として募集を行っている。	平成26年度募集実績(2月末まで) 募集戸数(全体) 109戸 申込者数(全体) 346世帯 子育て世帯入居決定数 14戸 多子・多人数世帯入居決定数 7世帯	多子・多人数用募集の応募者は、一般向け住宅の募集に比べて少ない。また、子育て世帯は他の世帯よりも申込み数が多く、希望する住戸に入居できない場合がある。	今後も現在の取組を続ける。	住まいまちづくり課

(2)障がい者の自立した生活に対する支援

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
【再掲】 県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集(子育て世帯、母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯)	子育て世帯(義務教育期間が終了するまでの児童と同居する世帯)、多子世帯(18歳未満の児童が3人以上の世帯)、多人数世帯(5人以上の世帯)については、優先入居の対象者としている他、間取りの大きな住戸は多子・多人数世帯用として募集を行っている。	平成26年度募集実績(2月末まで) 募集戸数(全体) 109戸 申込者数(全体) 346世帯 子育て世帯入居決定数 14戸 多子・多人数世帯入居決定数 7世帯	多子・多人数用募集の応募者は、一般向け住宅の募集に比べて少ない。また、子育て世帯は他の世帯よりも申込み数が多く、希望する住戸に入居できない場合がある。	今後も現在の取組を続ける。	住まいまちづくり課
あいサポート運動の推進	・多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや障がいのある方への必要な配慮などを理解し、障がいのある方の方によった手助けを行う方に「あいサポーター」になっていただき、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を実現するため、研修や啓発活動等を実施する。	・あいサポーター研修の実施 ・他県等との連携やあいサポート大使の委嘱 ・障がい理解を推進するためのデジタル絵本の作成 ・草の根の活動であいサポート運動を推進	(平成27年2月末現在) ・あいサポーター数243,213人 ・あいサポーター研修回数:2,244回 ・あいサポート企業・団体:883企業・団体 ・H26.10に韓国江原道、埼玉県富士見市・三芳町と連携協定締結 ・6障がい(知的、発達、精神、盲、ろう、重心)で5話ずつ、計30話をストーリー仕立ての絵本として作成 ・障がい当事者や支援者が草の根的にあいサポート運動や障がいへの理解を推進	・H27年2月末現在までに約24万人のあいサポーターが誕生するなど多くの賛同を得ている。その反面、運動の広がりに期待も大きいことから、一層の運動推進を行い、共生社会実現のため、障がいへの理解を更に広げていく必要がある。	・あいサポート運動の更なる推進事業 ・あいサポート運動ステップアップ推進事業	障がい福祉課
障がい者の就業支援	・障がい者の雇用・就業の促進を図るため、障がい者を対象とした職業訓練を実施(訓練生には訓練手当を支給) ・知的障がい者対象(施設内訓練):期間9ヶ月または1年 ・身体障がい者等対象(委託訓練):期間1ヶ月~3ヶ月(最長6ヶ月)	・施設内訓練(1年):4名入校、2名修了、2名就職(就職率100%) ・委託訓練(1~3ヶ月):25名入校、23名修了、19名就職(就職率82.6%)	左記のとおり職業訓練を実施し、就職率は84.0%となった(平成27年3月末時点)	・障がい者の多様性に対する企業側の受入体制の遅れなど雇用する側の抱える問題から、障がい者の就職は厳しい状況が続いている。	・障がい者を対象とした就職に必要な知識・技能の習得の機会を提供し、就職につながる訓練を実施。 ・障がい者の個々の状況を踏まえた訓練のフォロー及びハローワークと連携した就職支援。	雇用人材総室
	一人一人の障がい者がその適性とその能力に応じた職に就き、自己実現と社会参加を一層促進するために、障がい者の一般就業を支援する。	職場実習169件を実施	195人の一般就職を達成	なし	引き続き職場実習を実施するとともに、ジョブコーチ支援体制を全県に整備	雇用人材総室

(3)外国人居住者が暮らしやすい環境の整備

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
在住外国人の支援	・医療通訳ボランティア派遣など多文化共生支援事業の実施 ・私費留学生奨学金支給 ・「国際交流の集い」の開催 ・生活相談窓口の運営 ・日本語講師・ボランティア養成講座の開催、日本語クラスの運営	○多言語情報発信ホームページの運営、多言語メールマガジンの配信、機関紙の発行(年4回) ○コミュニティ支援事業 日本語クラスの運営(東・中・西で開催、延べ348名利用)、国際交流コーディネーターの配置(2名の配置、英語・中国語)、専門通訳(医療、コミュニティ)ボランティアの派遣の実施、外国人のための防災セミナーの実施 ○人材育成事業 医療通訳ボランティア等の育成事業の実施(医療:12回、日本語講師等:4回) ○ホームステイ活性化プログラムの実施 受入講座1回(72名参加)、出前講座1回(35名参加) ○県民の国際理解推進事業 ワールドアラカルト開催、子どものための異文化理解体験講座の開催(27校実施)、国際交流の集い(東中西3回)、国際交流フェスティバルの開催、多文化共生出前講座の開始(9回)等 ○私費留学生奨学金の支給事業 私費留学生:11名、環日本海交流枠留学生:9名	広報周知の効果もあり医療通訳等ボランティアの派遣実績は増加傾向(医療:57名登録、派遣数203件、コミュニティ:70名登録、派遣数44件)。防災セミナーの開催により災害時に弱者となりやすい在住外国人への支援を行うと共に地域住民との交流を深めることができた。また、子どものための異文化理解体験講座では、県内小学校27校へ派遣を行い1,514名の児童に多様な文化にふれ合う機会を提供した。また、平成26年度から環日本海交流地域私費留学生奨学金制度を創設し友好交流先の留学生へのきめ細やかな対応が可能となった。	更に多くの在住外国人や県民に財団を知ってもらうため、地域と密接な関係にある市町村との連携を密にして、外国人コミュニティとのネットワークの深化などを進めていく必要がある。また、医療・コミュニティ通訳等の派遣需要が増加傾向にある中、通訳者の活動意欲の維持、研修プログラムの工夫による質の向上、人材確保を図る必要がある。	・本県の地域国際化の促進のため、(公財)鳥取県国際交流財団が行う次の事業に助成を行う。 ・多言語情報発信事業 ホームページ運営、メールマガジン、機関紙(年4回)の発行 ・コミュニケーション支援事業 日本語クラスの運営、国際交流コーディネーターの配置、専門通訳(医療、コミュニティ)ボランティアの派遣の実施 ・人材育成事業 医療通訳ボランティア等の育成事業の実施 ・ボランティア活動の推進と活性化事業 ホームステイ活性化プログラムの実施 ・県民の国際理解推進事業 国際交流の集い、異文化理解促進「国際交流フェスティバル」、多文化共生出前講座の実施等 ・私費留学生奨学金の支給事業	交流推進課

(4)ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
人権尊重理念の啓発	・テレビ等による啓発の実施 ・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料作成・配布	①人権啓発広報事業 ・人権ラジオ番組(月2回、年間24回放送) ・テレビスポットCM(3/9~31) ・人権情報誌「ふらっと」を6月、11月に発行 ②とっとりユニバーサルデザイン推進事業 ・出前講座、出前授業、パネル展示等を行い、UD理念の普及啓発を図っている。	①人権啓発広報事業 様々な媒体を使って、啓発広報を実施できた。 ②とっとりユニバーサルデザイン推進事業 多くの県民に啓発を行うことが必要。また、今後はカラーUDについても啓発していく。	①人権啓発広報事業 より多くの県民に啓発できる放送内容になるよう工夫する。 ②とっとりユニバーサルデザイン推進事業 今後多くの県民に啓発を行うことが必要。また、今後はカラーUDについても啓発していく。	・引き続き、ラジオ番組(月2回、年間24回放送)、テレビスポットCM、人権啓発情報誌(年2回)作成等を行う。 ・啓発パネル展示、研修、出前授業、出前講座を開催し、ユニバーサルデザイン理念の普及啓発を図る。	人権・同和对策課
人権相談窓口の設置	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談の実施	・人権相談窓口の設置:相談員(非常勤)3名(水・土・日) (産業カウンセラー2名/内1名 心理相談員) *26年度相談件数:309件	県以外の相談窓口を確保することにより、より幅広い人権分野の相談に対応した。	人権相談の内容は多様化、複雑化することから相談員の資質向上がより一層必要となる。	(社)鳥取県人権文化センターが行う人権相談事業に助成 ・人権相談窓口の設置:相談員(非常勤)3名(水・土・日)、(産業カウンセラー2名/内1名 心理相談員))	人権・同和对策課
人権相談窓口の設置	・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応	・人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業 ・県内3カ所へ人権相談窓口を設置 *26年度相談件数:455件	県民からの相談に人権相談員が助言、情報提供し、関係機関との連携や専門相談員の活用により、問題解決の促進を図った。 相談件数は25年度までは年々増加していたが、26年度には減少した。24年度478件からは4.8%の減少となった。	相談件数は減少したが、新規件数については増加しており、内容も多様化、複雑化することから相談員の資質向上がより一層必要となる。	・県内3カ所へ人権相談窓口を設け、県民からの相談に人権相談員が助言、情報提供し、関係機関との連携や専門相談員の活用により、問題解決の促進を図る。	人権・同和对策課
ひとり親家庭への総合支援	・母子家庭自立支援員の設置 ・母子福祉対策推進費(母子家庭等生活支援事業、ひとり親家庭モバイル相談、日常生活支援) ・ひとり親家庭福祉推進員の設置 ・母子家庭等就業・自立支援 ・母子家庭等自立支援給付金の支給	・母子・父子自立支援員の設置:19名(県2名、各市及び福祉事務所設置町村17名。県内全市町村に設置済み) ・日常生活支援事業の利用件数:11件 ・ひとり親家庭福祉推進員の設置:30名 ・就業支援講習会の実施:6コース(東中西部で初級・中級コースを実施) ・ひとり親家庭自立支援給付金の支給:36名(H25実績。H26実績は集計中。) ・ひとり親家庭学習支援事業の実施市町村数:2市町村	・福祉事務所設置町村が増えたことにより、各市町村役場に母子・父子自立支援員の設置が広がっている。 ・自立支援給付金事業について、利用者の多くが資格取得後、正職員での就業につながっている。 ・ひとり親家庭学習支援事業の市町村実施を推進し、ひとり親家庭の児童の学習支援を進めている。	・各種支援事業の周知徹底及び利用促進。 ・日常生活支援事業における支援体制の強化。 ・ひとり親家庭学習支援事業等の市町村実施の推進。	・母子・父子自立支援員の設置 ・日常生活支援事業の実施及び支援体制の強化 ・ひとり親家庭福祉推進員設置事業の実施 ・ひとり親家庭の就業支援に向けた講習会の実施 ・自立支援給付金事業の実施 ・ひとり親家庭学習支援事業の推進 ・ひとり親家庭等情報提供事業の推進	青少年・家庭課
母子寡婦福祉資金の貸付	・経済的自立の助成と生活意欲の向上を図り、併せて配偶者のない女子が扶養している児童の福祉を増進するため、配偶者のない女子で児童を扶養している者及び寡婦に対し資金を貸付	・母子福祉資金新規貸付(H25) 58名、総額23,062,000円 ・寡婦福祉資金新規貸付(H25) 1名、総額192,000円 ※H26分は集計中	・平成26年10月より、父子世帯まで対象が拡大。 ・必要な方に対し、適切に貸付を行い、ひとり親世帯の子どもの就学に役立っている。	・事業の周知徹底を図る。	・各種資金の貸付の実施 ・貸付金の償還業務	青少年・家庭課
児童扶養手当の支給	・母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給	・児童扶養手当受給者数:6,060人 (H27.2末現在/全県分)	・支給要件に該当するひとり親家庭の親等に適切に支給し、子育て支援に役立っている。	・適切な支給事務の実施	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給	青少年・家庭課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
ひとり親家庭・DV被害者の就業支援	・求職中のひとり親家庭及DV被害者を対象として、1か月程度の職場体験研修を実施	廃止				青少年・家庭課
母子生活支援施設強化	・国の配置基準を超えて母子指導員を配置し施設機能を強化	補助対象施設：2施設	個別的な対応が必要な母子に対する支援の充実を図った。	施設職員の資質向上	・国の配置基準を超えて母子指導員を配置し施設機能を強化	青少年・家庭課
子育て応援市町村交付金	・ひとり親家庭への助成(小中学校の入学の支度金)	10市町村	ひとり親家庭の入学時における会費負担の軽減を図った。	ひとり親家庭における会費負担の軽減	・ひとり親家庭への助成(小中学校の入学の支度金)	子育て応援課
ひとり親家庭への医療費助成	・医療費の負担軽減を図るため、一定条件を満たすひとり親家庭の子及びその母等に対し助成を行う市町村に対する補助	・受給資格世帯数 3,765世帯 (H25実績。H26は集計中。)	・H23に年少扶養控除が廃止になった際、特別医療費助成事業における所得額の算定の際には控除を据え置くこととし、ひとり親家庭の負担軽減の措置を図っている。	・適切な助成の実施(助成事務は市町村実施。)	・特別医療費の助成(助成事務は市町村実施。)	青少年・家庭課
【再掲】県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集(母子・父子世帯、多子世帯、その他の子育て世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療 所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯等)	母子・父子世帯は優先入居の対象としている。	平成26年度募集実績(2月末まで) 募集戸数(全体) 109戸 申込者数(全体) 346世帯 母子・父子世帯入居決定数 27世帯	母子・父子世帯は他の世帯よりも申込み数が多く、希望する住戸に入居できない場合がある。	今後も現在の取組を続ける。	住まいまちづくり課
公共職業訓練の受講時の支援	・一定条件を満たす母子家庭の母等が公共職業訓練を受講するときに訓練手当を支給	・訓練手当支給人数：64名	・離職者訓練の定員を充実させるなか、職業訓練の受講促進に寄与する訓練手当に不足が生じることがないよう支給することができた。	・引き続き、雇用のセーフティネットとしての訓練手当に不足が生じないよう措置することが必要。	職業訓練の受講促進に寄与する訓練手当について不足が生じないよう措置し、適正な支給を継続して実施する。	雇用人材総室

●重点目標9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1)男女間における暴力を許さない社会づくり

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
【再掲】男女共同参画を理解し、実践するための講座	・企業、団体等と連携した講座の開催支援 ・自治会等と連携した講座の開催	・センター職員による自治会、PTA等での出前講座：34回 ・共同参画時代の自分磨きセミナー事業の団体への委託：2企画 ・男性の家庭進出プロジェクト事業：2企画 ・活動支援事業による支援(公開講座：11回、研修支援講座：7回、調査研究等事業：1回) ・市町村担当者よりりん彩職員の学習の場である「学びのサロン」を3回開催。	・共同参画時代の自分磨きセミナーの実施により男女共同参画への理解者の裾野拡大を図った。 ・活動支援事業に申請された団体への連携、支援を行い、申請団体の人材育成に寄与することができた。 ・学びのサロンで市町村との連携を強めることができた。	・公募講座のテーマが特定の分野に集中する傾向がある。 ・講座への参加者を増加させる工夫が必要。 ・市町村との実務的な連携を進める必要がある。	自分磨きセミナー委託事業3企画のうち、1企画を政策的に選定したテーマに沿った講座とし、受託団体よりりん彩が連携して企画する。 ・イクメン・ケアメン養成講座支援事業の開催(5講座)	男女共同参画センター
DVIに関する計画の策定と推進	・「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の改訂と取組の推進	平成23年度に、計画を改訂。	平成23年度に計画を改訂し、計画に基づき各種支援策等の取組を実施している。	・DV防止の普及啓発の強化 ・支援体制の強化及び支援員の資質向上	・「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の第三次改訂	青少年・家庭課
暴力防止に関する啓発	・関係機関連絡会による連携 ・女性に対する暴力防止の普及啓発	・関係機関連絡会の実施 ・DV防止の普及啓発のための街頭キャンペーンの実施：平成26年11月11日及び12日(県内各主要駅及びショッピングセンター等) 関係機関とのネットワーク会議に定期的に参加し、情報の共有と知識の習得及び連携に努めた。 関係機関と合同でJR各駅(鳥取・倉吉・米子)及びイオン等ショッピングセンターにおいて「女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン広報」を実施した。	・関係機関連絡会及び街頭キャンペーンの実施により、DV防止のための普及啓発を展開している。 会議や事例検討を通して情報共有・連携が図れた。 関係機関との連携を強化し、合同での街頭広報等により女性に対する暴力防止の普及啓発を図る。	・DV防止の普及啓発の強化 内閣府提唱の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、DV防止の普及啓発のためのキャンペーンを実施。 ・関係機関連絡会において、市町村等の関係機関との連携を深め、DV防止の普及啓発を図る。	青少年・家庭課 男女共同参画センター 生活安全企画課	
DV予防啓発支援員活動事業	・平成22年度、23年度で養成したDV(デートDV)予防啓発支援員を高等学校や地域等での研修会に講師等として派遣 ・支援員のスキルアップ研修と連絡会の開催	DV予防啓発支援員派遣実績92回(高等学校・特別支援学校・専修学校等21校、地域等2回) フォローアップ研修に鳥大生が参加し支援員として登録された	派遣実績の増加 特別支援学校、専修学校への拡大	派遣依頼回数の増加の一方で派遣可能な支援員不足 新規の学校がある一方で継続的な派遣にならない学校もあり 予防学習の定着が必要 派遣事業以外の新たな支援員活動展開の検討	引き続き、学校等への支援員派遣を実施 支援員新規養成研修の実施(支援員登録と派遣協力の呼びかけ)	福祉相談センター

(2) 安心して相談できる体制の充実

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
【再掲】 人権相談窓口の設置	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談 ・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	人権・同和対策課
【再掲】 男女共同参画センターによる相談事業	・老若男女の男女共同参画に関する相談を受け付ける	・一般相談 2,119件 ・専門相談 116件 ・オトコの相談日 25件 ・Eメール相談 17件	・多様な相談に対して、必要に応じて関係機関と連携しながら対応した。	・社会の変化にともない相談内容が複雑化しており、相談員の計画的な学習が必要。	・相談員による一般相談 ・弁護士、臨床心理士による専門相談	男女共同参画センター
外国人DV被害者支援員の養成	・外国人DV被害者の通訳を行うことができる外国人等の養成 ・被害者支援及びDV被害の未然防止	外国人DV被害者支援員の登録数：16名	・様々な言語の支援員を配置し、外国人DV被害者から相談等があった際の体制を整えている。	支援体制の強化及び支援員の資質向上	・外国人DV被害者支援員による通訳支援体制の確保	青少年・家庭課
DV加害者電話相談	・DV加害者からの相談電話を受ける相談員の養成及び電話相談	DV加害者電話相談員の登録数：6名 電話相談件数：1件	毎月第3金曜日にDV加害者電話相談を実施し、DV加害者からの相談に対応している。	電話相談事業のPR強化	・DV加害者電話相談の実施 ・電話相談員の養成及び資質向上のための研修の実施	青少年・家庭課
婦人相談所の運営、相談員の設置	・婦人相談所の運営及び婦人相談員を配置し、配偶者からの暴力、離婚、生活困窮等女性の諸問題についての相談援助を実施。	県婦人相談員1名配置 女性相談ダイヤルの設置 弁護士による法律相談38件 女性相談の状況(全県 市部婦人相談員含む)3,369件(うちDV相談841件)			引き続き、市の婦人相談員や関係機関等と連携を図りながら配偶者からの暴力や離婚、生活困窮等女性の諸問題について相談援助を行う。 また法的知識が必要な相談に対しては弁護士による法律相談を各圏域で実施する	福祉相談センター
性犯罪被害者に係る相談窓口の周知	・性犯罪110番の広報資料の作成、配布	・県警ホームページに「性犯罪に関する相談窓口(性犯罪110番)」について掲載し、相談窓口の周知を図っている。 ・警察県民課(現・広報県民課)発行の部外広報誌「県民のまもり」に「性犯罪110番」を掲載し、相談窓口の周知を図っている。	性犯罪被害者に係る相談窓口の周知が図られた。	特になし	・性犯罪110番の広報資料の作成、配布	捜査第一課
被害者に対する相談及びカウンセリング体制の整備	・被害者支援カウンセラーの委嘱と被害者に対する紹介	被害者等に対する施策の紹介により、効果的に制度を運用した。	被害者支援カウンセラーによるカウンセリングを実施するとともに、関係機関との連携により継続的な支援につながった。	施策のさらなる周知と、活用に向けた職員への教養の実施	積極的に施策について広報を行うとともに、職員に対しても同施策の教養を行う。	広報県民課
	・ストーカー・DV被害者等からの相談対応	相談者に対し相談者自身の選択・協力の必要性を分かりやすく説明し、相談者の意思に沿った支援をすることとし、早期の警告・事件化を推進している。				生活安全企画課
	・性犯罪被害者からの相談受理	・捜査第一課内に設置している「性犯罪110番」により、女性警察官等による相談受理体制を整備している。 ・27年度は、女性警察官27名(各警察署1名以上)を性犯罪指定捜査員として指定し、女性警察官等による相談受理体制を整備した。	相談体制を確保した。	特になし	性犯罪被害者からの相談受理	捜査第一課
	・総合相談窓口の設置・運営等 ・犯罪被害者等支援のための地域保健福祉活動連携事業 ・犯罪被害者等人権学習会の実施	・市町村担当者会議において、総合相談窓口の設置の促進を図った。 ・県、市町村の保健師、精神保健師を対象とした「犯罪被害者等支援のための地域保健福祉活動連携研修会」を実施。 [H27.2.12] ・人権教育の推進者等を対象とした「犯罪被害者等人権学習会」を実施。 [H27.1.29]	・県内市町村における総合相談窓口の増加(12市町村→15市町村) ・地域におけるお悩み相談の相談窓口となっている保健師等に対し、犯罪被害者等の支援について理解を深めた。 ・地域における犯罪被害者等への理解の促進を図るため、人権教育の推進者に対して、犯罪被害者への理解を深めた。	・「犯罪被害者等支援のための地域保健福祉活動連携研修会」において、出席者が少数であったことから、実施時期及び研修内容について見直す必要がある。 ・犯罪被害者等に対し、相談体制の周知をより一層進めていく必要がある。	・犯罪被害者等相談・啓発事業(被害者相談及び関係団体連絡調整等) ・地域保健福祉活動連携事業(相談窓口となる保健師等を対象とした研修会の実施) ・犯罪被害者等人権学習会の実施	くらしの安心推進課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
	<ul style="list-style-type: none"> 体制の整備(主管組織・庁内連携体制) 支援施策の普及・啓発 犯罪被害者等緊急避難場所確保事業 犯罪被害者等支援のための地域保健福祉活動連携事業(再掲) 犯罪被害者等人権学習会の実施(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県被害者支援フォーラムの開催支援(主催・とりどり被害者支援センター、共催:県警察、県) [H26.11.13] 街頭広報による普及・啓発活動の実施 とりどり被害者支援センターが行う、被害者等が一時的に滞在する宿泊施設を確保し提供するための経費を補助。(H26利用実績:1件) 県、市町村の保健師、精神保健師を対象とした「犯罪被害者等支援のための地域保健福祉活動連携研修会」を実施。(再掲) [H27.2.12] 人権教育の推進者等を対象とした「犯罪被害者等人権学習会」を実施。(再掲) [H27.1.29] 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等が様々なニーズ(問題)を抱えている状況や社会支援の必要性等について県民の理解を深めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 県民の犯罪被害者等への理解及びとりどり被害者支援センターの認知が十分ではなく、より一層広報啓発に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等相談・啓発事業(再掲) 被害者相談及び関係団体連絡調整・フォーラム支援等 犯罪被害者等緊急避難場所確保事業(県警察へ事業を移管) 地域保健福祉活動連携事業(再掲) 犯罪被害者等人権学習会の実施(再掲) 	くらしの安心推進課
性犯罪被害者に対する経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> 初診料の公費負担、初回処置料、診断書料、人工中絶費用の公費負担 	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、16年度から産婦人科等での初診料等を公費負担とし、毎年10件前後の申請を受理している。26年度は、10件の申請を受理。(申請に対しては全件公費負担) 22年度から医療機関の診察を受け支払済みのものに対しても公費負担できるように改め、さらに平成23年8月2日から公費支出額の上限を撤廃して全額負担とした。 	その目的を達成した。	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 初診料の公費負担、初回処置料、診断書料、人工中絶費用の公費負担 	捜査第一課
ストーカー行為への対策の推進	ストーカー事案に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> 事案の危険性・切迫性を考慮し、積極的な事件化を図り、警告等の行政措置を的確に講じるとともに、被害者等の安全確保を最優先に、保護対策及び被害者に対する支援等を積極的に行った。 			<ul style="list-style-type: none"> 事案の危険性・切迫性を考慮し、積極的な事件化を図り、警告等の行政措置を的確に講じるとともに、被害者等の安全確保を最優先に、保護対策及び被害者に対する支援等を積極的に行う。 	生活安全企画課

(4)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
【再掲】 人権相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> 電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談 	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	人権・同和対策課
	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応 	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	人権・同和対策課
【再掲】 男女共同参画推進企業の認定	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定 企業の取組事例の収集及び紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の推進に理解と意欲のある企業等を認定することで、県内企業への男女共同参画の普及を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業訪問、制度周知等により、新規48社を認定し、認定企業数が533社となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き制度周知及び企業の自主的な取組を促進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業開拓、認定後のフォローアップのため、コーディネーター(1名)及び輝く女性活躍企業推進員(2名)の配置 認定企業支援として、就業規則等の整備を促進するため、社会保険労務士の派遣 	男女共同参画推進課
職場環境づくりの推進 (対象:県職員)	<ul style="list-style-type: none"> ハラスメント防止委員会の設置 専門相談員の配置による相談体制の整備 相談員を対象とした研修会の実施及び外部開催研修会への派遣 庁内LAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ハラスメント防止委員会の設置 [委員12名を任命] 専門相談員の配置による相談体制の整備 [外部1名、内部18名] 相談員を対象とした研修会の開催 [4月23日(水)参加者13名] 庁内LAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話の設置 相談者への対応と所属指導 快適な職場環境づくりへの各所属への出前講座の実施 [27所属 37回] 	<ul style="list-style-type: none"> 依頼のあった所属や職域委員会に対し、職場の状況にあった内容で出前講座を行うことで、職員が身近な問題として捉えることができ、意識啓発に繋がった。 また、出前講座で、日頃のコミュニケーションがハラスメント防止につながることを啓発(コミュニケーションの取り方や意味について重点的に講義)を行い、参加者の感想を聞く等して参加者の思いを分かち合うことで、職員自身の気づきに繋がった。 職域委員会の議題に取り上げ意見交換することで、職場全体の意識啓発に繋がった。 	<ul style="list-style-type: none"> ハラスメント防止対策は、個人の問題はもとより職場全体の問題としてとらえることが必要。 日頃のコミュニケーションが重要であり、メンタル不調者の防止の視点とハラスメント防止の観点からもコミュニケーションスキルを高めることを重点的に継続的に啓発していくことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ハラスメント防止委員会の設置 専門相談員の配置による相談体制の整備 相談員を対象とした研修会の実施 庁内LAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話の設置 相談者への対応と所属指導 快適な職場環境づくりへの各所属への出前講座の実施 ハラスメント防止要綱の見直し 	福利厚生課

●重点目標10 生涯を通じた男女の健康の支援

(1)生涯を通じた男女の健康の保持増進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
【再掲】 男女共同参画センターによる相談事業	老若男女の男女共同参画に関する相談を受け付ける	・一般相談 2,118件 ・専門相談 116件 ・オトコの相談日 25件 ・Eメール相談 17件	多様な相談に対して、必要に応じて関係機関と連携しながら対応した。	社会の変化にともない相談内容が複雑化しており、相談員の計画的な学習が必要。	・相談員による一般相談 ・弁護士、臨床心理士による専門相談	男女共同参画センター
介護予防対策の推進	・介護予防プログラム作成に当たり、男女の違いに配慮するよう周知	介護予防に関するケアプランは、市町村地域包括支援センター(又はその外部委託)において作成される。その際、本人の身体状況、年齢、性別、家族構成、家族の心身状況、身体状況、近隣の協力関係、地域の資源等さまざまなことがもとより考慮される。よって、殊更に男女の違いに配慮するよう周知することは行っていない。	—	—	—	長寿社会課
女性の健康づくり支援	・健康に関する情報提供、相談体制の整備	共通ダイヤルの設置を取りやめ、各圏域保健所の相談窓口の周知を図った。	県内のコンビニに110箇所にて2回、相談窓口のチラシを配布。	引き続き相談窓口の周知が必要。	圏域保健所の相談窓口に加え、妊娠・出産に関する相談受付業務を県助産師会へ委託。	子育て応援課
医療提供体制の整備	・マンモグラフィの整備など性差医療を推進するための体制整備	1病院でマンモグラフィを更新	乳がん対策の充実が図られた。	—	平成26年度で終了	医療政策課
各種がん検診の受診促進	・がんに対する正しい知識の普及・啓発とがん検診受診啓発及びがん検診を受けやすい体制の整備	胃がん 24.9% 肺がん 26.5% 大腸がん29.2% 子宮がん31.0% 乳がん 29.6%	さまざまな広報媒体を活用したがん検診受診率向上の啓発や、がん検診の未受診者に対してかかりつけ医から受診勧奨を強化するなどの取組を行った結果、受診率が向上した。	がん検診受診率が思うように向上しないことから、未受診者への受診勧奨方法、メッセージの伝達方法について検討が必要。	・がん検診未受診者に対する個別アプローチ(個別受診勧奨)を行う市町村への取組を支援。 ・がん予防教育を実施する学校や企業等に対し、講師の派遣及び教材の提供。 ・乳がん患者団体等が地域で実施されるピンクリボンイベントと連携し、乳がん検診及び自己触診法をPR。 ・がん対策の推進に協力していただけた企業をハート企業として認定。 ・大腸がんの早期発見・早期治療及び検診受診率向上を推進させるため、市町村が大腸がん検診キット(便潜血検査)を直接送付又は健康相談員等を介し配布する場合に必要となる費用の一部を県が補助。 ・県民が休日にかん検診を受診できる機会を増やすため、市町村が休日にかん検診車を使用する場合に必要な検診車休日割増費用の一部を支援。	健康政策課
自死予防に関する普及啓発	・自殺予防週間(9月10日～16日)に、街頭キャンペーンを実施 ・自死対策フォーラム開催 ・自死予防リーフレット等による啓発 ・「眠れますか?睡眠キャンペーン」を各圏域で展開	各圏域毎に街頭キャンペーンやイベントを市町村や関係機関とともに実施した。	・自死に関する相談件数の増加 ・全市町村で自死に関する事業実施が行われるようになった	・各年代層の課題に併せた啓発等を行っていく必要がある	・9月(自殺予防週間)、3月(自殺対策強化月間)にキャンペーンの実施 ・若年者の自死が減少しない現状にあり、若者層へ向けた啓発の強化 一全市町村成人式、大学等入学式でのリーフレット配布	健康政策課
ゲートキーパー養成研修	・市町村に配置される健康づくり推進員等を対象に、新たに「気づき」、「つなぎ」、「見守り」に重点を置いたゲートキーパー養成研修を実施	新たに企業への出前講座という形式で働き盛り層へのゲートキーパー研修会に取り組んだ	企業内のメンタルヘルスの必要性について理解を深められた	・出前講座を実施する企業は一部であるため、今後も継続し働き盛り層への取組の充実を図る	・各市町村でゲートキーパー研修や各地区健康教室で自死に関するミニ講座の開催等機会を捉えた取組を進めていく ・企業への出前講座の継続実施	健康政策課
「健康づくり文化」の創造	・県民一人ひとりが健康づくりの大切さを認識し、日常的に健康づくりを行う「健康づくり文化」の定着を目指した普及・啓発 ・健康づくりに積極的に取り組む施設、団体等を「健康づくり応援施設(団)」に認定 ・健康づくり文化創造推進県民会議の開催 ・糖尿病の診療連携体制の構築	健康づくりを自ら習慣的に行う「健康づくり文化」を県民に根付かせるため、とっとり健康づくり大使によるPR活動や、「とっとり健康家族ポータルサイト」による情報発信等を行った。	協会けんぽ鳥取支部主催の健康保険委員研修会に健康づくり大使を派遣し、研修会の合間に健康体操を実施したことで、良い評価が得られた。	健康づくりの推進において、特にポイントになる層は、働き盛り世代であり、働き盛りの世代の健康づくりを推進していく必要がある。	・県民一人ひとりが健康づくりの大切さを認識し、日常的に健康づくりを行う「健康づくり文化」の定着を目指した普及・啓発等 ・健康づくりに積極的に取り組む施設、団体等を「健康づくり応援施設(団)」に認定 ・健康づくり文化創造推進県民会議の開催 ・糖尿病の診療連携体制の構築	健康政策課

(2) 妊娠・出産などに対する健康支援

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
【再掲】 女性の健康づくり支援	・望まない妊娠予防についての健康教育の実施 ・避妊、中絶等に関する相談の実施	・思春期からの悩みに対応する「とっとり若者すこやかネット」の設立(11月16日) ・記念講演、関係機関の活動報告を実施。	「とっとり若者すこやかネット」の設立(11月16日) 記念講演、関係機関の活動報告を実施。	活動組織の周知を図る必要がある。	活動組織の周知、各関係機関の連携が図れるよう支援を行う。	子育て応援課
いまからはじめる！いつかはパパママ事業	・将来親になるために妊娠・出産の正しい知識を身につけるための、出前教室、セミナー、相談会等の開催やテキストの作成、意識調査を行う。	・出前講座の実施(25回/年) ・妊娠・出産等の相談窓口をのチラシを作成。県内のコンビニに設置してある「鳥取県情報コーナー」へ配布し普及啓発を図る。	妊娠・出産の基礎知識、ライフプランの必要性を啓発。	出前講座の認知度が低く、新規受講者の開拓が難しい。周知方法の検討が必要。	妊娠、出産等に関する正しい知識の普及、ライフプラン等を具体的に考える機会となるよう事業を展開する。県の媒体を活用し、事業の周知を図る。	子育て応援課
妊娠中毒症等療養費	・妊娠中毒症等に罹患している者に対する療養費の給付	実績なし	—	利用者が少ないため、制度の再周知が必要。	療養費給付の継続。引き続き、制度の再周知。	子育て応援課
妊婦健康診査費の助成	・妊婦健康診査に要する経費の助成	平成25年度から全14回の妊婦健康診査を市町村が地方財政措置により実施。	—	—	—	子育て応援課 一各市町村
不妊治療等の支援	・不妊治療に要する経費の一部助成 ・不妊専門相談センターの設置	土曜日の相談実施により、夫婦で面談相談を受ける方々が増え、相談者の利用しやすい相談体制が整備できた。	助成利用件数、面談相談件数の増加。	まだ、不妊専門相談センターの認知度が低いため、引き続き周知が必要。	不妊専門相談センターの周知を図るため、不妊・不育症に関する講演を開催する。助成事業については継続実施。	子育て応援課
思春期からの妊娠・出産支援	・施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	・思春期ピアカウンセラーの養成研修、及び思春期ピアカウンセラー活動の支援を行った。	・思春期ピアカウンセラーを養成。中学校や高校に向向き、同世代の仲間(ピア)として、健康教育、相談を受け付けた。	活動を行った学校等の評価も高く、引き続き支援を継続していく。	引き続き研修、活動の支援、活動内容の普及啓発を図る。	子育て応援課
周産期・小児医療の充実	・ハイリスク患者の情報等を分娩取扱医療機関の間で情報共有できる周産期医療情報システムの運営 ・総合周産期母子医療センターに県内医療機関のハイリスク患者の把握等を行う搬送コーディネーターを設置 ・子どもの発病時の対処方法等に対する地域への出前講座と小児救急ハンドブックの作成 ・小児救急電話相談の実施	・周産期医療情報システムの運営・改修 ・搬送コーディネーターの配置(1名) ・出前講座の開催(8件) ・救急医療に関する意識啓発のリーフレットの作成(183,000枚) ・小児救急電話相談(3,340件)	・今年度周産期医療情報システムの改修を行うとともに、搬送コーディネーターを継続配置し、産科医療従事者の負担軽減を図った。 また、出前講座、ハンドブック、電話相談により、救急医療に関する意識啓発等が進んだ。	・周産期医療情報システムに未参加の医療機関の参加促進 ・医療従事者の負担を軽減するための県民の意識啓発の更なる推進	・周産期医療情報システムの運営 ・搬送コーディネーターの継続配置 ・出前講座の開催 ・小児救急ハンドブック、救急医療に関する意識啓発のリーフレットの作成 ・小児救急電話相談の実施	医療政策課
【再掲】 学校における性教育・EYS教育の充実	・手引き等を活用した学校における性教育の推進と充実 ・性教育・EYS教育研修会の開催 ・性教育指導実践研修会の開催	・体育・保健体育等、学校教育活動全体を通じて実施 ・鳥取県性教育・EYS教育研修会の開催(6月) ・WYSH教育研修会への教職員の派遣(8月)	・性教育の学校教育の中での位置づけや発達段階を踏まえて行うこと、家庭や地域との連携についてさまざまな手法等提示しながら教職員の性教育への理解を深めた。 ・WYSH教育研修会で学んだことを、校内の性教育の実践に生かすことができた。	・個々の児童生徒の抱える問題に応じて個別指導の必要がある。 ・児童生徒を取り巻く環境も多様化しており、実態に応じた健康課題の解決が重要と言える。 性教育については、命を守り育てる教育として引き続き充実が必要と言える。	・性教育の手引きを見直し、各学校へ配布し、性教育の充実を図っていく。 ・WYSH教育研修会へ派遣した教員を研修会の実践発表等に活用し、県内へ実践を広げていく。	体育保健課
【再掲】 心や性等の健康問題対策	・学校に専門家を派遣、講演会等の実施	・県立学校へ医師や助産師、看護師等の専門家を派遣	・各学校の実態に応じて、専門家を学校へ派遣し、命の大切さについて触れることで、改めて児童生徒自身を大切にしようとする機会となった。	同上	・来年度も引き続き、専門家派遣を行い、性教育の充実を図る。	体育保健課
体育実技等補助職員の措置(対象:公立学校教職員)	・妊娠中の女子教諭の体育実技授業に補助職員を配置	・小学校においては妊娠中の女子教諭が同時に2人以上生じた場合、1ヶ月以上重複する期間について、その期間中における体育実技授業に対して非常勤講師を配置する。 ・中学校においては妊娠中女子体育教諭1人について、体育実技授業に対して非常勤講師を配置する。	【26年度実績】 小学校 1人、中学校 2名	必要に応じて配置できた。	・補助職員を配置することにより、妊娠中の女子教諭の母体保護を図る。	小中学校課
		・盲、聾学校の小学部においては妊娠中の女性教諭が同時に2人以上生じた場合、1ヶ月以上重複する期間について、その期間中における体育実技授業に対して非常勤講師を配置。 ・盲、聾学校の中学部、高等部においては妊娠中の女性体育教諭1人について、体育実技授業に対して非常勤講師を配置。 ・養護学校の特に重複障がい学級を担当する妊娠中の女性教諭1人について、身体的負担のかかる学校活動全般について常勤的な非常勤講師を配置。 【H26年度実績】 県立特別支援学校:4人	・配置が必要な場合には、適切に配置することができた。	・妊娠中の女性教諭の学校活動及び授業における身体的負担軽減により、母体保護を図ることができた。	・盲、聾学校の小学部においては妊娠中の女性教諭が同時に2人以上生じた場合、1ヶ月以上重複する期間について、その期間中における体育実技授業に対して非常勤講師を配置。 ・盲、聾学校の中学部、高等部においては妊娠中の女性体育教諭1人について、体育実技授業に対して非常勤講師を配置。 ・養護学校の特に重複障がい学級を担当する妊娠中の女性教諭1人について、身体的負担のかかる学校活動全般について常勤的な非常勤講師を配置。	特別支援教育課

(3)健康をおびやかす問題についての対策の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H26年度の実施状況を踏まえた課題	H27年度の施策内容	担当課
エイズ予防対策	・正しい知識の普及啓発、予防教育	<p><性感染症予防キャンペーン(7～10月)の実施></p> <p>○予防を啓発する新聞広告の掲出</p> <p>○図書館、学校でのパネル展示</p> <p>○図書館、学校、商業施設、ドラッグストア、カラオケ店等でパンフレット、検査案内カード、PRティッシュ等の啓発物を配布</p> <p><世界エイズデー(12/1)の実施></p> <p>○夜間、休日に保健所での特別検査を実施</p> <p>○ラジオ、新聞、フリーペーパー等に啓発記事を掲出</p> <p>○ポスター、パンフレット、検査案内カードを、学校・コンビニ・ドラッグストア・市町村役場・公共施設・遊技場等に配布して、啓発</p> <p>○学校、商業施設でのパネル展示</p> <p>○学校、駅前、商業施設等で街頭キャンペーンを実施(啓発物の配布、横断幕のぼりの設置、ハンドマイクによる呼びかけ等)</p>	<p>○県内の高校等でパネル展示を実施したり、中学生・高校生とともにキャンペーンを実施したことで、青少年への意識啓発を高めることに寄与した。</p>	<p>○若年世代への啓発が重要とされており、今後とも学校や若い人たちが集まる施設をターゲットとした啓発活動を地道に展開していく必要がある。</p>	<p>○性感染症予防キャンペーン(7～9月)の実施</p> <p>・リーフレットの配布や新聞広告の掲載等により、予防啓発を強化。</p> <p>・学校祭での健康教育、学校でのパネル展示。</p> <p>○世界エイズデー(12/1)の実施</p> <p>・リーフレットの配布や新聞広告の掲載等により、予防啓発を強化。</p> <p>・県内の駅等で街頭キャンペーンを実施。</p>	健康政策課
【再掲】思春期からの妊娠・出産支援事業	・施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	思春期ピアカウンセラーの養成研修、及び思春期ピアカウンセラー活動の支援を行った。	思春期ピアカウンセラーを養成。中学校や高校にむき、同世代の仲間(ピア)として、健康教育、相談を受け付けた。	活動を行った学校等の評価も高く、引き続き支援を継続していく。	引き続き研修、活動の支援、活動内容の普及啓発を図る。	子育て応援課
【再掲】学校における性教育・エイズ教育の充実	・手引き等を活用した性教育の推進と充実 ・性教育・エイズ教育研修会の開催 ・性教育指導実践研修会の開催	<p>・体育・保健体育等、学校教育活動全体を通じて実施</p> <p>・鳥取県性教育・エイズ教育研修会の開催(6月)</p> <p>・WYSH教育研修会への教職員の派遣(8月)</p>	<p>・性教育の学校教育の中での位置づけや発達段階を踏まえて行うこと、家庭や地域との連携についてさまざまな手法等を提示しながら教職員の性教育への理解を深めた。</p> <p>・WYSH教育研修会で学んだことを、校内の性教育の実践に生かすことができた。</p>	<p>・個々の児童生徒の抱える問題に応じて個別指導する必要がある。</p> <p>・児童生徒を取り巻く環境も多様化しており、実態に応じた健康課題の解決が重要と言える。</p> <p>性教育については、命を守り育てる教育として引き続き充実が必要と言える。</p>	<p>・性教育の手引きを見直し、各学校へ配布し、性教育の充実を図っていく。</p> <p>・WYSH教育研修会へ派遣した教員を研修会の実践発表等に活用し、県内へ実践を広げていく。</p>	体育保健課
【再掲】心や性等の健康問題対策	・学校に専門家を派遣、講演会等の実施	・県立学校へ医師や助産師、看護師等の専門家を派遣	・各学校の実態に応じて、専門家を学校へ派遣し、命の大切さについて触れることで、改めて児童生徒自身を大切にしようとする機会となった。	同上	・来年度も引き続き、専門家を派遣を行い、性教育の充実を図る。	体育保健課
【再掲】薬物乱用防止教育の充実	・薬物乱用防止教育研修会の開催	・鳥取県薬物乱用防止教育研修会の開催(12月)	・県の条例改正の趣旨を押さえ、具体的な実践発表を盛り込んだことで、参加者の実践意欲につながった。	・児童生徒を取り巻く環境も多様化しており、引き続き薬物乱用防止教育の充実を図ることが必要と言える。	・来年度も研修会を開催し、薬物乱用防止教育の充実を図る。	体育保健課

Ⅲ 男女共同参画施策の実施効果

第3次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の進捗状況

テーマA 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

重点目標1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画

項目	所管課	基準	H24	H25	H26		目標値	評価
県の地方公務員採用者(大学卒業程度)に占める女性の割合	人事企画課	26.9% H21	24.0%	36.4% H25	33.1%	H26	30%程度 H28	A
県の課長相当職以上に占める女性の割合	人事企画課	10.8% H22.4	11.5%	12.0% H26.4.1	13.0%	H27.4.1	12%程度 H28	A
県の審議会等における女性委員割合	人事企画課 男女共同参画推進課	40.3% H22.4	43.0%	44.0% H26.4.1	43.2%	H27.4.1	40%以上 H28	A
男女共同参画に関する職員研修を行う県の機関	男女共同参画推進課 男女共同参画センター	年間15箇所 H22	年間25箇所	年間25箇所 H26.3.31	33箇所	H27.3.31	年間30箇所 H28	A
男女共同参画センターが実施する出前講座の回数	男女共同参画センター	年間22回 H22	年間70回	年間70回 H26.3.31	年間34回	H27.3.31	年間100回 H28	D
男女共同参画人材バンク登録者数	男女共同参画センター	94人 H23.3	106人	110人 H26.3.31	114人	H27.3.31	200人 H28	D
県の中堅リーダー育成支援事業で養成する企業の女性数	雇用人材局	累計10名 H23	累計22名	累計23名 H26.3.31	累計24名	H27.3.31	累計35名 H26	C
小中学校の教頭以上に占める女性の割合	小中学校課	24.3% H22.5	22.6%	22.0% H26.4.1	21.3%	H27.4.1	30%程度 H28	D
高等学校の教頭以上に占める女性の割合	高等学校課	4.3% H22.5	(県立のみ)4.0%	8.0% H26.4.1	9.3%	H27.4.1	10%程度 H28	B
特別支援学校の教頭以上に占める女性の割合	特別支援教育課	43.5% H22.5	45.5%	45.8% H26.4.1	41.7%	H27.4.1	40%程度 H28	A

重点目標2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実

項目	所管課	基準	H24	H25	H26		目標値	評価
男女共同参画推進条例制定市町村	男女共同参画推進課	14市町村 H22	18市町村	18市町村 H26.3.31	18市町村	H27.3.31	19市町村 H28	B
公立中学校における職場体験の実施状況	小中学校課	96.7% H22	98.3%	98.3% H26.3.31	98.3%	H27.3.31	100% H28	B
公立高等学校におけるインターンシップの実施状況	高等学校課	65.4% H22	100.0%	100.0% H26.3.31	80.8%	H27.3.31	100%を維持 H28	B
男女共同参画を知っている県民の割合	男女共同参画推進課	54.1% H21	54.1%	54.1% H21	58.9%	H26	100% H26	D
「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について反対する割合	男女共同参画推進課	44.8% H21	44.8%	44.8% H21	36.6%	H26	55% H26	D
「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考えている割合	男女共同参画推進課	12.0% H21	12.0%	12.0% H21	11.5%	H26	25% H26	D
男女共同参画交流室設置数	男女共同参画推進課	7市町村 H22	7市町村	7市町村 H25	7市町村	H26	19市町村 H28	D
よりん彩ネットの会員数	男女共同参画センター	212会員 H22	281会員	289会員 H26.3.31	289会員	H27.3.31	400会員 H28	D

重点目標3 男性や子どもにとっての男女共同参画

項目	所管課	基準	H24	H25	H26		目標値	評価
男女共同参画センター事業参加者における男性の割合	男女共同参画センター	27.0% H22	40.3%	42.8% H26.3.31	38.5%	H27.3.31	40% H28	B
男女共同参画センターが実施する男性の家庭・地域活動への参画支援講座の回数	男女共同参画センター	年間5回 H22	年間11回	年間11回 H26.3.31	8回	H27.3.31	年間10回 H28	B
【再掲】公立中学校における職場体験の実施状況	小中学校課	96.7% H22	98.3%	98.3% H26.3.31	98.3%	H27.3.31	100% H28	B
【再掲】公立高等学校におけるインターンシップの実施状況	高等学校課	96.7% H22	100.0%	100.0% H26.3.31	80.8%	H27.3.31	100%を維持 H28	B
子ども役員における男性の割合	男女共同参画推進課	22.1% H22	33.2%	33.5% H26.4.1	32.8%	H27.4.1	40% H28	C

重点目標4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進

項目	所管課	基準	H24	H25	H26		目標値		評価		
県、市町村、団体等が実施する人材養成講座の回数	男女共同参画センター	年間30回	H22	年間38回	年間43回	H26.3.31	53回	H27.3.31	年間50回	H28	A
県、市町村が公民館、自治会等の男女共同参画に関する講座に講師を派遣する回数	男女共同参画センター	年間58回	H22	年間99回	年間85回	H26.3.31	年間98回	H27.3.31	年間80回	H28	A
女性消防団員数	消防防災課	132人	H22	142人	151人	H26.3.31	158人	H27.1.1	250人	H28	B
自治会役員における女性の割合	男女共同参画推進課	2.7%	H22	3.2%	3.7%	H26.4	4.5%	H27.4	10%	H28	C

テーマB 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

重点目標5 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

項目	所管課	基準	H24	H25	H26		目標値		評価		
鳥取県男女共同参画推進企業認定企業数	男女共同参画推進課	398社	H22	474社	485社	H26.3.31	533社	H27.3.31	600社	H28	B

重点目標6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

項目	所管課	基準	H24	H25	H26		目標値		評価		
延長保育設置か所数	子育て応援課	112か所	H22	131か所	133か所	H26.3.31	146か所	H27.3.31	132か所	H26	A
一時保育設置か所数	子育て応援課	61か所	H22	69か所	72か所	H26.3.31	71か所	H27.3.31	66か所	H26	A
放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を設置している小学校区の割合	子育て応援課	95.0%	H22	100.0%	100.0%	H26.3.31	96%	H27.3.31	95%	H26	A
地域子育て支援拠点事業	子育て応援課	46か所	H22	49か所	52か所	H26.3.31	52か所	H27.3.31	51か所	H26	A
ファミリー・サポート・センターが利用できる市町村数	子育て応援課	16市町村	H22	17市町村	17市町村	H26.3.31	17市町村	H27.3.31	19市町村	H26	B
子育て応援パスポート協賛店舗数	子育て応援課	2103店舗	H23	2362店舗	2349店舗	H26.3.31	2397店舗	H27.3.31	2500店舗	H26	B
とっとり子育て隊認定数	子育て応援課	2931隊	H23	3774隊	3962隊	H26.3.31	4139隊	H27.3.31	5425隊	H26	B
鳥取県家庭教育推進協力企業	小中学校課	416社	H22	562社	570社	H26.3.31	571社	H27.3.31	700社	H30	C
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を知っている県民の割合	男女共同参画推進課	17.8%	H21	17.8%	17.8%	H26.3.31	28.1%	H26	50%以上	H26	D
男性県職員(知事部局)の育児休業取得率	人事企画課	4.95%	H22	5.5%	5.59%	H26.3.31	4.59%	H26	10%以上	H26	C
県職員(知事部局)年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数	人事企画課	10.4日	H22	10.6日	10.2日	H26.3.31	10.3日	H26	12日	H26	C
県職員(知事部局)の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)	人事企画課	12.1%	H22	10.4%	12.9%	H26.3.31	11.3%	H26	10%	H25	C
男性教職員の育児休業取得率	教育総務課	11.0%	H22	8.0%	7.9%	H26.3.31	6.7%	H27.3.31	15%以上	H27	C
教職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数	教育総務課	11.3日	H22	12.0日	12.1日	H26.3.31	12.1日	H27.3.31	15日以上	H27	C
職員(教育委員会事務局)の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)	教育総務課	11.2%	H22	15.0%	18.6%	H26.3.31	18.0%	H27.3.31	10%	H27	C
男性県立病院職員の育児休業取得率	病院局総務課	8.3%	H22	7.1%	8.0%	H26.3.31	0.0%	H27.3.31	10%以上	H28	D
県立病院職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数	病院局総務課	9.2日	H22	9.0日	8.2日	H26.3.31	8.2日	H27.3.31	12日以上	H28	C

項目	所管課	基準	H24	H25		H26		目標値		評価	
県立病院職員の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)	病院局総務課	14.8%	H22	11.5%	13.2%	H26.3.31	14.4%	H27.3.31	10%	H28	C
男性警察職員の育児休業取得率	警察本部警務課	1.6%	H22	0.0%	0.0%	H26.3.31	0%	H27.3.31	10%以上	H27	D
警察職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数	警察本部警務課	5.7日	H22	6.2日	6.0日	H26.3.31	6.2日	H26	8日以上	H27	C

重点目標7 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進

項目	所管課	基準	H24	H25		H26		目標値		評価	
農業協同組合における女性総代の割合	農林水産総務課	7.7%	H22	7.8%	8.1%	H26.3.31	8.0%	H27.1.31	5%以上	H28	A
農業協同組合における女性役員数	農林水産総務課	7人	H22	9人	7人	H26.3.31	10人	H27.1.31	6人以上	H28	A
家族経営協定締結農家数	とっとり農業戦略課	227組	H22	240組	243組	H26.3.31	281組	H27.3.31	260組	H28	A
商工会及び商工会議所の創業支援による女性の創業件数	産業振興課	年間47件	H22	年間36件	年間36件	H26.3.31	年間49件	H27.3.31	年間60件以上	H28	B
農業協同組合における女性正組合員の割合	農林水産総務課	18.1%	H22	18.3%	18.5%	H26.3.31	18.5%	H27.1.31	30%以上	H28	C
農業協同組合の支店における女性運営委員の割合	農林水産総務課	10.8%	H22	10.9%	11.2%	H26.3.31	11.0%	H27.1.31	20%以上	H28	C
農業委員に占める女性の割合(選任委員中女性の割合)	経営支援課	29.0%	H23	27.0%	27.0%	H26.3.31	32%	H27.8.10	40%	H29	C
女性認定農業者数	経営支援課	61人	H22	64人	61人	H26.3.31	61人	H27.3.31	75人	H28	C
女性漁業士数	水産課	0人	H22	0人	0人	H26.3.31	0人	H27.3.31	1人	H28	C
農業協同組合生産部役員における女性の割合	農林水産総務課	7.0%	H22	8.9%	10.6%	H26.3.31	8.5%	H27.3.31	10%	H28	C
農業協同組合生産部指導員における女性の割合	農林水産総務課	7.0%	H22	4.4%	3.7%	H26.3.31	3.9%	H27.3.31	10%	H28	D
女性が主体となっている起業農家及び組織数	とっとり農業戦略課	74組織	H22	59件	59件	H26.3.31	58件	H27.3.31	85件	H28	D
指導農業者に占める女性の割合	とっとり農業戦略課	28.0%	H22	28.0%	26.0%	H26.3.31	26%	H27.3.31	40%	H28	D

テーマC 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標8 男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり

項目	所管課	基準	H24	H25	H26		目標値	評価			
あいサポーター数	障がい福祉課	31,188人	H22.6	121,218人	207,742人	H26.3.31	246,015人	H27.3.31	25万人	H27	A
障がい者の実雇用率(知事部局)	人事企画課	1.78%	H23.6	2.3%	2.39%	H26.3.31	2.65%	H26.6	現状以上	H28	A
障がい者の実雇用率(教育委員会)	教育総務課	1.63%	H23.6	1.7%	1.93%	H26.3.31	2.54%	H26.6	2.0%	H28	A
障がい者の実雇用率(病院局)	病院局総務課	1.57%	H23.6	2.6%	2.60%	H26.3.31	2.4%	H26.6	2.1%	H28	A
障がい者の実雇用率(警察本部一般職員)	警察本部警務課	2.08%	H23.6	2.0%	2.01%	H26.3.31	2.62%	H26.6	現状以上	H28	A
公共職業訓練修了者の就業率	雇用人材局	75.7%	H22.6	69.1%	69.2%	H26.3.31	73.3%	H27.3.31	80%	H28	B
障がい者の実雇用率(民間企業)	雇用人材局	1.78%	H23.6	1.8%	1.77%	H26.3.31	1.88%	H26.6	2.0%	H28	B

重点目標9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

項目	所管課	基準	H24	H25	H26		目標値	評価			
市町村におけるDV相談支援センターの数	青少年・家庭課	0か所	H22	0か所	0か所	H26.3.31	0か所	H27.3.31	1か所	H27	D

重点目標10 生涯を通じた男女の健康の支援

項目	所管課	基準	H24	H25	H26		目標値	評価			
県内のNICU病床数	医療政策課	15床	H23.5	18床	18床	H26.3.31	18床	H27.3.31	18床	H25	A
妊娠11週以下での妊娠の届出率	子育て応援課	87.6%	H22	90.1%	91.1%	H26.3.31	91.0%	H27.3.31	100%	H29	B
妊娠中の喫煙(妊娠の届出時)	子育て応援課	3.9%	H21	3.2%	3.5%	H26.3.31	2.7%	H27.3.31	0%	H29	B
胃がん検診受診率	健康政策課	22.7%	H21	23.4%	24.6%	H26.3.31	25.1%	H27.3.31	50%以上	H29	B
肺がん検診受診率	健康政策課	24.1%	H21	25.3%	26.4%	H26.3.31	26.5%	H27.3.31	50%以上	H29	B
大腸がん検診受診率	健康政策課	25.4%	H21	27.4%	28.5%	H26.3.31	29.2%	H27.3.31	50%以上	H29	B
子宮がん検診受診率	健康政策課	26.6%	H21	30.4%	29.6%	H26.3.31	31.0%	H27.3.31	50%以上	H29	B
乳がん検診受診率	健康政策課	27.4%	H21	29.6%	28.1%	H26.3.31	29.6%	H27.3.31	50%以上	H29	B
成人の週1回以上スポーツ実施率	スポーツ課	51.7%	H21	51.7%	51.7%	H26.3.31	54.8%	H26	65%以上	H30	C
男女共同参画センターにおける男性相談件数	男女共同参画センター	年間682件	H22	年間805件	年間660件	H26.3.31	644件	H27.3.31	年間800件	H28	D

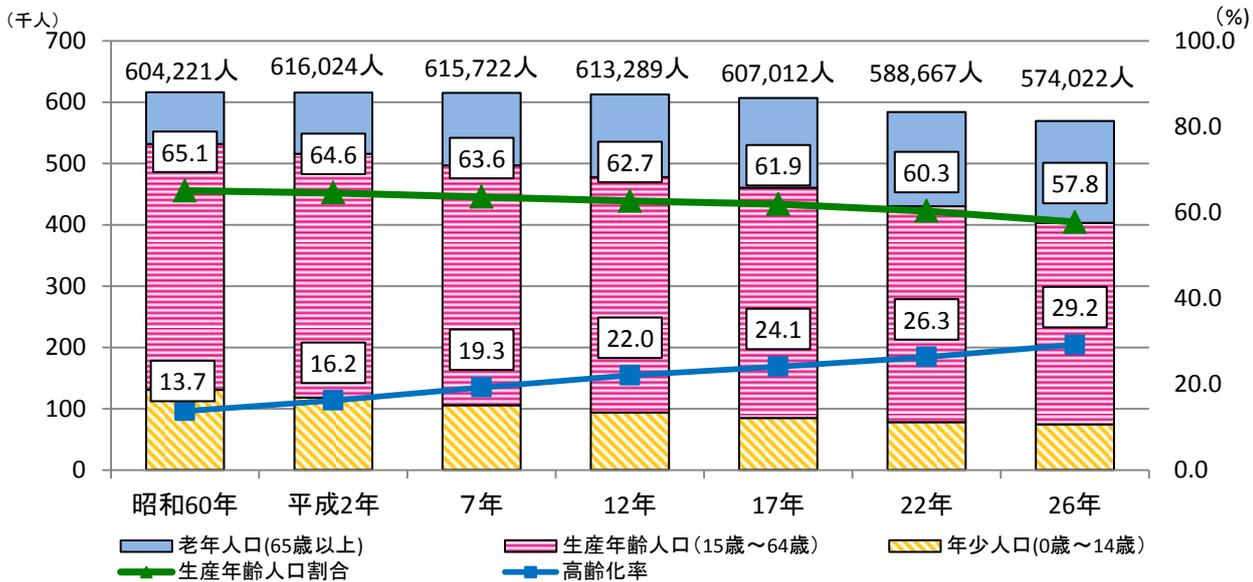
Ⅳ データで見る男女共同参画の現状

鳥取県の人口と世帯

(1) 人口

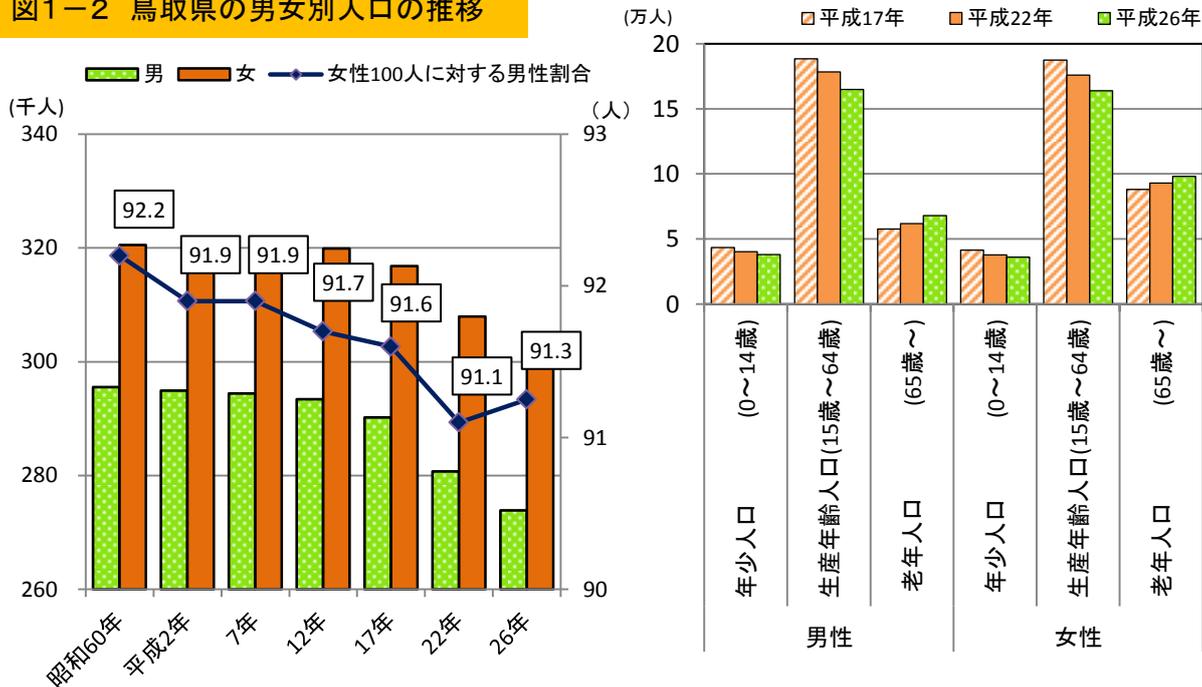
平成26年10月1日現在の本県の人口は574,022人で22年に比べ14,645人減少している。年少人口(0歳～14歳)生産年齢人口(15歳～64歳)老年人口(65歳以上)別で見ると、老年人口が増加し、年少人口、生産年齢人口が減少している。男女別に見ると、女性が300,141人、男性が273,881人で、女性が26,260人多く、女性100人に対する男性の数は91.3人となっている。

図1-1 鳥取県の人口と年齢3区分別人口の推移



※生産年齢人口割合・・・人口に対する生産年齢人口(15歳～64歳)の割合
 ※高齢化率・・・人口に対する老年人口(65歳以上)の割合

図1-2 鳥取県の男女別人口の推移

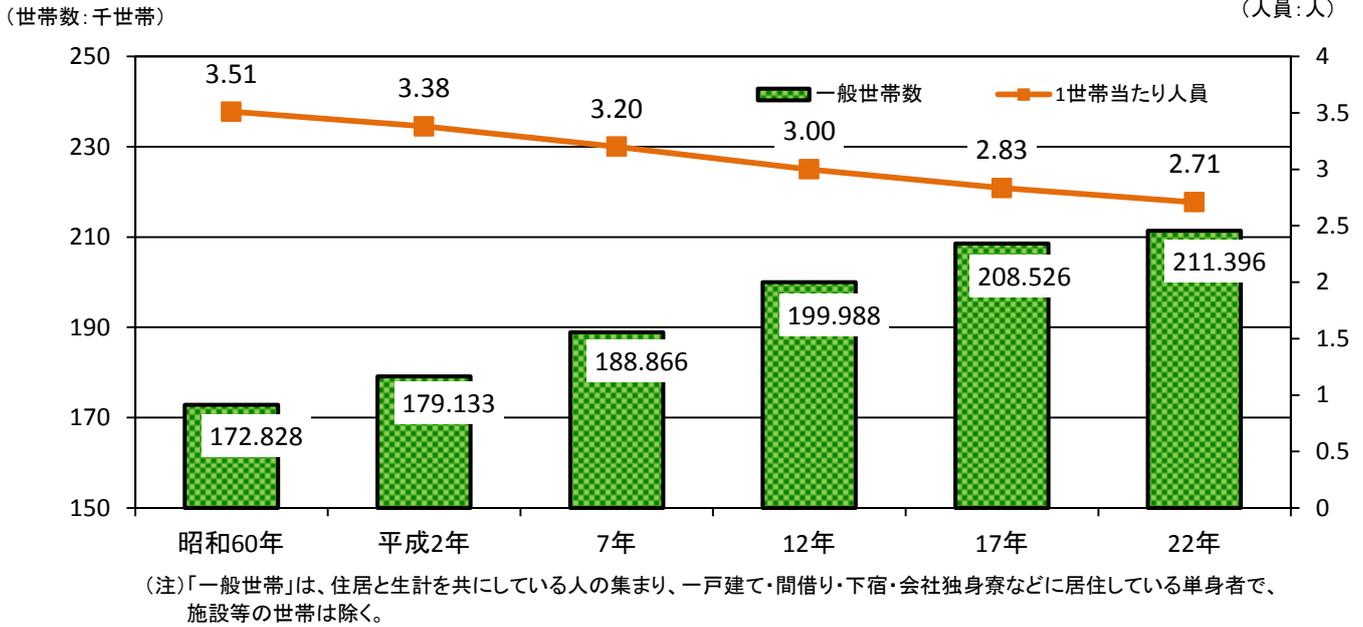


資料:平成22年国勢調査・鳥取県年齢別推計人口

(2) 世帯

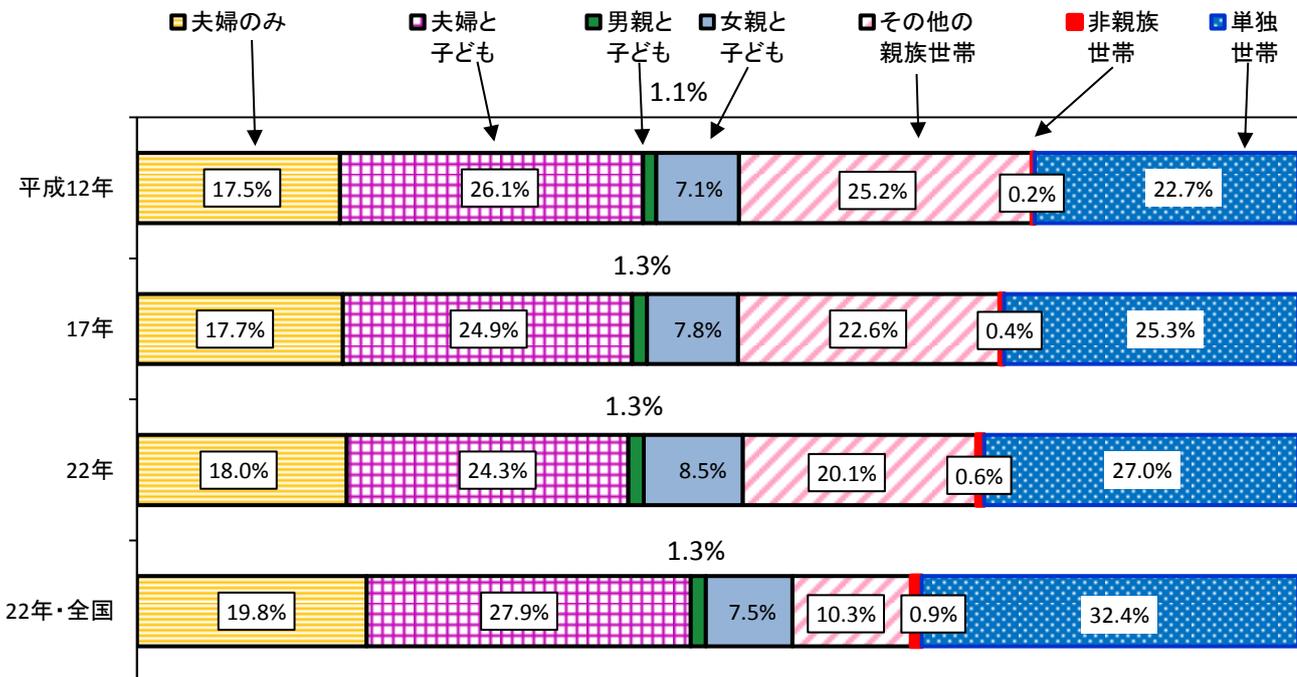
平成22年の国勢調査では、本県の一般世帯数は17年に比べ2,870世帯増加しているが、1世帯当たり人員は17年の2.83人から2.71人へと減少しており、世帯規模が小さくなっている。

図1-3 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移



平成22年の本県一般世帯の家族類型は、17年と比べ「単独世帯」は1.7%、「女親と子ども世帯」は0.7%増加。「その他の親族世帯」(3世帯同居等)は2.5%減少したものの全国平均より高い。

図1-4 一般世帯の家族類型別世帯数の推移



(注) その他の親族世帯・・・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
 非親族世帯・・・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
 単独世帯・・・世帯人員が1人の世帯

資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

(3) 人口動態

平成26年の本県の合計特殊出生率は全国を上回って推移はしているが、昨年より0.02ポイント減少し1.60であった。

図1-5 人口動態の推移(「合計特殊出生率」全国との比較)

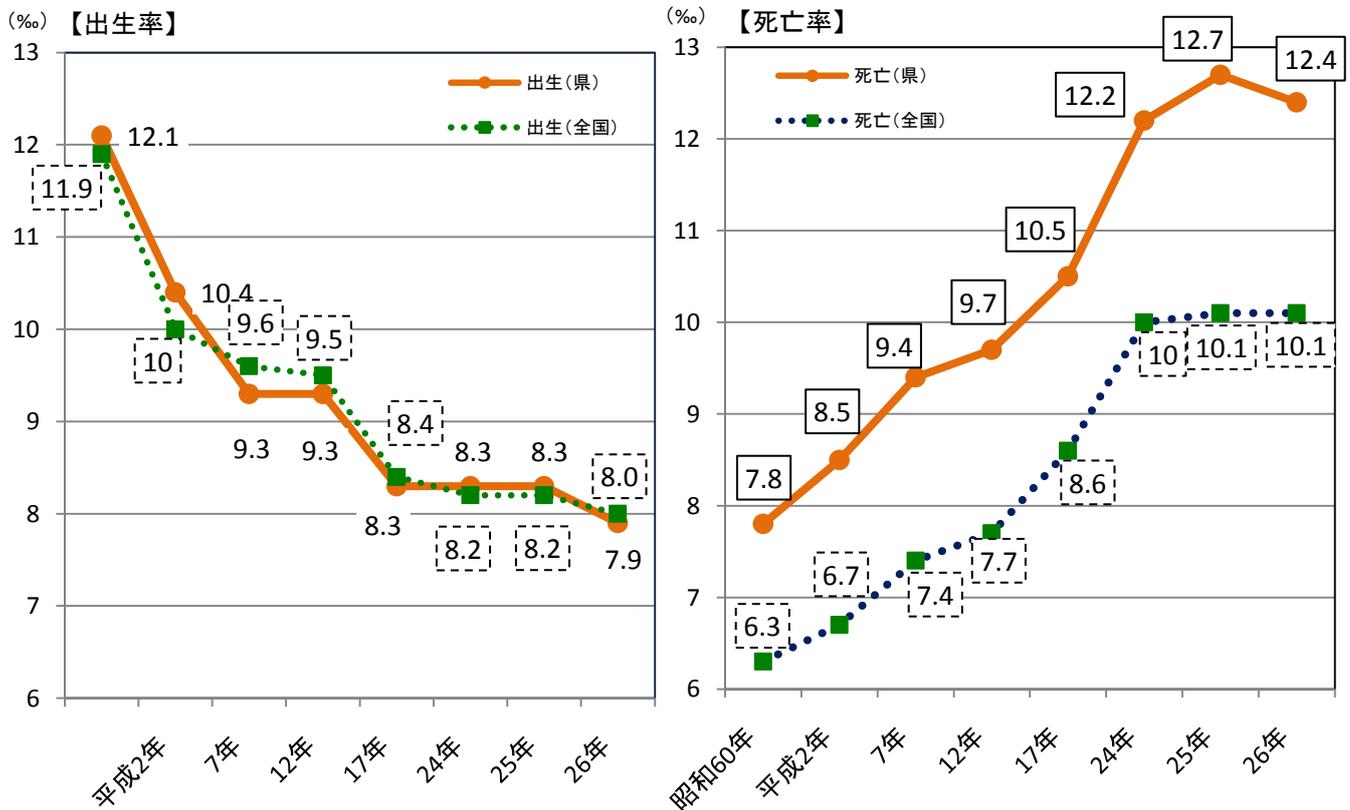


(注)「合計特殊出生率」は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成26年)

平成26年の本県の出生率及び死亡率を全国と比較すると、死亡率は全国を上回って推移している。近年全国を上回って推移していた出生率は、今回0.4ポイント減少し全国平均をやや下回った。

図1-6 人口動態の推移(「出生・死亡」全国との比較)

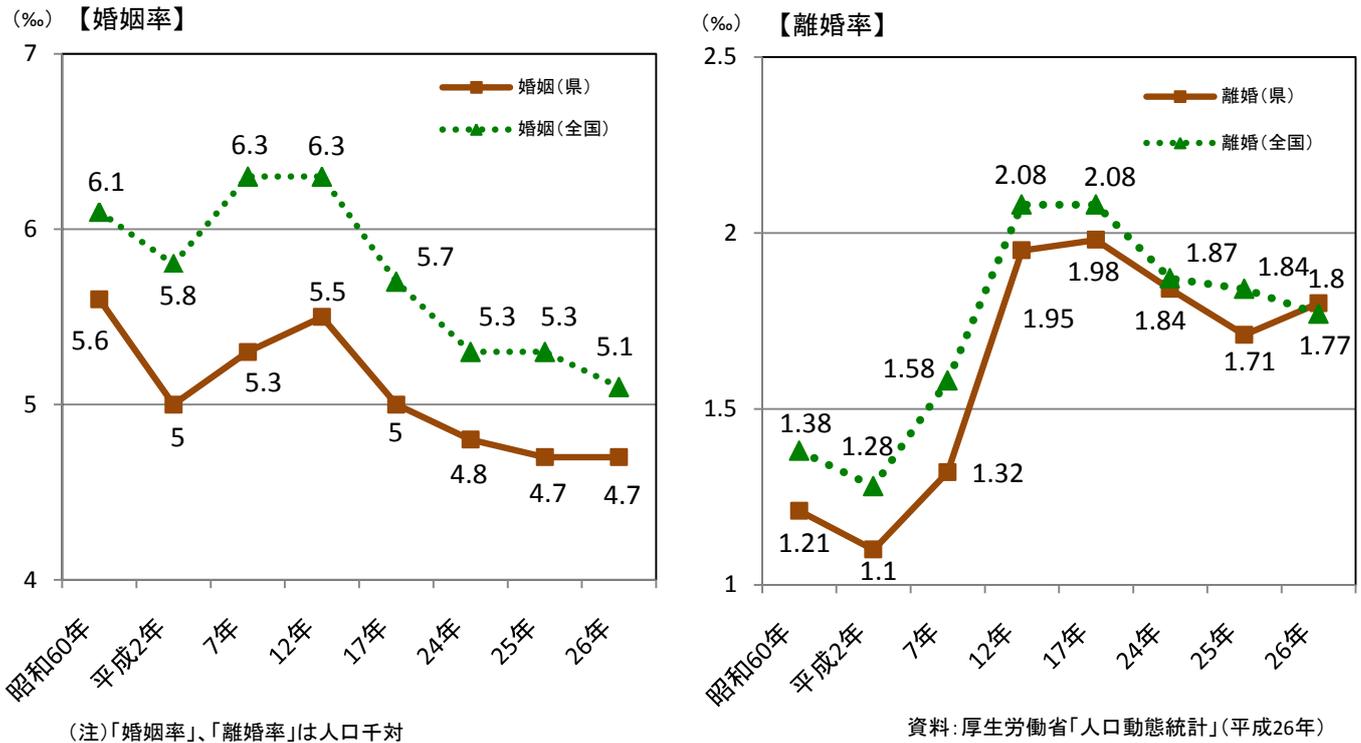


(注)「出生率」、「死亡率」は人口千対

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成26年)

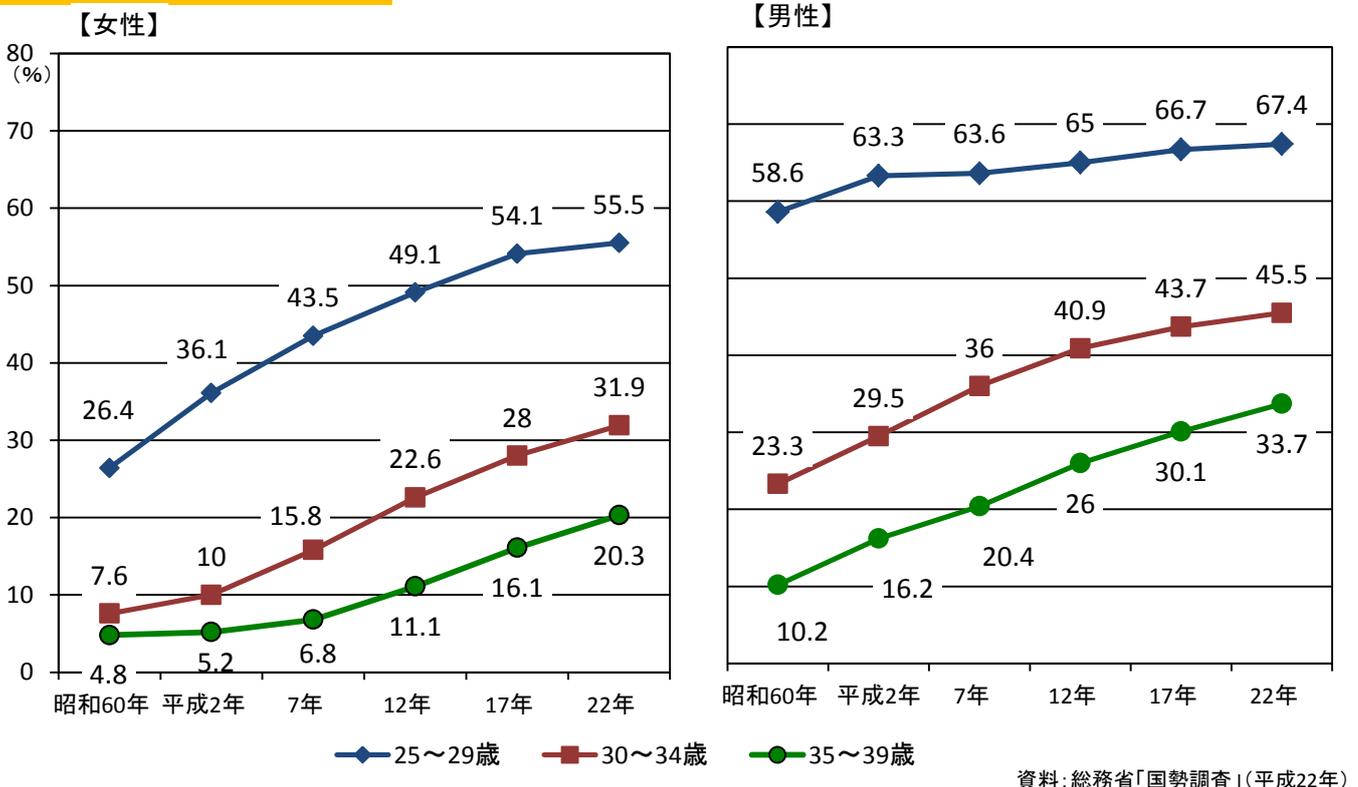
平成26年の本県の婚姻率は昨年同様4.7、全国を下回っているのに対し、離婚率は0.09ポイント上昇し全国平均を上回った。

図1-7 人口動態の推移(「婚姻・離婚」全国との比較)



平成22年の本県の年齢階級別未婚率は、男女とも各年齢階級において上昇しており、女性と比較し男性の未婚率が高い。

図1-8 年齢階級別未婚率

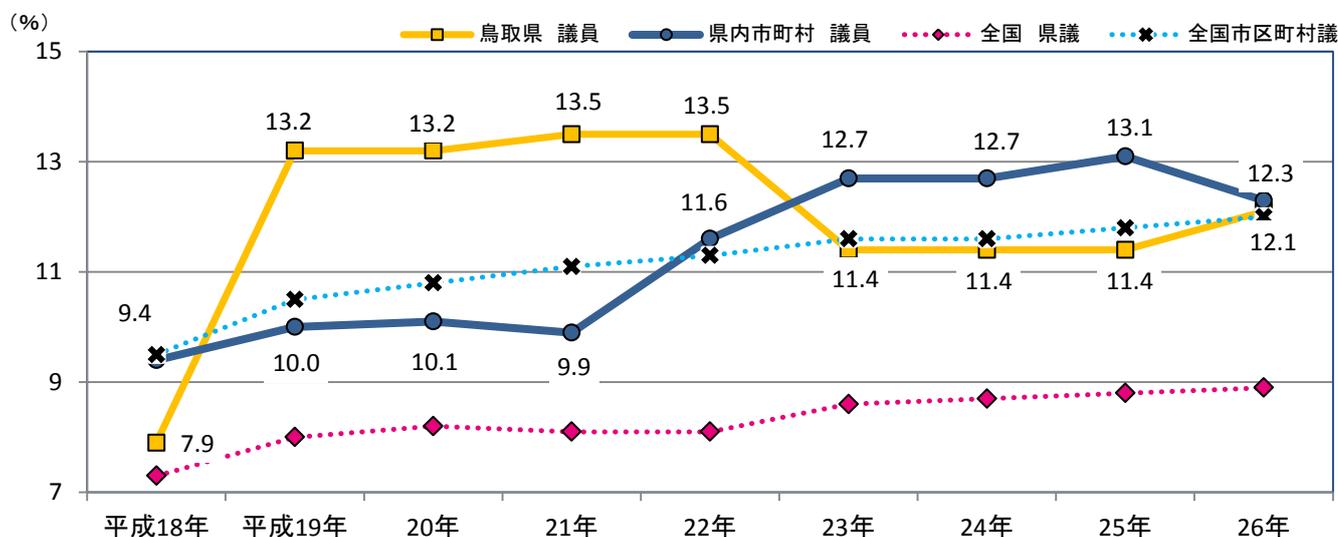


テーマA：男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

【重点目標1】自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画

平成26年の本県の議会における女性議員の割合は、県議会で12.1%、市町村議会は12.3%で全国平均を上回っている。

図A-1 議会議員における女性割合の推移

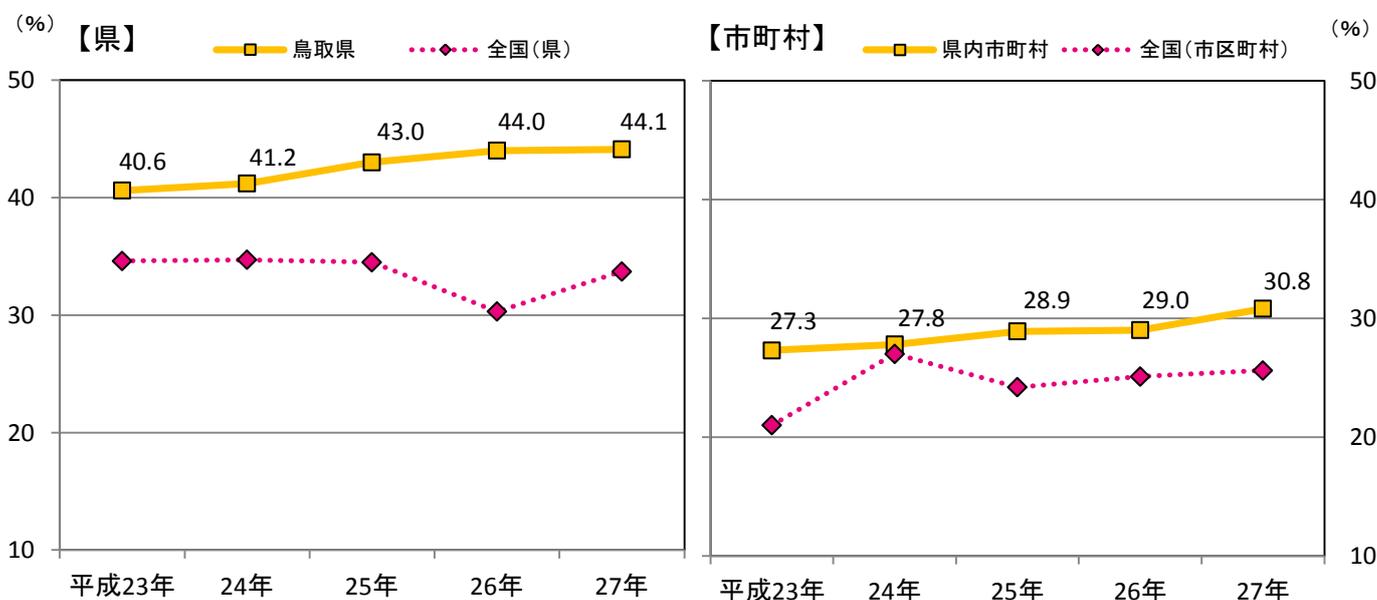


<調査時点>平成19年の市町村は6月1日、それ以外は4月1日現在

資料：総務省「地方公共団体の議会及び長の所属党派別人員調査」
※平成27年は男女共同参画推進課調べ

平成27年の本県の審議会委員における女性の割合は、県42.9%、市町村30.8%となっている。県においては平成15年以降40%を上回って推移しており、全国2位である。

図A-2 審議会委員における女性割合の推移

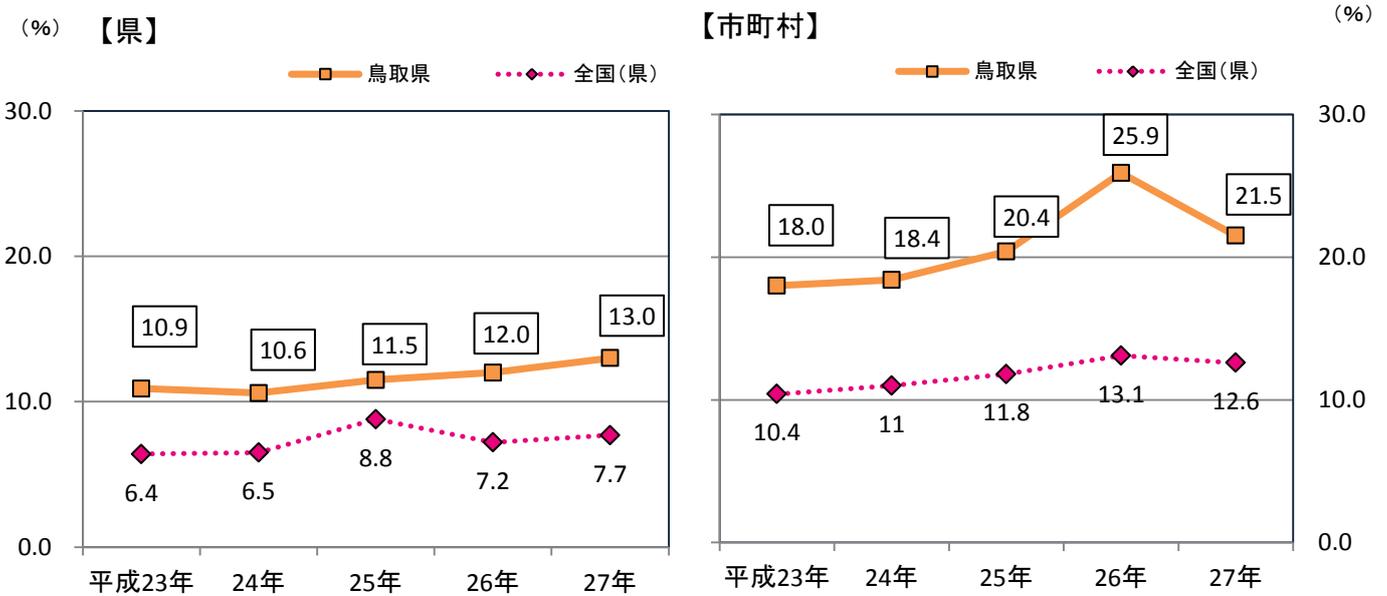


(注)各年4月1日時点
県内市町村は広域で設置された審議会は含まない。
県は目標の対象である審議会。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成26年)
※平成27年は男女共同参画推進課調べ

平成27年の本県の自治体管理職（本庁の課長相当職以上）における女性の割合は、県が13.0%、市町村は21.5%となっており、全国平均を上回っている。

図A-3 自治体管理職における女性割合の推移

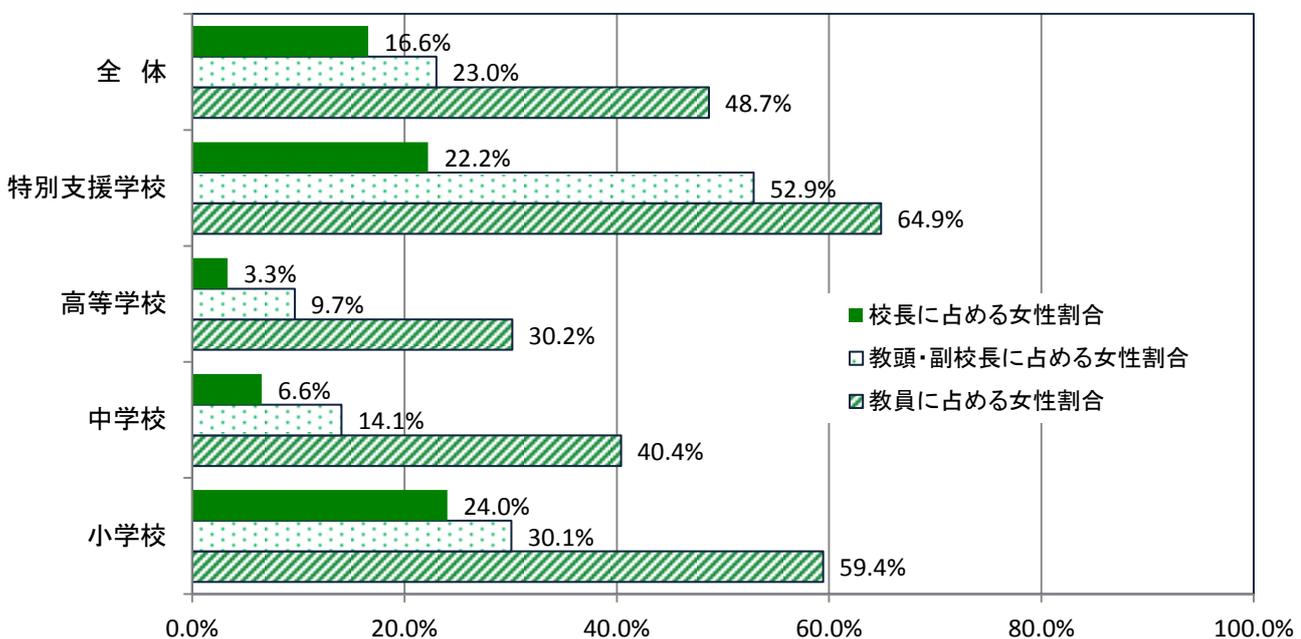


(注) 各年4月1日時点
本庁には警察本部、教育委員会を含むが、教育関係機関の教育職は対象外

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成26年)
※平成27年は男女共同参画推進課調べ

平成26年の本県の教員の男女比率はほぼ同率であるが、うち女性の教頭及び副校長は23.0%、校長は16.6%となっている。特に中学校、高等学校における校長・副校長・教頭の女性割合では、教員の女性割合に比べ、かなり低くなっている。

図A-4 教員・教頭及び副校長・校長における女性割合



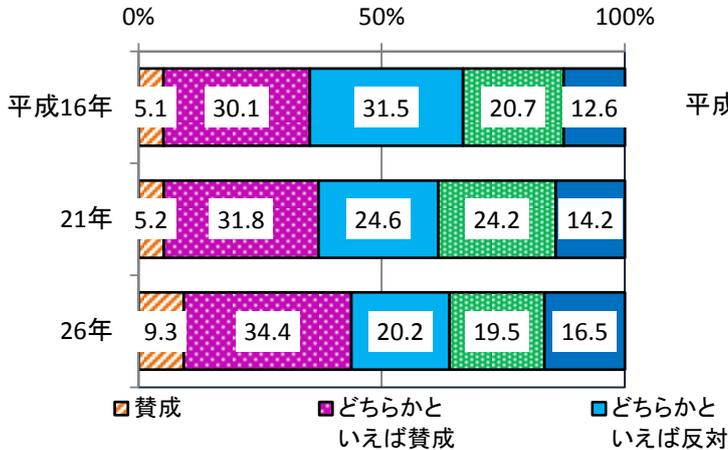
資料：文部科学省「学校基本調査」(平成26年)

【重点目標2】男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実

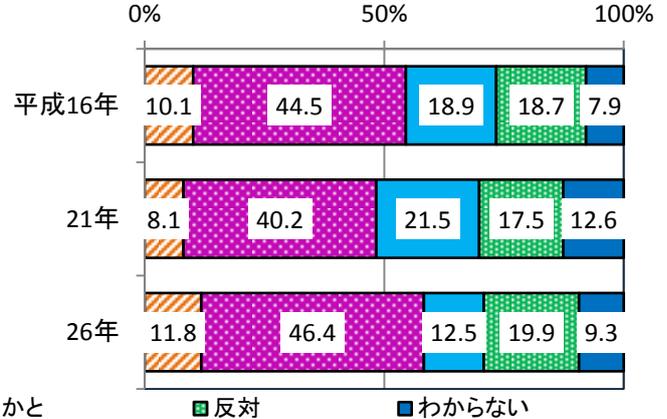
平成26年の調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、全体的に賛成と回答した割合が上昇し、反対と回答した割合が低下した。しかし平成26年度に新たに調査した「男性も女性も外で働く」という考え方については、男女ともに7割超が賛成している。また社会通念・習慣やしきたりなどにおいて、女性の8割近く、男性の7割超が男性が優遇されていると感じている。

図A-5 男女の役割分担意識

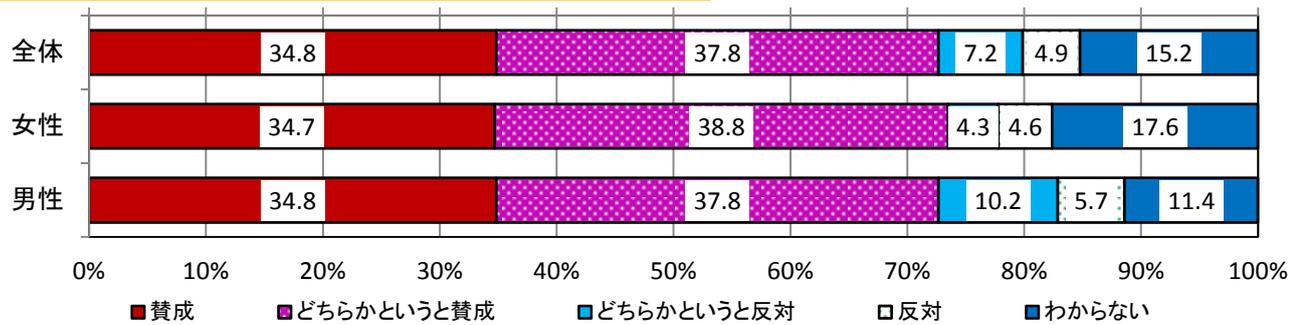
【女性】



【男性】

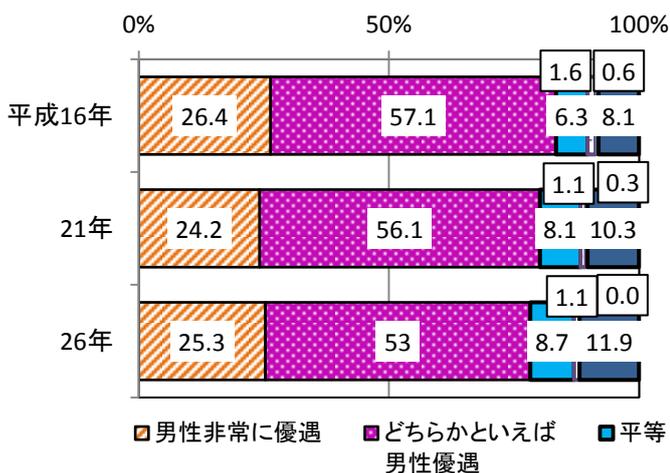


図A-6 「男性も女性も外で働く」という考え方について

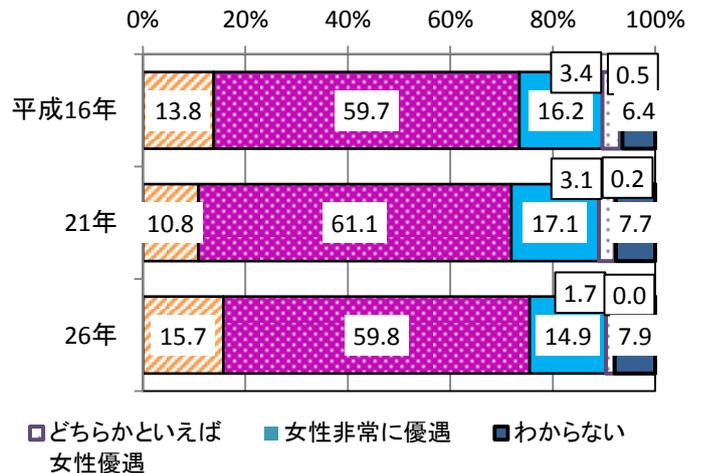


図A-7 社会通念・慣習などにおける男女平等感

【女性】



【男性】

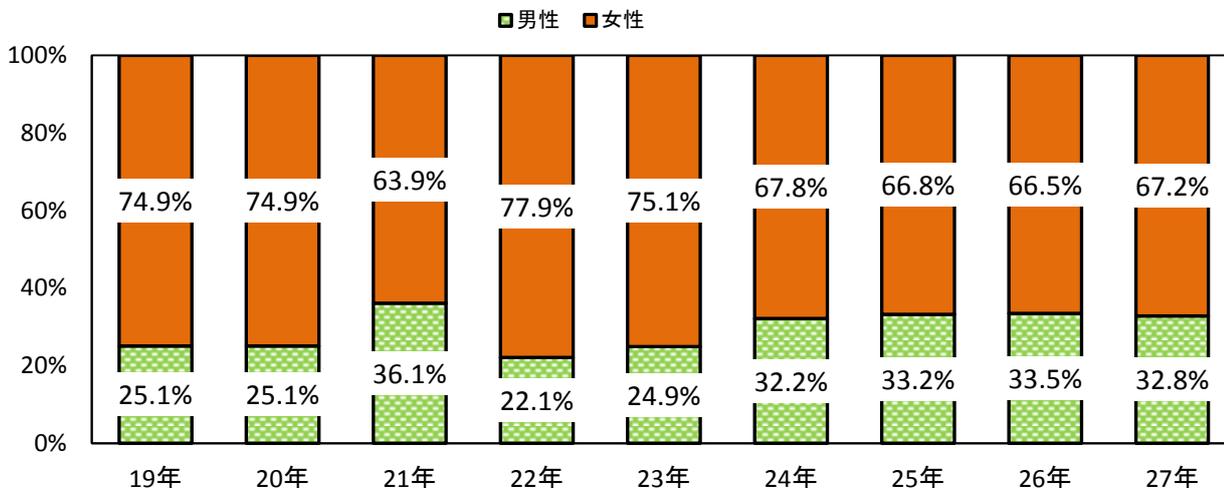


資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

【重点目標3】 男性や子どもにとっての男女共同参画

平成27年の本県の子ども会役員1723名のうち、男性は565名で32.8%、女性は1,158名で67.2%となり、男性割合が減少している。

図A-8 子ども会役員における男性の割合

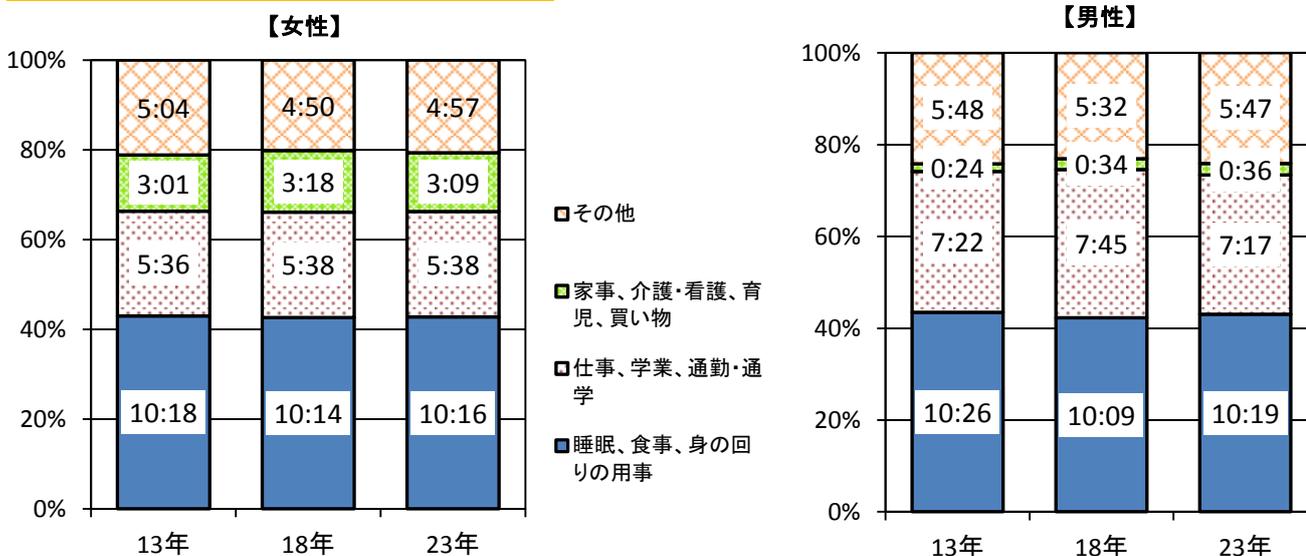


(注) 各年4月1日時点

資料: 男女共同参画推進課調べ

平成23年の本県の男女有業者の週平均生活時間のうち、二次活動時間の家事関連は男性が36分で平成18年に比べ2分増加しているが、女性の3時間9分との差は縮まっていない。

図A-9 男女有業者の週平均生活時間



(注) 有業者: 15歳以上で普段の状態として収入を目的とした仕事を続けている人。家族従事者、育児休業等で一時的に休業している人、おおむね年30日以上仕事をしている人を含む。

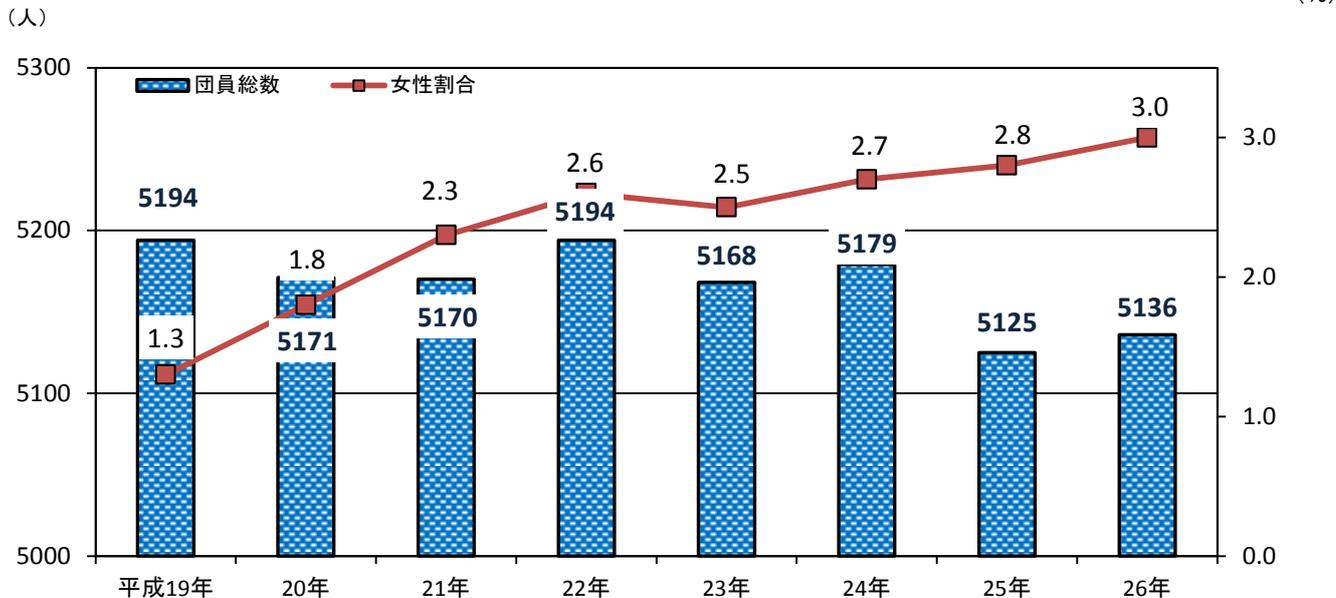
生活時間: 一次活動(睡眠、食事など生理的に必要な活動) 二次活動(仕事、学業、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動) 三次活動(一次、二次活動以外で各人の自由時間における活動)

資料: 総務省「社会生活基本調査」(平成23年)

【重点目標4】地域の様々な分野における男女共同参画の推進

平成26年4月1日現在の本県の消防団員は5,136人。うち女性は152人で平成25年度より10人増。総団員数の約3%を超えた。

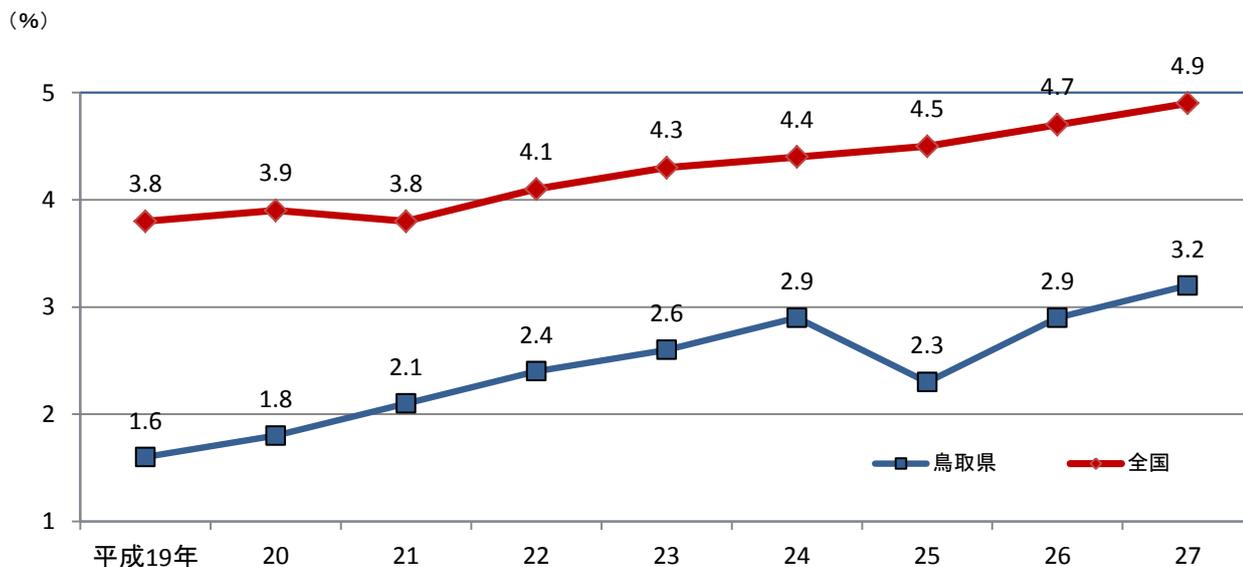
図A-10 消防団員における女性割合



資料：鳥取県消防防災年報

平成27年の本県の自治会役員のうち、会長2,814名中女性は90名で3.2%で、前年より0.3ポイント上昇し、過去最高の数値となったものの全国的には依然として低い状況のままである。

図A-11 自治会会長における女性割合



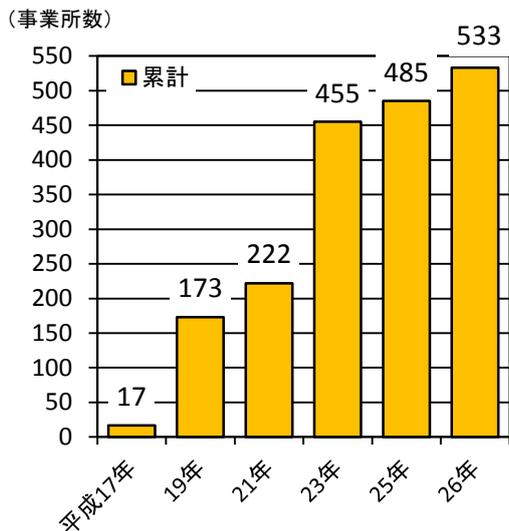
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成26年)
 平成27年は男女共同参画推進課調べ
 ※昨年度までは自治会役員(会長及び副会長)の統計をとっていたが、副会長の女性数の把握が困難であったため、本年度より自治会会長の女性割合の推移を掲載している。
 ※自治会の数値は回答のあったもののうち、男女別の数を把握しているもののみ掲載している。

テーマB：職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

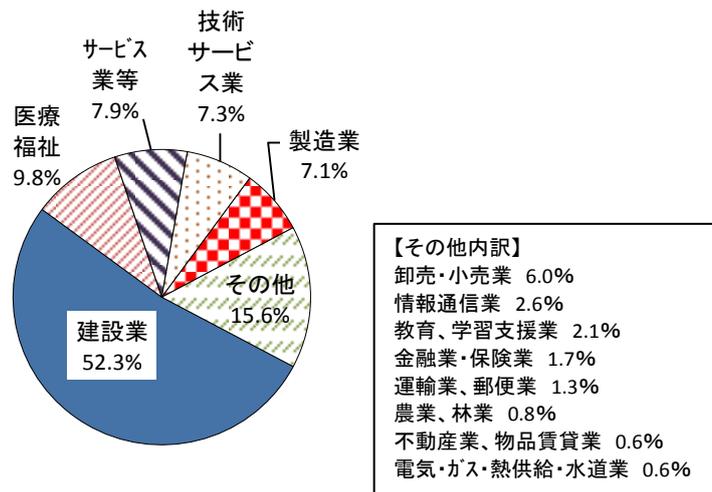
【重点目標5】男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

仕事と家庭の両立に配慮しながら男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「鳥取県男女共同参画推進企業」に認定された企業等は533事業所(平成27年3月31日現在)であり、26年度の認定数は48事業所であった。業種別では建設業が半数以上を占めている。

図B-1 認定状況の推移



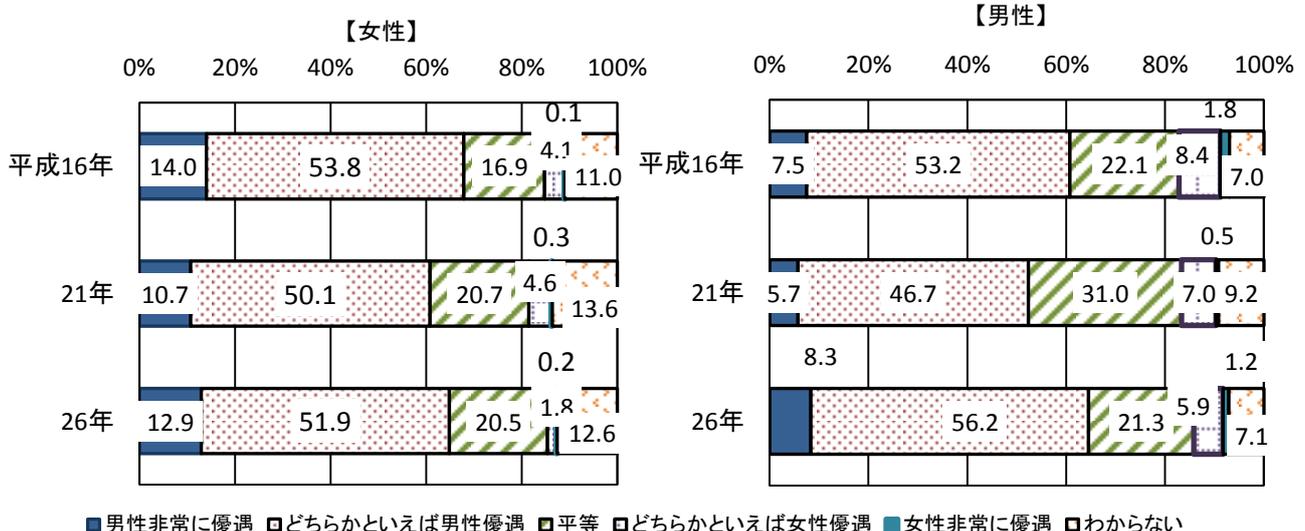
図B-2 業種別の認定状況



資料：男女共同参画推進課調べ

平成26年の調査によると、男性も女性も6割以上が「男性が優遇されている」と感じ、「平等」と感じる割合が減少。

図B-3 職場における男女平等感

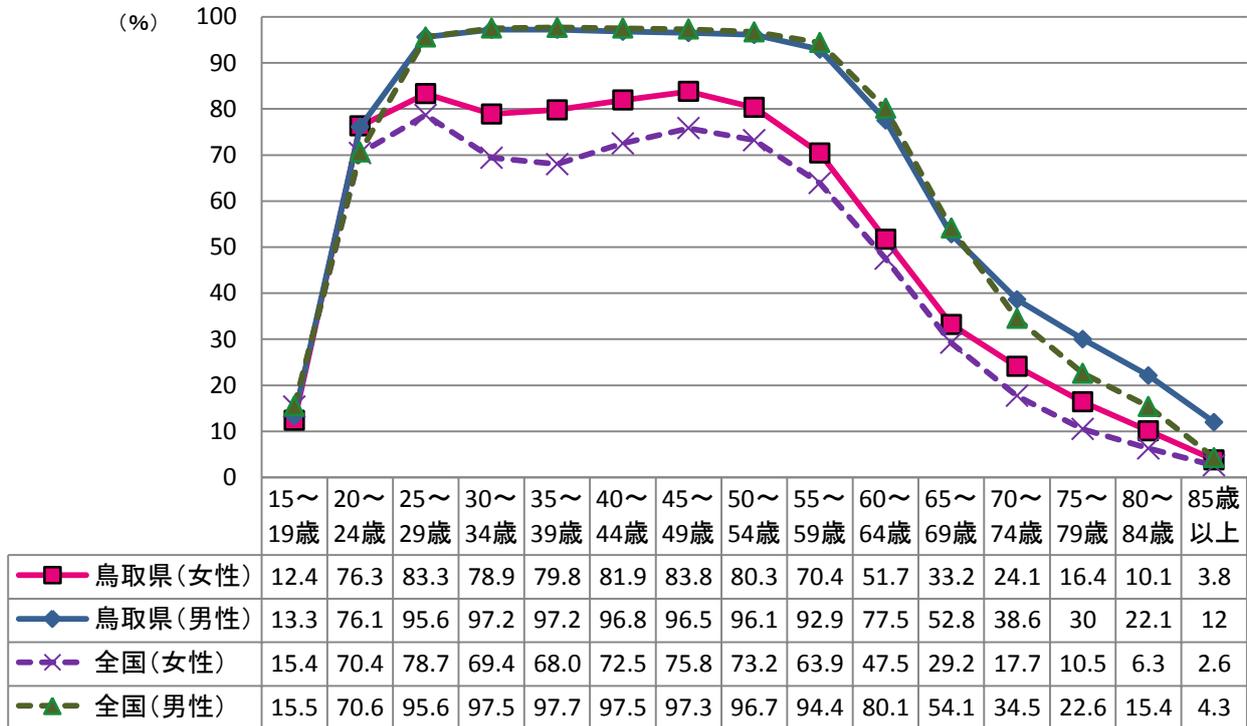


資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

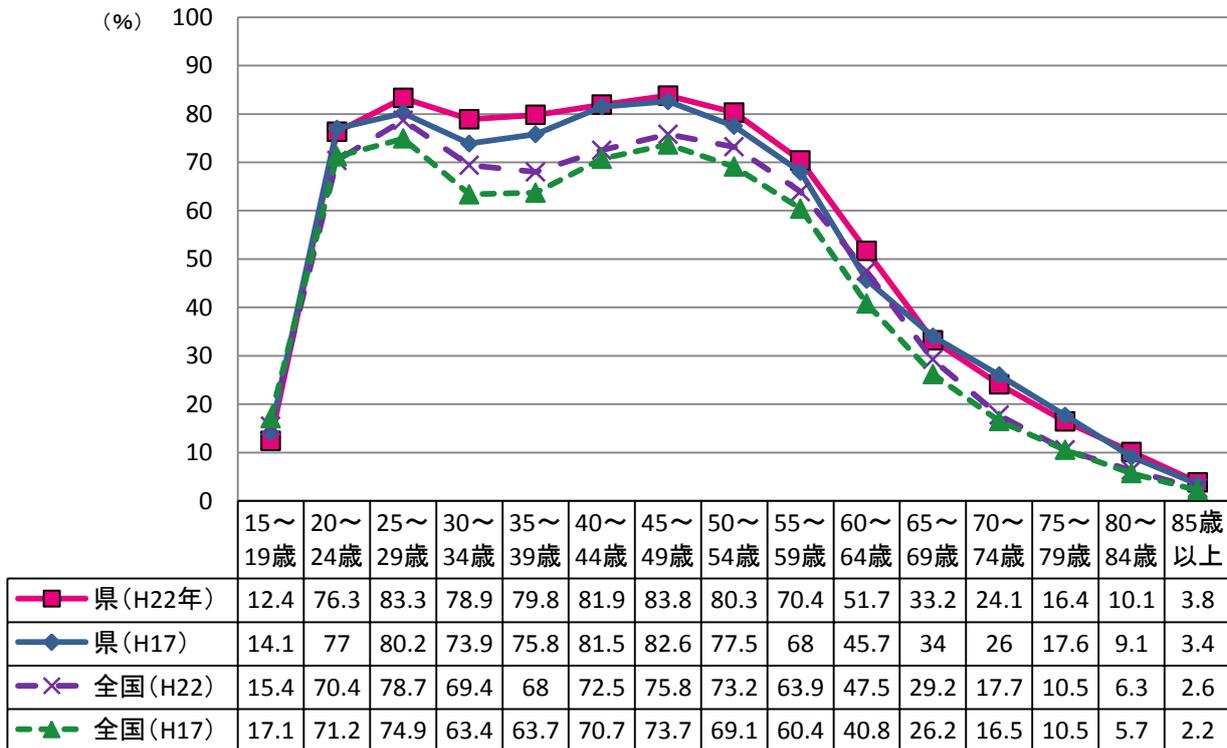
年齢階級別労働力率を見ると、男性が20代後半から50代までを山とする台形を描くのに対し、女性は労働力率そのものは、上昇しているものの、30代を底とするM字カーブを描いている。本県の女性の労働力率は全国女性平均より高く、M字カーブの底も浅い。

図B-4(1) 年齢階級別労働力率

※労働力率=15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く)に占める労働力人



図B-4(2) 女性の年齢階級別労働力率の経年変化

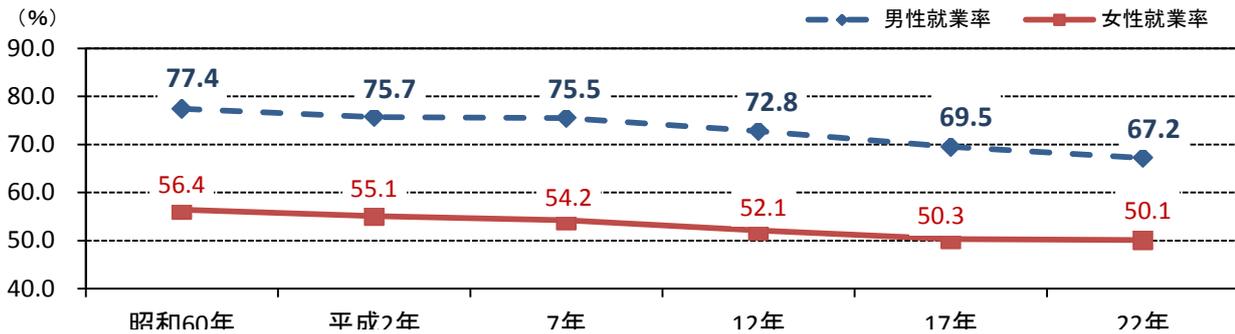


労働力率は15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く)に占める労働力人口の割合をいう。

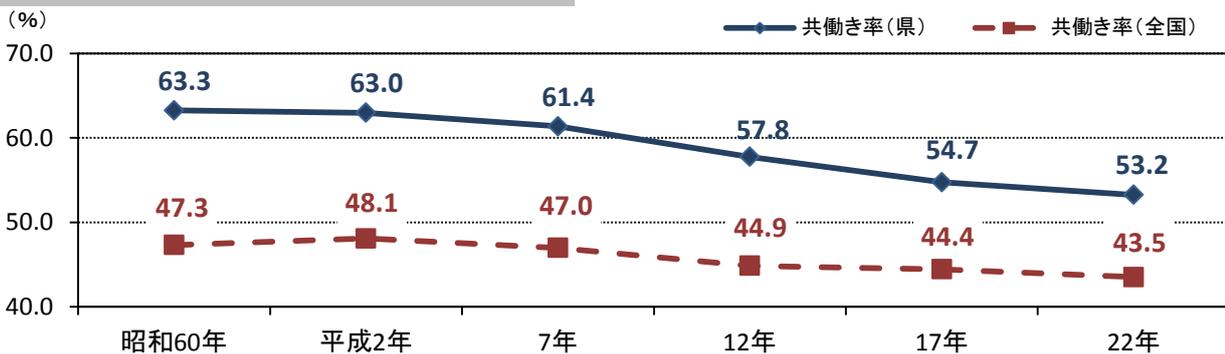
資料:総務省「国勢調査」(平成22年)

平成22年の本県の男性就業率は67.2%、女性就業率は50.1%で全国(47.1%)との差は縮まりつつあるものの、上位で推移している。また、夫婦とも就業者である世帯は53.2%であり、全国を9.7ポイント上回っている。

図B-5 男女別就業率の推移



図B-6 夫婦とも就業者である世帯の推移

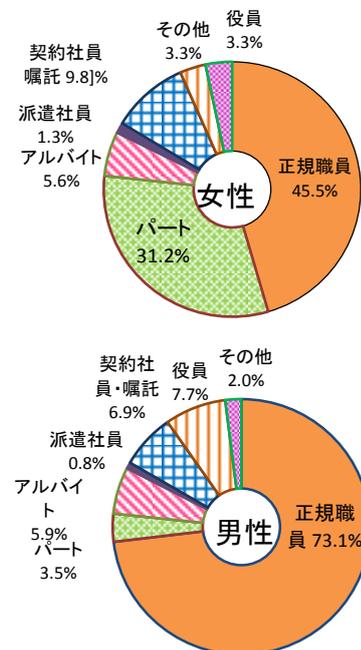
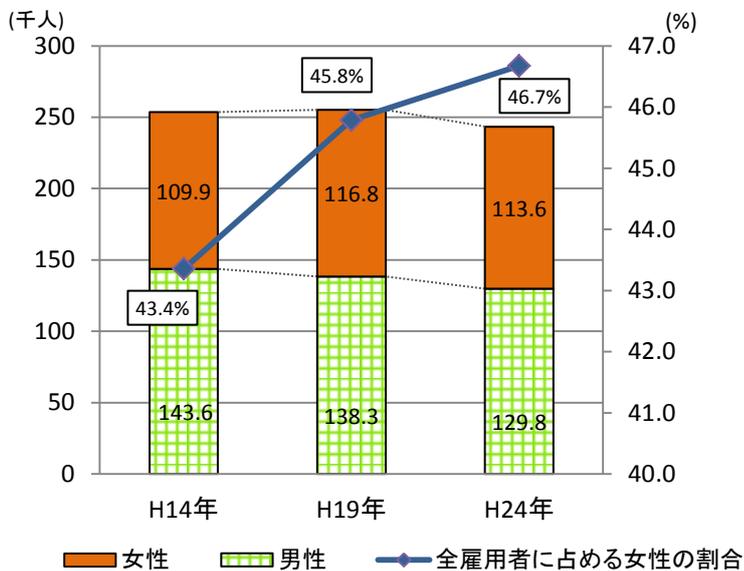


※夫婦とも就業者世帯割合=夫婦世帯数に占める夫、妻ともに就業世帯数の割合

資料:総務省「国勢調査」(平成22年)

平成24年の本県の雇用者数は、19年と比べて男女ともに人数が減少したが、雇用者数に占める女性割合は上昇している。また、雇用者に占める非正規雇用労働者の割合は、男性に比べ女性の方が高くなっている。

図B-7 雇用形態別雇用者数の推移



資料:総務省「就業構造基本調査」(平成24年)

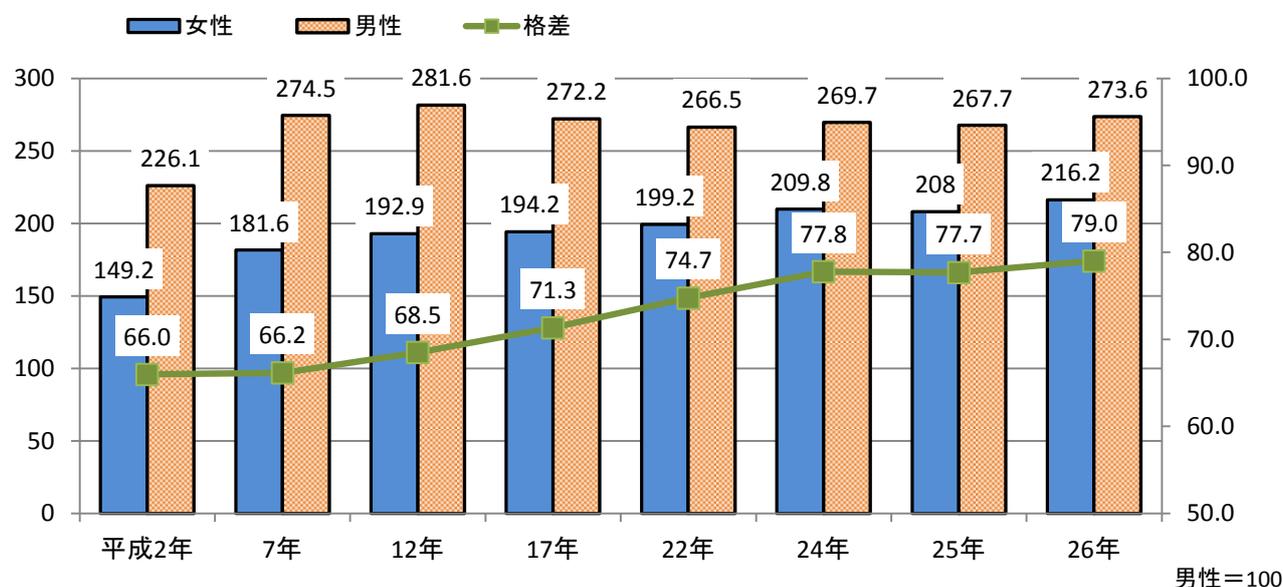
平成26年の本県の一般労働者一人当たり月間所定内給与額は、昨年と比べ男女ともに増加した。男性を100とすると女性は79.0となり、格差はやや減少した。

図B-8 一般労働者の月間所定内給与額

区分	性別	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内 実労働 時間数 (時)	超 過 実労働 時間数 (時)	決まって支給する		年間賞与 その他特 別支給額 (千円)	労働者数 (人)
						現 金 給与額 (千円)	所定内 給与額 (千円)		
H16年	女性	40.6	10.3	167	6	199.7	189.3	430.3	37,540
	男性	42.1	12.5	171	12	299.8	276.9	663.5	73,680
17年	女性	40.2	10.1	166	7	206.1	194.2	463.1	38,940
	男性	41.2	12.5	170	13	294.4	272.2	709.0	60,830
18年	女性	40.5	10.7	169	6	219.4	206.4	512.6	39,580
	男性	42.2	12.8	171	13	309.3	285.0	732.7	63,000
19年	女性	40.7	9.9	170	7	205.3	195.7	402.4	35,490
	男性	42.3	12.0	172	13	297.5	274.8	617.6	61,000
20年	女性	41.5	10.4	168	7	210.4	198.6	465.3	38,720
	男性	41.8	12.5	170	13	296.5	272.6	726.2	61,790
21年	女性	41.4	9.8	167	6	202.4	192.0	430.9	35,240
	男性	41.9	12.5	170	10	283.4	263.7	620.1	50,610
22年	女性	41.9	9.2	169	4	208.5	199.2	393.4	40,140
	男性	41.3	12.1	170	11	287.4	266.5	613.9	55,220
23年	女性	42.1	10.3	167	5	206.6	196.2	441.6	29,210
	男性	42.8	12.9	168	11	291.9	271.7	634.6	50,750
24年	女性	42.3	10.6	164	6	222.6	209.8	484.9	34,820
	男性	42.7	12.8	169	11	291.4	269.7	635.9	57,790
25年	女性	42.3	9.8	163	5	222.1	208.0	509.5	37,290
	男性	43.0	13.1	166	14	294.3	267.7	647.4	58,350
26年	女性	41.5	10.6	165	7	231.4	216.2	457.3	33,270
	男性	41.9	12.5	167	13	301.1	273.6	647.3	53,160

(注)一般労働者:短時間(パートタイム)労働者以外の労働者
所定内給与額:決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額

(千円)



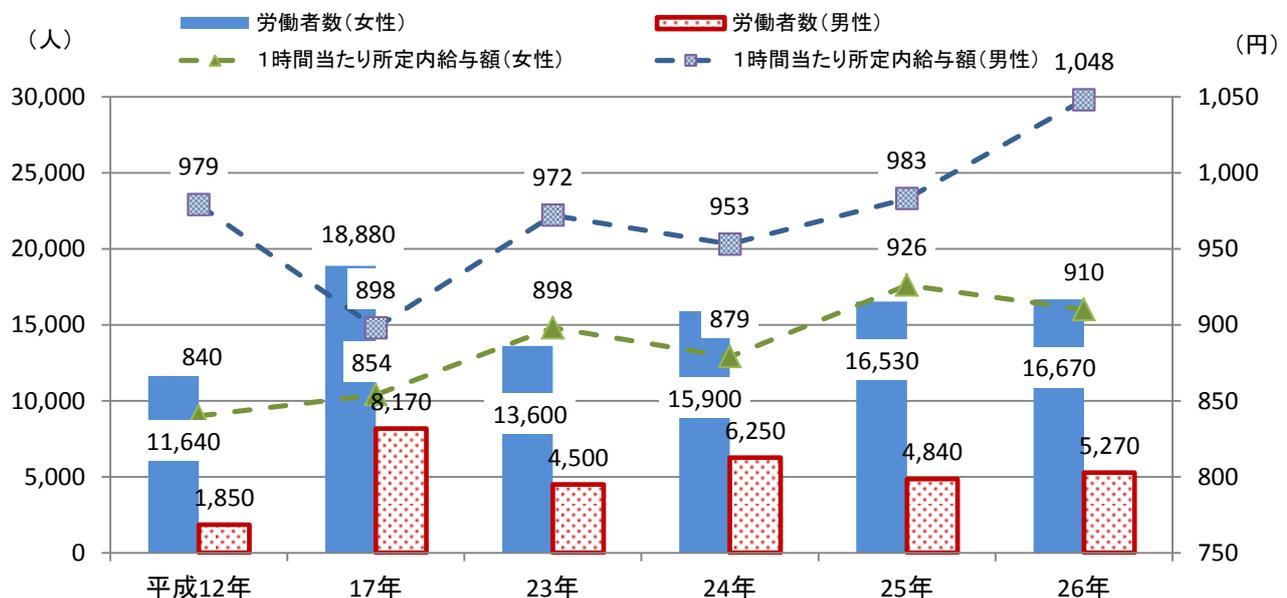
資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成26年)

平成26年の本県の短時間労働者数は、前年と比べ女性、男性ともに増加した。また、1時間当たりの所定内給与額は、男性の1,048円に対して女性は910円で、男性は増加、女性は減少した。

図B-9 短時間(パートタイム)労働者数、時間所定内給与額

区分	性別	年齢(歳)	勤続年数(年)	実労働日数(日)	1日当たり所定内実労働時間数(時)	1時間当たり所定内給与額(円)	年間賞予その他特別給与額(千円)	労働者数(人)
H16年	女性	44.2	5.4	20.3	5.5	840	43.2	18,340
	男性	44.4	3.6	20.0	5.4	980	23.8	5,790
17年	女性	42.3	4.7	19.3	5.0	854	40.7	18,880
	男性	34.1	3.7	16.6	4.2	898	25.6	8,170
18年	女性	42.9	5.2	19.7	5.2	873	25.9	16,800
	男性	38.5	3.2	16.9	5.2	928	34.4	4,900
19年	女性	46.0	5.3	20.0	5.3	860	30.3	19,200
	男性	42.5	3.8	17.5	5.1	957	24.8	5,070
20年	女性	46.6	5.6	19.5	5.1	898	38.9	15,560
	男性	41.8	3.9	16.5	5.1	996	24.5	4,940
21年	女性	46.3	5.5	19.3	5.1	890	36.1	18,660
	男性	42.8	4.1	17.8	5.2	1,110	56.3	5,780
22年	女性	46.2	5.5	19.6	5.2	879	30.9	14,410
	男性	44.3	4.3	18.0	5.1	984	19.3	4,200
23年	女性	47.7	6.1	19.0	5.3	898	42.6	13,600
	男性	44.8	4.9	17.2	5.3	972	19.5	4,500
24年	女性	45.9	5.6	19.3	5.2	879	36.5	15,900
	男性	43.3	4.1	17.8	5.0	953	23.1	6,250
25年	女性	48.8	6.3	18.7	5.3	926	35.1	16,530
	男性	44.6	4.8	17.8	5.2	983	23.6	4,840
26年	女性	46.5	6.0	18.5	5.4	910	26.9	16,670
	男性	42.5	5.1	17.1	5.4	1,048	29.6	5,270

(注)「短時間労働者」は、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は、1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも、1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者。抽出調査であり、労働者数は推計値。

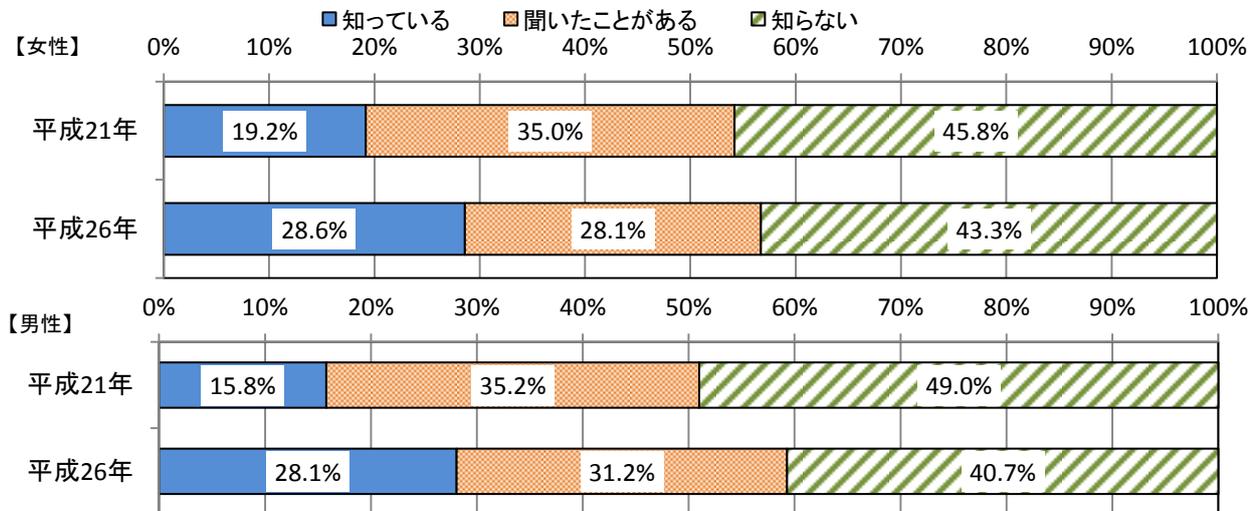


資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成26年)

【重点目標6】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

平成26年の調査によると、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」について、「知っている」28.1%、「聞いたことがある」29.5%で、約半数は「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を認知している。

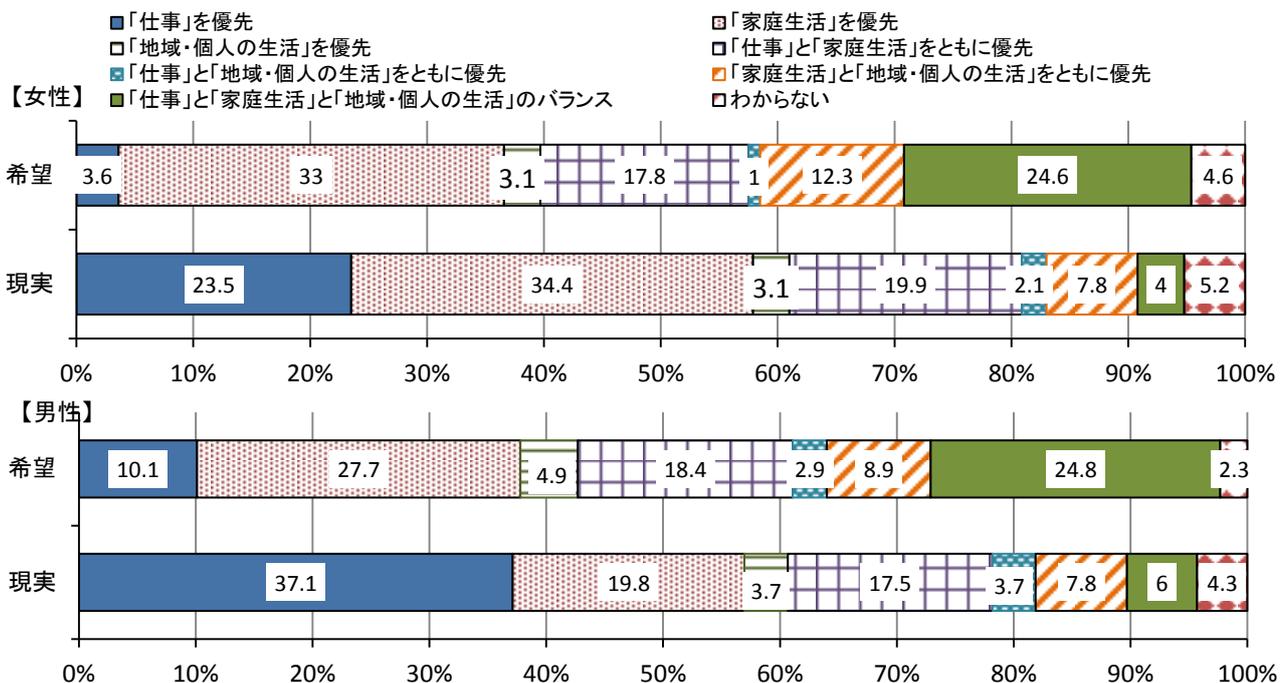
図B-10 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度



資料：鳥取県男女共同参画意識調査（平成26年）

平成26年の意識調査によると、仕事と生活の調和に関する「希望」は、男女ともに「家庭生活」を優先と答えた割合が高いが、「現実」では男性は仕事、女性は仕事又は家庭生活を優先している割合が高く、希望と現実との間には差が見られる。

図B-11 仕事と生活の調和に関する希望と現実



(注) 質問における用語の意味「仕事」: 自営業主、家族従業者、雇用者として週1時間以上働いていること

同「家庭生活」: 家族と過ごすこと、家事、育児、介護・看護など

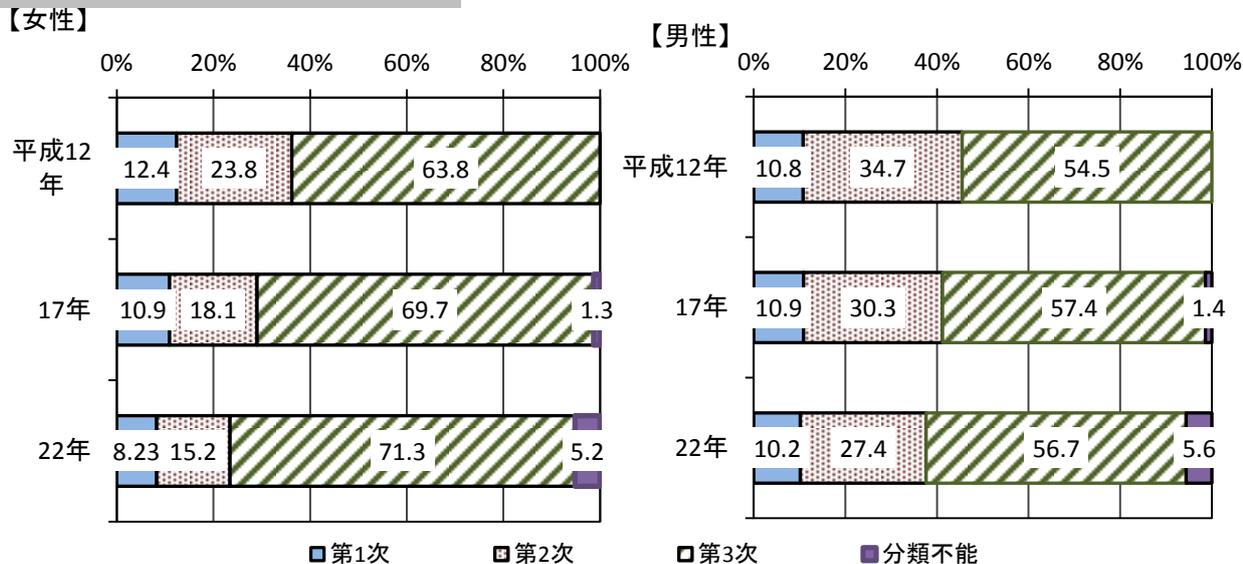
同「地域・個人の生活」: ボランティア活動、社会参加活動、交際、つきあい、学習・研究、趣味・娯楽、スポーツなど

資料：鳥取県男女共同参画意識調査（平成26年）

【重点目標7】 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進

平成22年の本県の就業者は、男女ともに第1次産業・第2次産業の割合が減少した。第3次産業は、女性が増加、男性は減少している。

図B-12 産業大分類別就業者数

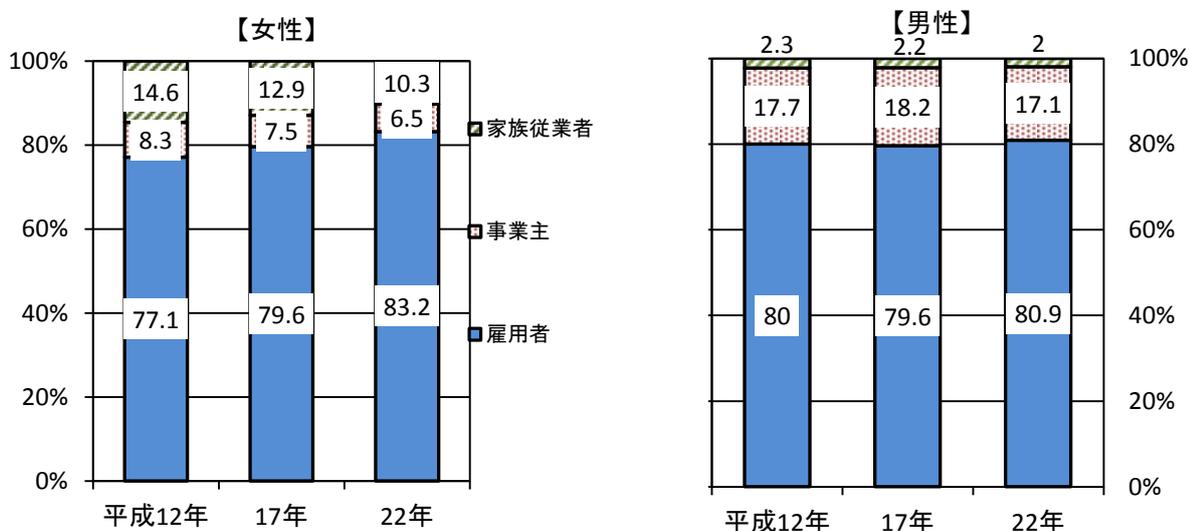


(注) 第1次産業: 農業、林業、漁業 第2次産業: 鉱業、建設業、製造業
第3次産業: 電気・ガス・熱供給・水道業をはじめ各種サービス業を含む14項目

資料: 総務省「国勢調査」(平成22年)

平成22年の本県の就業者の従業上の地位をみると、男性に大きな変化は見られないが、女性では事業主・家族従業者が減少し、雇用者が増加している。

図B-13 従業上の地位別就業者数の推移

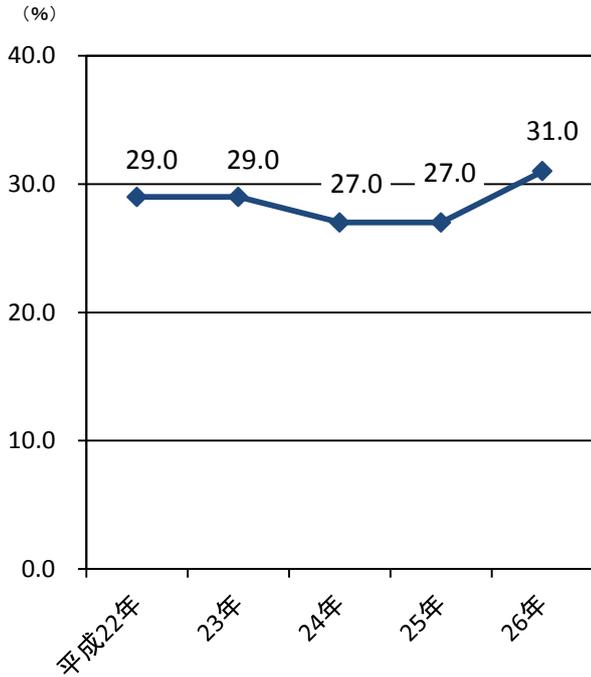


(注) 家族従業者: 農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族
事業主: 家庭内職者を含む、雇用者: 役員を含む

資料: 総務省「国勢調査」(平成22年)

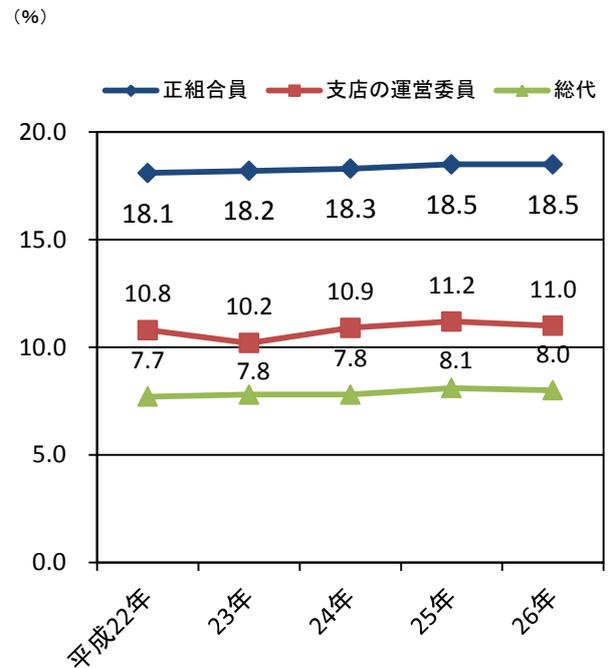
平成26年の農業委員についてみると、選任委員に占める女性の割合は31%で4%増加した。農業協同組合における女性の割合は、正組合員、各支店の運営委員、総代ともほぼ横ばいである。

図B-14 選任委員に占める女性農業委員の割合



資料：経営支援課調べ

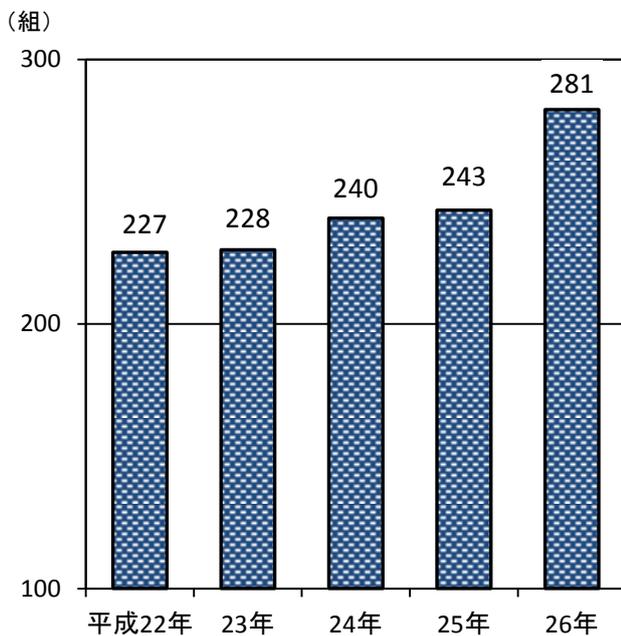
図B-15 農業協同組合における女性割合の推移



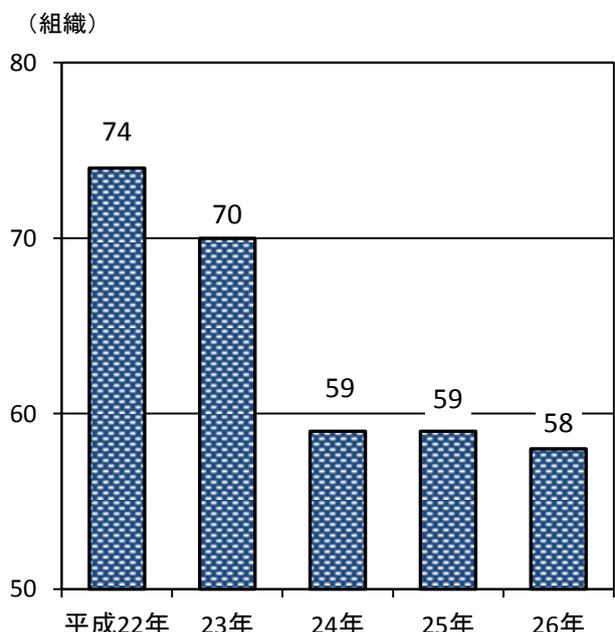
資料：農林水産総務課調べ

平成26年の家族経営協定の締結状況は281組で、前年より大幅に増加した。女性起業組織数は、昨年より1組減少し58組織であった。

図B-16 家族経営協定の締結状況



図B-17 女性起業組織の推移



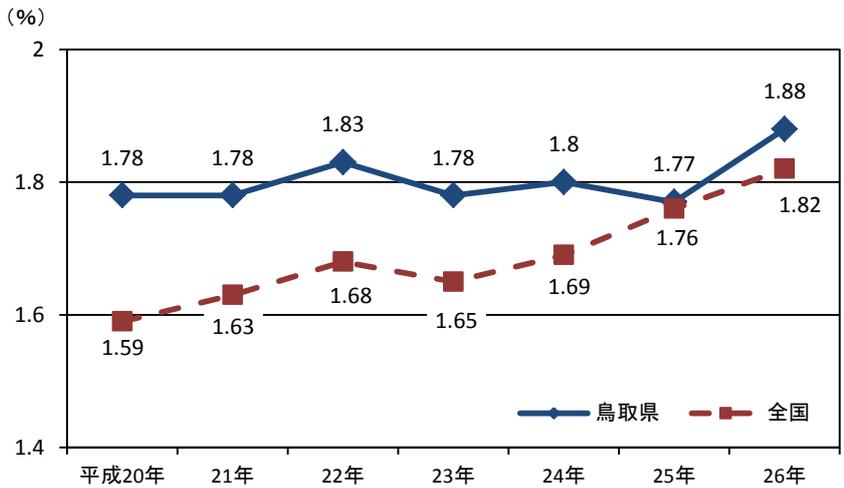
資料：とっとり農業戦略課調べ

テーマC：人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

【重点目標8】男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり

平成26年の調査では、本県の一般民間企業における障がい者の雇用率は1.88%で過去最高を更新した。

図C-1 一般民間企業における障がい者雇用率の推移



法定雇用率

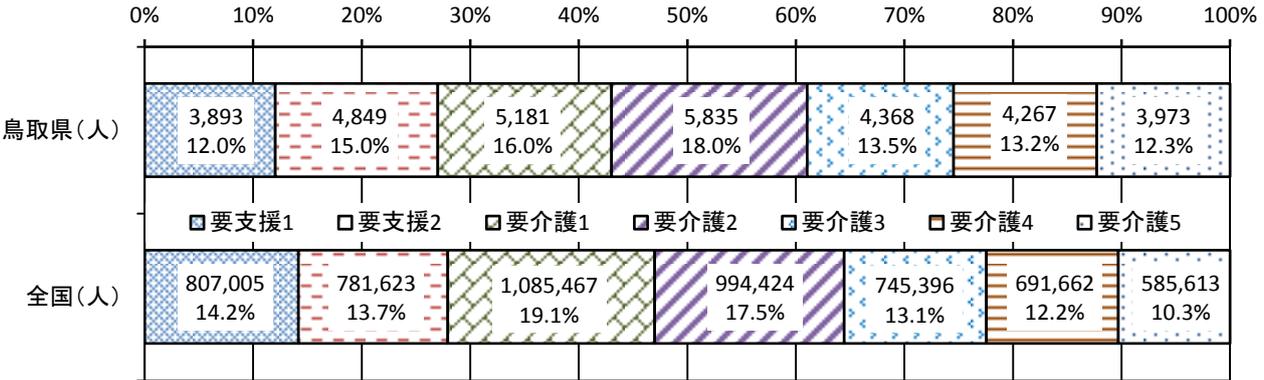
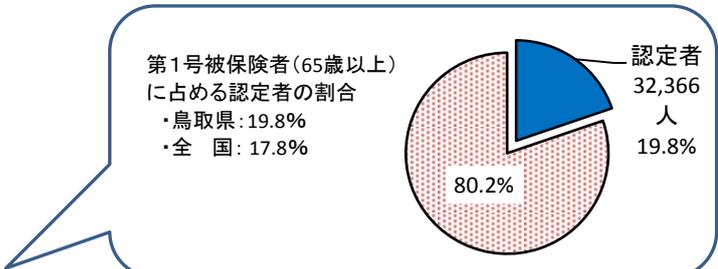
	H24年度まで	H25年度以降
一般民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体	2.1%	2.3%
都道府県教育委員会	2.0%	2.2%

※法定雇用率は平成25年4月1日改定

資料：厚生労働省「障害者雇用状況調査」(平成26年)

平成25年の調査によると、県内の65歳以上で要介護または要支援の認定を受けているものは32,366人となり昨年度より981人増加、65歳以上の第1号被保険者数も昨年度より4,382人増加したため、65歳以上第1号被保険者に占める要介護等認定者の割合は昨年度同様19.8%となっている。

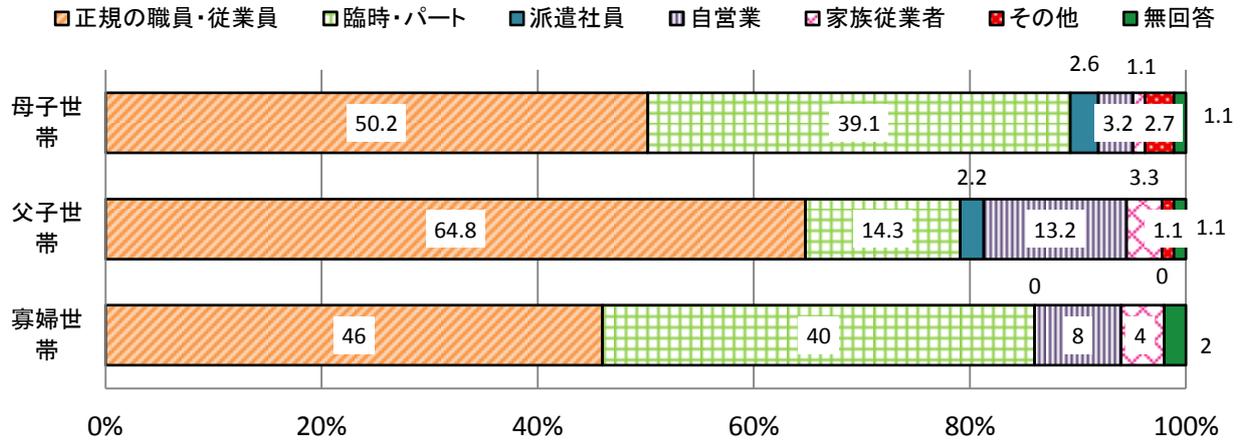
図C-2 65歳以上の要介護等認定者数



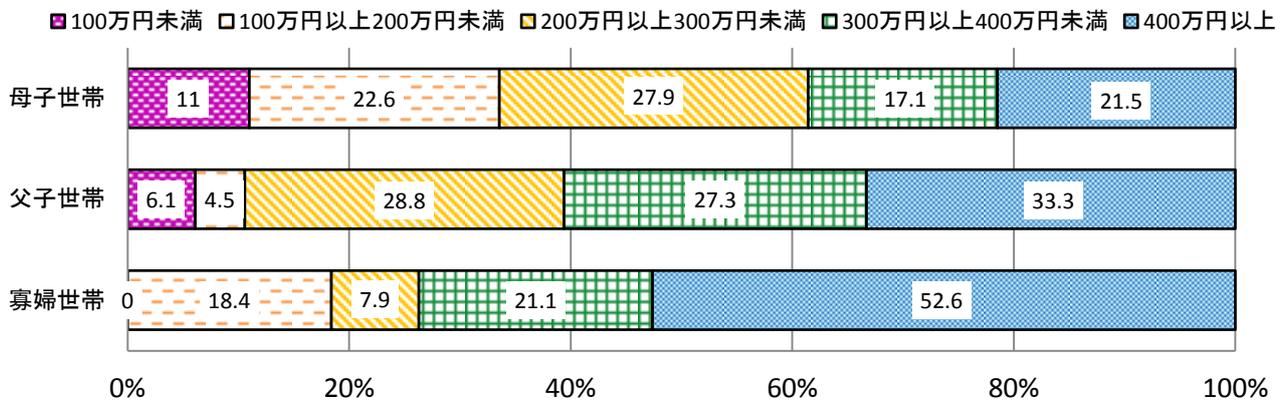
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告調査」(平成25年)

平成25年の調査では、就業状態が臨時・パートである割合が、母子世帯で39.1%、寡婦世帯で40.0%である一方、父子世帯の64.8%が正規の職員・従業員である。また、年間総収入が200万円未満の世帯が、母子世帯で33.6%、寡婦世帯でも18.4%となっている。

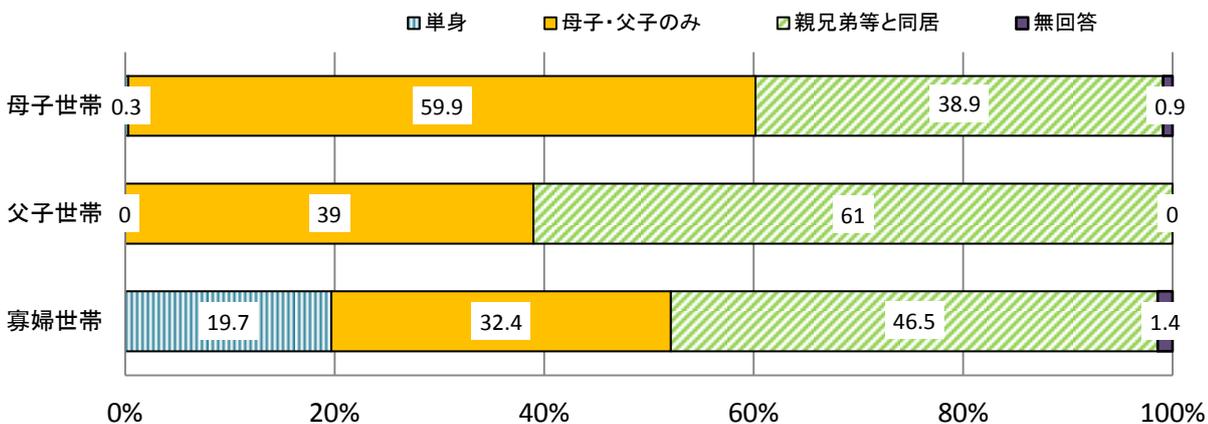
図C-3 ひとり親世帯の就業状況



図C-4 ひとり親世帯の年間収入



図C-5 ひとり親世帯の世帯構成



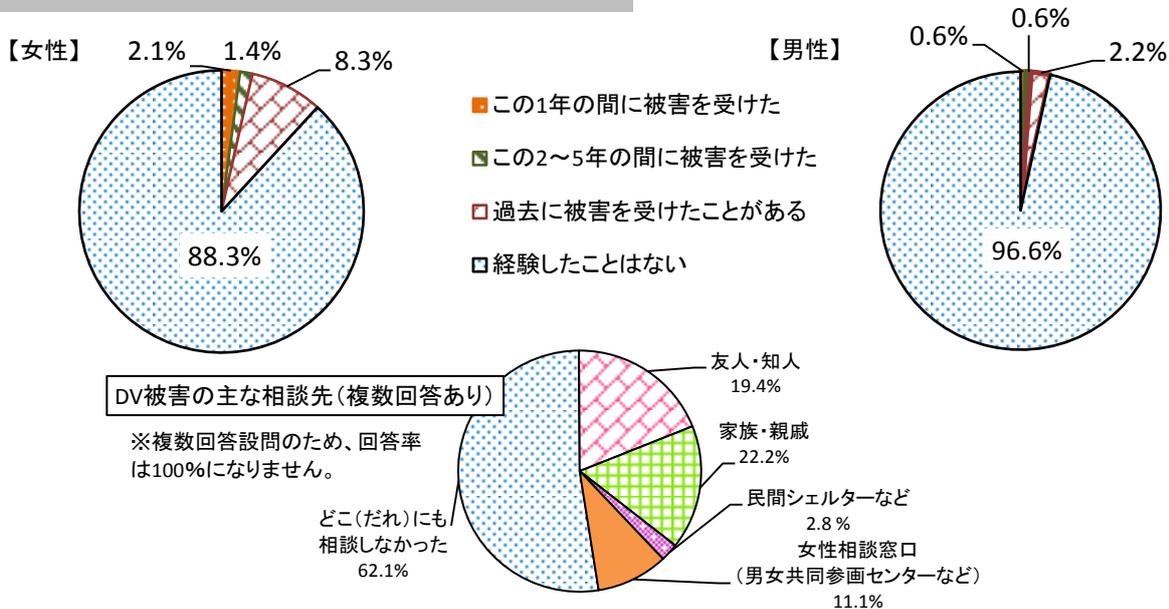
(注) 寡婦世帯: 65歳未満の配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者からなる世帯

資料: 鳥取県ひとり親家庭等実態調査(平成25年)

【重点目標9】男女間におけるあらゆる暴力の根絶

平成26年の調査によると、配偶者や交際相手からのDV(ドメスティック・バイオレンス)について、女性の29人に1人、男性の81人に1人がこの5年の間にDV被害を経験している。またこの5年の間に被害を受けた人の約6割がどこにも相談していない。

図C-6 ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験

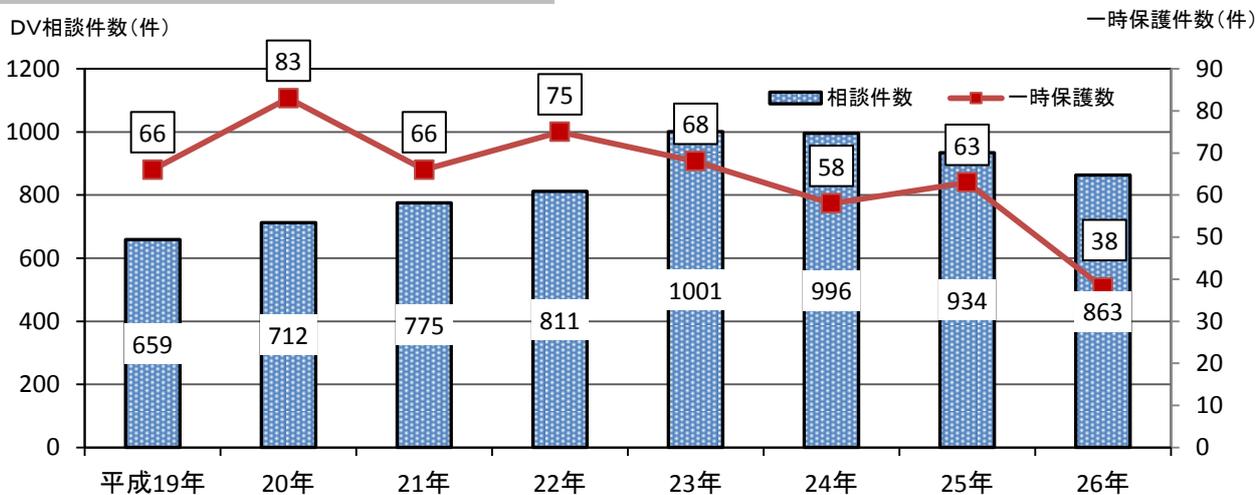


(注)DV(ドメスティック・バイオレンス):一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」のこと。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力なども含まれる。

資料:鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

平成26年の本県の福祉相談センター等で受けたDV相談件数は863件で、前年より71件減少している。また、DVを主訴とする一時保護数は38件で、前年より25人減少した。

図C-7 DV相談件数、一時保護数の推移



※DV相談件数:婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員設置市において取扱った件数。

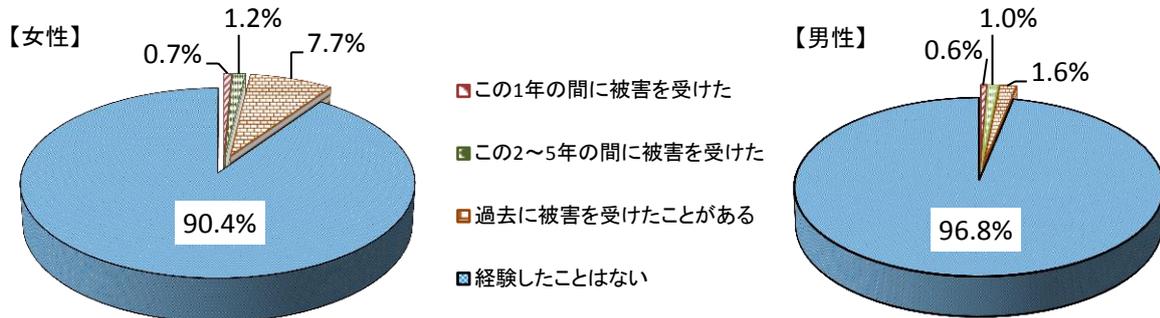
※一時保護件数は、当該年度に婦人相談所が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき一時保護した件数(前年度からの繰越件数を含む。)

※平成26年1月より、「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力も含む。

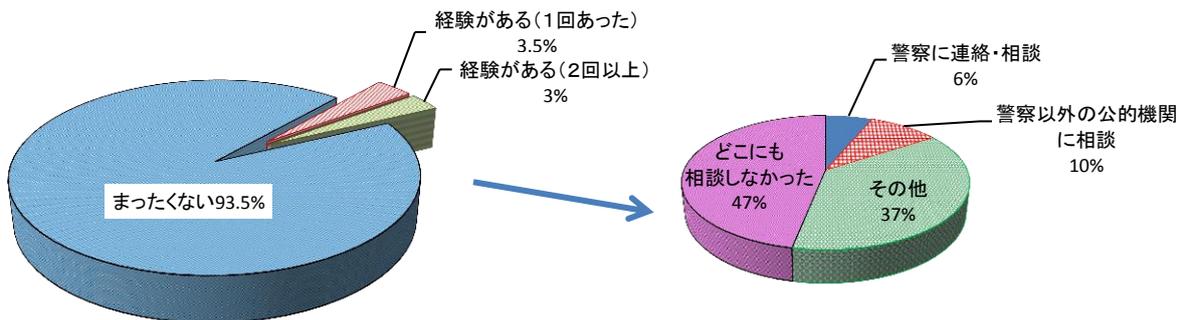
資料:青少年・家庭課調べ

平成26年の意識調査によると、女性の9.6%(10人に1人)、男性の3.2%(31人に1人強)が過去にストーカー被害を受けたことがあると答えている。また性暴力を受けたことがあると回答した女性(7.5%)のうち、半数近くの人がどこにも相談しなかったと答えている。

図C-8 ストーカーの被害経験



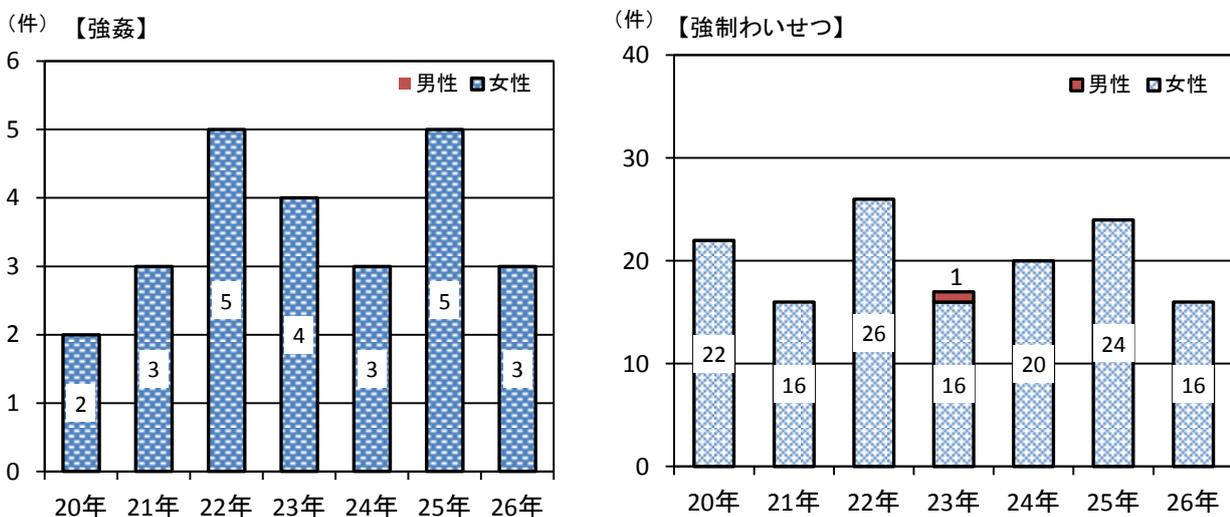
図C-9 性暴力の被害経験 (女性のみ)



資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

平成26年に本県で発生した性犯罪の認知件数のうち、強姦は3件、強制わいせつは16件であった。また、ストーカー規制法での送致件数は1件であった。

図C-10 性犯罪の認知件数(被害者の性別)

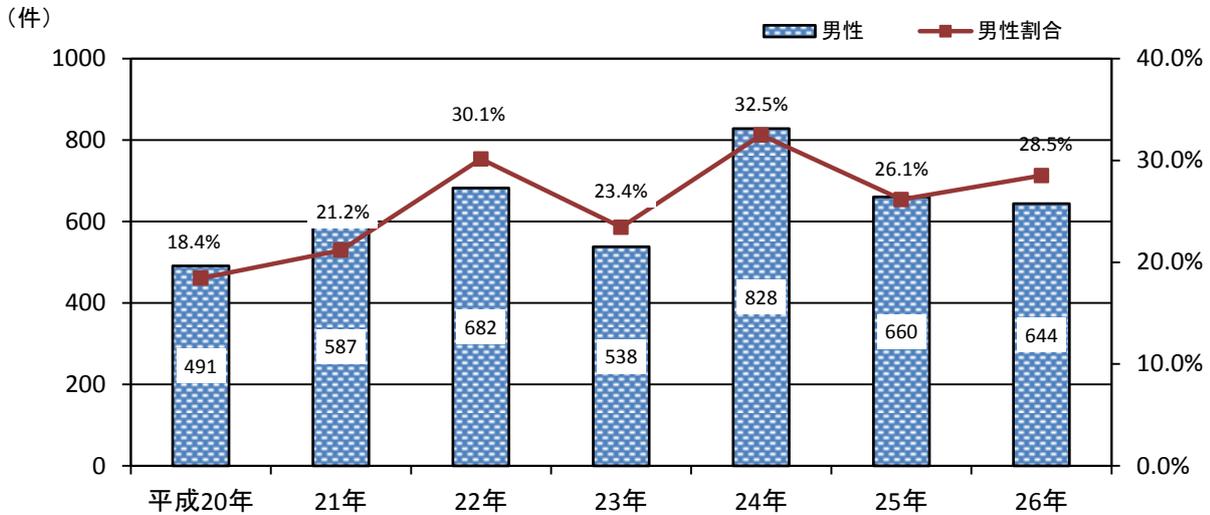


資料: 鳥取県警察本部「犯罪統計」(平成26年)

【重点目標10】生涯を通じた男女の健康の支援

平成26年の男女共同参画センター(よりん彩)における男性相談件数は644件で、総相談件数の28.5%を占めている。

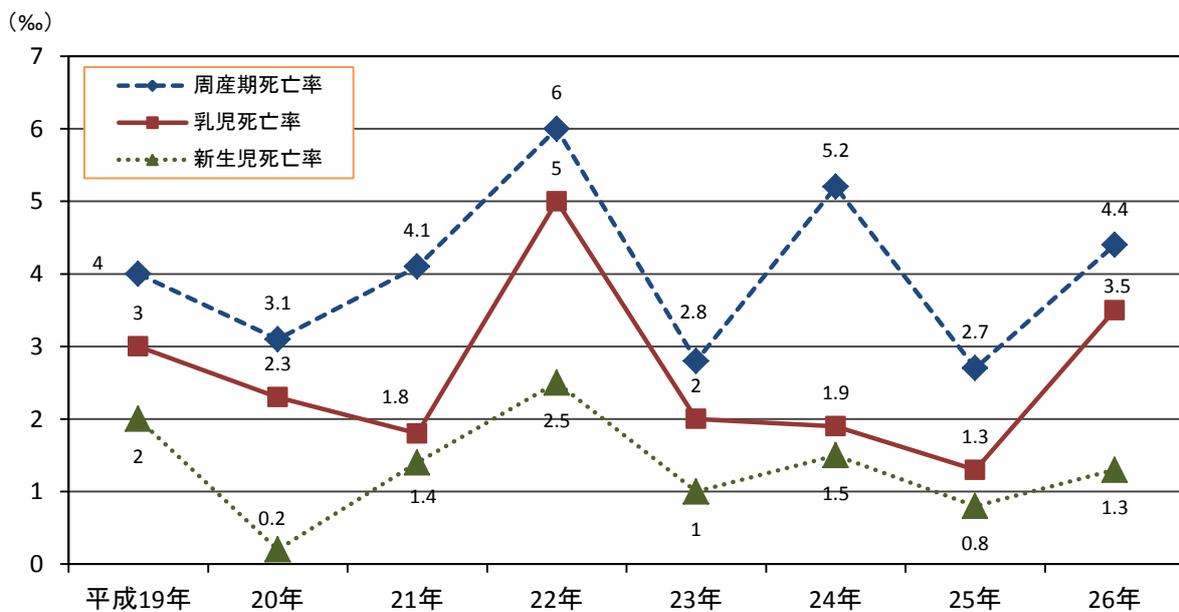
図C-11 男女共同参画センターにおける男性相談の推移



資料: 男女共同参画センター調べ

平成26年の本県の周産期死亡率は0.44%で、前年と比べ0.17%増加した。乳児死亡率は0.22、新生児死亡率は0.05%増加した。

図C-12 母子保健関係指標の推移



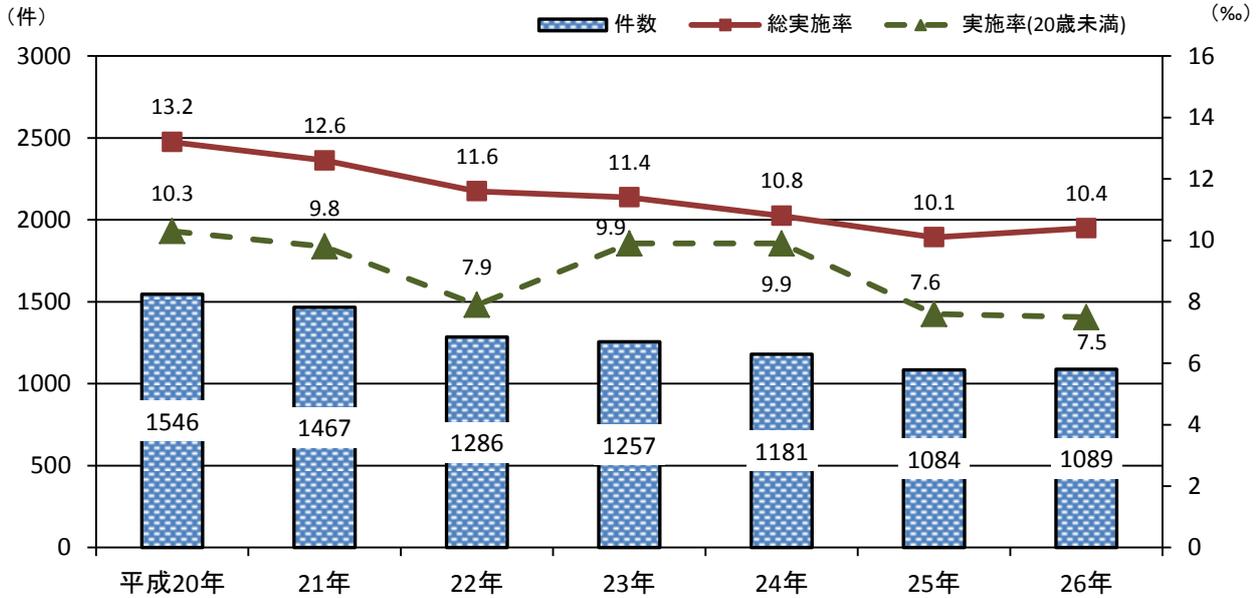
(注)「周産期死亡率」は、(妊婦満22週以後の死産数+早期(生後1週未満)新生児死亡率)÷出産数×1000

「乳児(生後1年未満)死亡率・新生児(生後4週未満)死亡率」は、年間の死亡数÷年間の出生数×1000

資料: 厚生労働省「人口動態統計」(平成26年)

平成26年の本県の人工妊娠中絶件数は1,089件で、前年より5件増加。総実施率、20歳未満の人工妊娠中絶実施率は昨年とほぼ横ばいである。

図C-13 人工妊娠中絶件数の推移

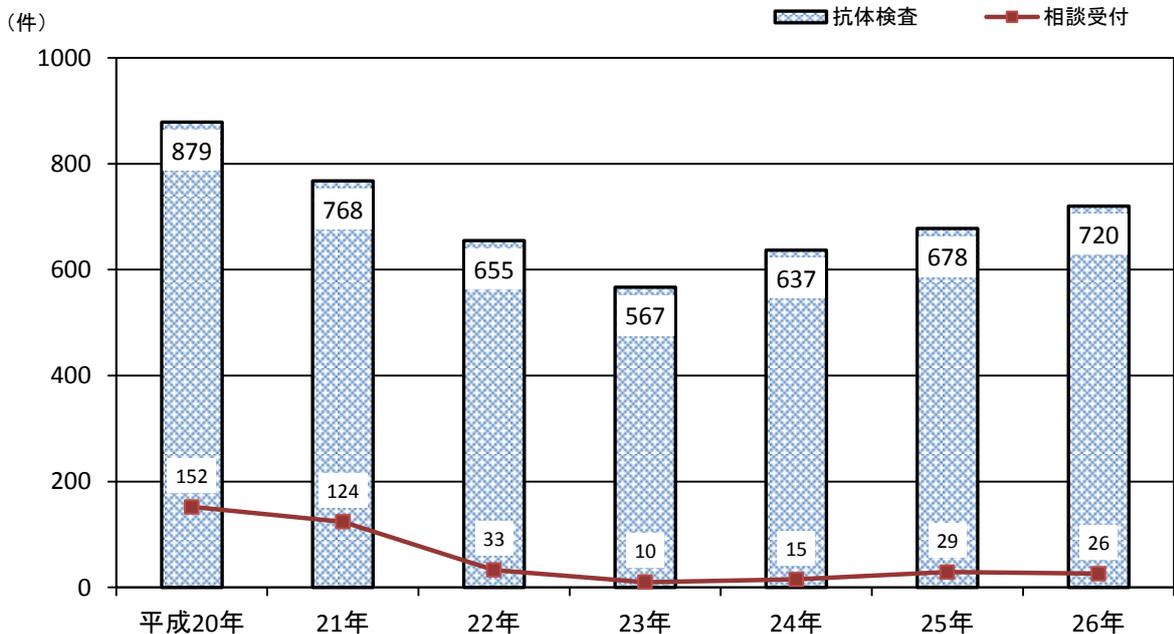


(注)「人工妊娠中絶実施率」は、人工妊娠中絶総件数/15歳以上50歳未満女子総人口×1000

資料：厚生労働省「保健・衛生行政業務報告」(平成26年)

平成26年のエイズ患者・感染者情報によると、本県の保健所におけるHIV抗体検査は720件で前年に比べ42件増加した。相談件数はやや減少した。

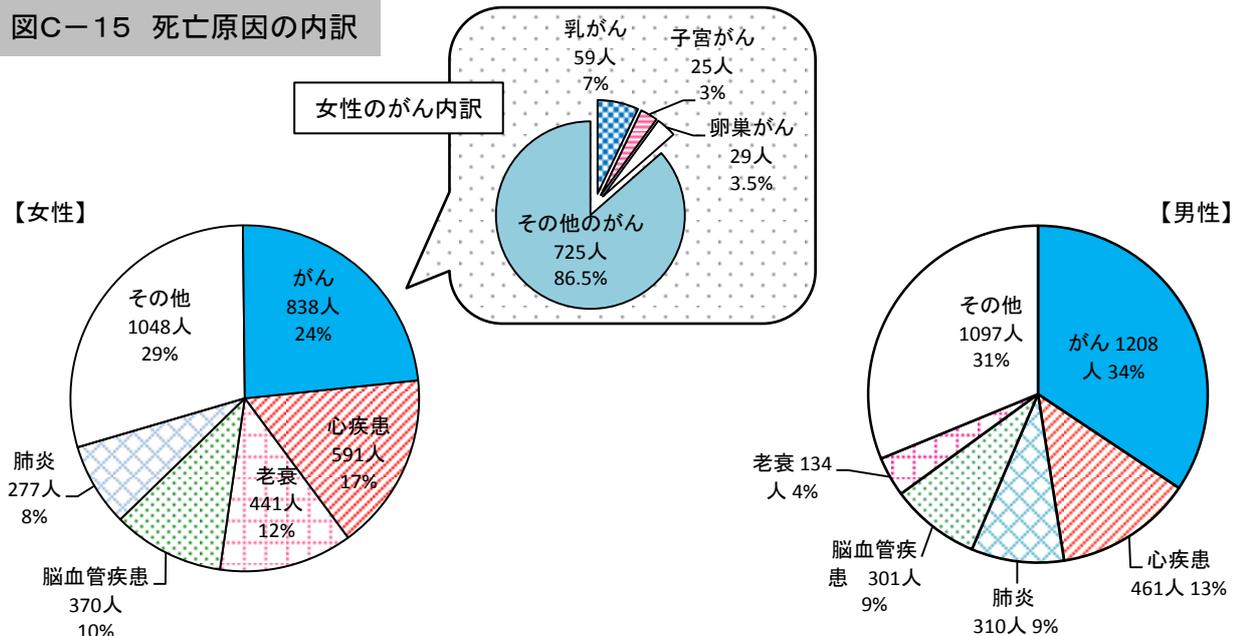
図C-14 保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移



資料：厚生労働省「エイズ発生動向年報」(平成26年)

平成26年の本県における死亡原因の1位は男女ともにがんであるが、女性では乳がんで59人、子宮がんで25人、卵巣がんで29人の方が亡くなっており、女性のがん死亡原因の14%を占めている。

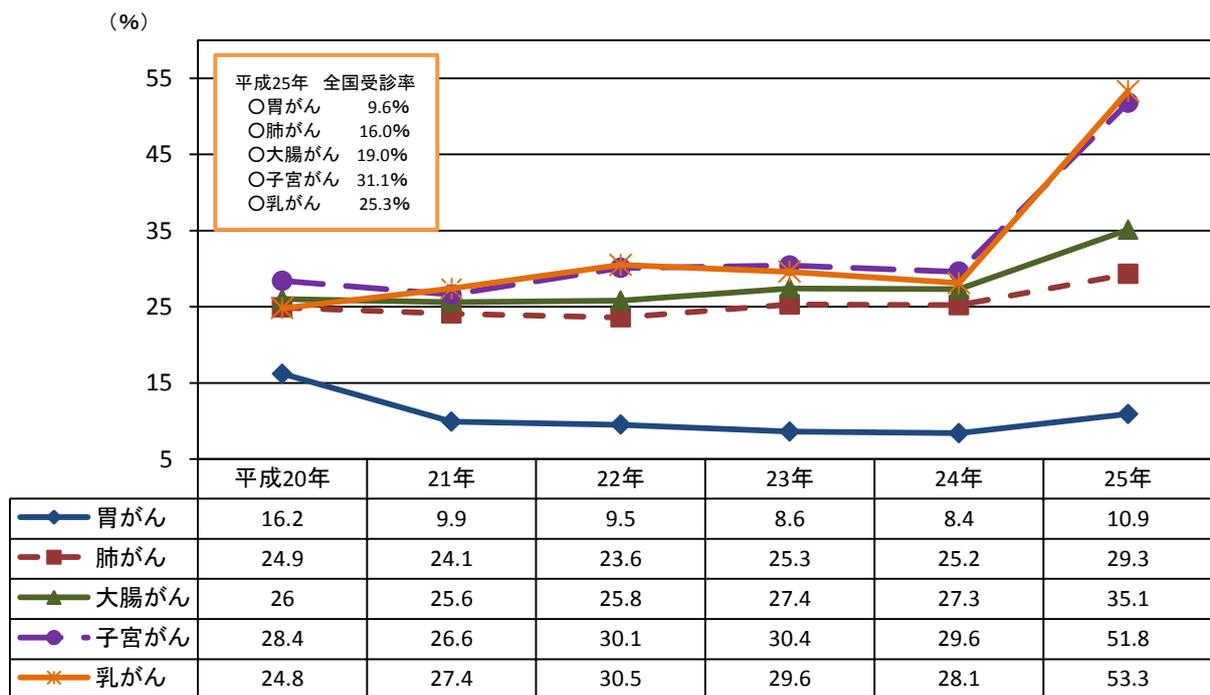
図C-15 死亡原因の内訳



資料：厚生労働省「人口動態統計」（平成26年）

平成25年の本県のがん検診受診率は、全ての検診で全国の受診率を上回り、特に子宮がん、乳がんの受診率が大きく向上した。

図C-16 がん検診受診率の推移



注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢が40歳以上（子宮がんは20歳以上の女性）から40歳～69歳（「子宮頸がん（平成24年度より変更）」は20歳～69歳）に変更になった。

資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」（平成25年）

鳥 取 県 男 女 共 同 参 画 白 書

～平成26年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～
平成28年3月

発行／鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局
男女共同参画推進課

〒680-8570 鳥取市東町1-220

電 話 0857-26-7077

ファクシミリ 0857-26-8196

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>

Eメール danjyo@pref.tottori.jp